

官報

昭和五十六年四月十七日

第九十四回 参議院會議録第十三号(その一)

昭和五十六年四月十七日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十六年四月十七日

午前十時開議

- 第一 昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書
- 第二 昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 第三 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 第四 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第六 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第七 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第八 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第九 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 外資埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。渡辺大臣。

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国財政は、第一次石油危機後の停滞する経済の中で、あえて大量の公債の発行を行い、わが国経済を安定成長へ円滑に移行させる上で、大いなる成果を上げてまいりました。反面、わが国の財政収支は巨額の赤字に陥り、いまだに特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ない状況が続いております。このため、財政は社会経済情勢の変化に対応した新たな施策を講ずる力を失い、また、公債残高の累増は、経済金融政策の円滑な運営に大きな影響を及ぼすに至っております。

いまや、一刻も早く財政の公債依存体質から脱却し、財政の対応力を回復しておくことがぜひとも必要であります。

このような考え方に立て、昭和五十六年度予算の編成に当たりましては、公債発行額を前年度当初予算よりもさらに二兆円減額することとし、自然増収を優先的にこれに充てることとしたしました。

これを受けて歳出面においては、一般行政経費を極力抑制するとともに政策的経費について根柢から見直すなど、思い切った節減合理化を図ることとしたのであります。福祉、文教等の行政水準を維持するためには、なお相当の財源が必要であります。

このため、歳入面において徹底した見直しを行うこととし、現行税制の基本的枠組みの中で相当規模の増収措置を講ずるとともに、特殊法人からの臨時特例的な国庫納付等を実施して税外収入の増収を図ることとしたところであります。

このような歳入歳出面の見直しを通じ、公債発行額の二兆円の減額は、そのすべてを特例公債の減額によることとしたしましたが、昭和五十六年度においても、なお引き続き特例公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、このように国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、租税収入以外の歳入に係る特別措置を定めるものであります。

すなわち、本法律案は、昭和五十六年度における特例公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、昭和五十六年度から五十九年度までの間における日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の利益金の処分の特例、並びに産業投資特別会計から一般会計への繰り入れの各特別措置を定めております。

以上、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。政府といたしましては、財政の公債への依存、なかならず特例公債への依存からできるだけ速やかに脱却するため、財政の健全化に引き続き全力を尽くす決意であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山田議員。

〔山田議員登壇、拍手〕

○山田議員 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました法律案について、総理並びに関係各大臣に対して幾つかの質疑を行いたいと存じます。

まず最初に、この法律案の基本的な考え方についてであります。

法律案の第一条によりますと、「この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、云々とあります。私は、国の財政というものは、決して単なる自然現象ではないと思っております。したがって、財政収支の著しい不均衡というものは必ずだれかによってつくり出された結果であると言わざるを得ません。それでは、この財政収支の著しい不均衡をつくり出した張本人は一体だれかということであり、私はここで、その張本人こそ、まさしく自民党政

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

二八〇

そのものであると断言せざるを得ないのであります。したがって、政府は、この法律案を出す前に、まず深々とこうべをたれて国民の前に謝罪すべきであると思ふのでありますが、総理の率直なお気持ちを聞きしたいと存じます。

次に、去る十二月十九日、財政制度審議会から出された建議によりますと、「あらゆる経費を根底から洗い直し、既に目的を達成したとみられる施策については、これを打ち切る」云々と述べておられます。私も全く同感であります。そして、政府もそのような建議を受けて最大限の努力をするであろうことを国民ひとしく期待したのであります。しかしながら、まことに残念なことに、このような期待はみごとに裏切られてしまいました。果たしてこの予算は既定経費を根底から洗い直したものであるとすることができようか。

試みに補助金について見ると、五十五年度総額十四兆三千九百九十一億円に對しまして、五十六年度は十四兆七千七百六十一億円と、減るどころかむしろ六千七百七十億円の増となっているのであります。

また、言うまでもなく、予算は、一種の所得再配分的な機能を持ち、常に国民生活の安定を最大限に考慮したものでなければなりません。とりわけ、五十五年度は実質賃金一割減という異常事態の中にありまして、このことは特に配慮されなければならなかつたはずであります。しかるに、これとは全く逆に、戦後初めてと言われる大増税によつてますます逆進性を高めているばかりか、所得税の見直しもなされることなく、低所得者層がいよいよ苦しさを増すような予算の内容になっているのであります。たとえば、昭和五十二年に給与収入が五百万円であった人の所得税負担率が昭和五十五年には約四〇%増加しているのに對して、収入三百万円であった人は何と七二%もの増加率を示しているのであります。

次に、予算の伸び率を一けたに抑えるために、歳出を無理して低目に計上したのではないかとと思われる節が随所に見られることであります。その典型が公務員の給与改善費の一割増というところであります。すなわち、昨年の当初予算では二%であったものをなせ今年一%にしたか。政府は、公務員のベースアップが一%で足りると考えているのですか、それとも人事院勧告後の補正予算直しという安易な考え方からですか。いずれにしても不思議でならないのであります。国民ひとしく疑問に思っているこれらのことについて、本当に納得できるように、総理から明確にお答えいただきたいと思ひます。

最後に、この法律の立法形式の問題であります。すなわち、特例公債の発行と納付金という全く異質の内容のものをなぜ一本の法律にまとめたか、理解に苦しむところであります。私としては、これは当然二本の法律として、異なった角度から別々に審議されるべきであると考えるのです。次に、法律案の内容について若干の質問を行います。

まず第一は、特例公債の問題であります。特例公債の発行は、文字どおり特例であつて原則ではないはずであります。去る五十年に初めて特例公債が発行されたときにも、時の大平大蔵大臣は、「特例公債は財政本来の姿ではない。特例公債に依存しない堅実な財政にできるだけ早く復帰するようあらゆる努力を傾注することが今後の財政の基本である」と言明しておられます。しかるに、その後、特例公債のいつの間にか原則になつて、借金が増えつゝ、ついに特例公債を發行しなければ予算が編成できないような危機的状態に追い込まれてしまいました。五十五年度には公債依存度が実に三三%と、世界に類例のない借金国になつてしまいました。わが党としては、徹頭徹尾この特例公債には反対を続けてきたのでありますが、いよいよもつて、わが党が心配したような事態にのめり込んでしまったのであります。

今回、遅まきながら政府が特例公債減額のため

に一步を踏み出そうとして、私

は評価しないわけではありません。しかし、問題はその減額の仕方であり、特例公債減額のた

めに一般大衆から増税をするというのでは、むしろやらない方がましであります。政府は五十九年度には公債発行をゼロにすると言つておられますが、大蔵省試案の財政の中期展望を見ると、要調

整額として、五十七年度二兆七千七百億、五十八年度四兆九千六百億、五十九年度六兆八千億

円となつており、このことは、言いかえるならば、よほどの歳出減をしない限り、その分だけ増

税をしなければ、五十九年度の特例公債はゼロにはならないということになります。政府

は、第二臨調の結果を見て、二兆円の歳出減を行

い、少なくとも五十七年度は増税しないと云つて

おられるけれども、果たしてそのようなことが可

能であるか。もし仮にできたとしても、五十八年

度、五十九年度は一体どうなるのか、大蔵大臣の

自信のほどをお聞かせ願ひたいと存じます。

次に、五十年に始まつた特例公債は六十年

からその償還を始めるわけにならないが、その計

画はどうなつてゐるか。明確な償還計画が示され

ない限り国民の信頼を得ることは不可能であると

考えますが、あわせてお聞かせ願ひたいと存じま

す。

第二に、日本中央競馬会の国庫納付金の問題で

あります。

中央競馬会が年々歳々その売り上げを伸ばし、

すでに特別積立金が累計二千八百四十五億に上

つてゐることは事実であります。だからとい

つて、きわめて安易に、さらに特別の納付金を

納めさせようというその発想に賛成するわけには

まいりません。すなわち、その前に、国が直接行

う競馬事業も含めて、いわゆる公営ギャンブル全

般のあり方について根本的な検討を加え、その中

から国の財政にも寄与する方途を見出すべきであ

ると考えますが、いかがでしょうか。これは国政

全般に関連する問題でありますので、ぜひとも総

理に御見解を伺ひたいと存じます。

次に、中央競馬会内部の天下り人事と放漫経

理の問題があります。当会においても、御多分に漏

れず、農水省を初め中央官庁からの天下り人事が

多く、しかも絶えず報道機関をにぎわすような放

金を出すことは法律違反になりはしないかと考えるが、総理の所見を伺いたいと存じます。

第三に、電電公社の納付金の問題についてお尋ねいたします。

電電公社は、言うまでもなく独立採算の企業体でありまして、そして、剰余金を国に納付すべきか否かについては、すでに昭和二十七年、電信電話公社法案が提案された際に、両院協議会においていろいろと議論されたあげく、結局、公社の独立採算制を尊重して納付金は取るべきではないという全員一致の結論に達したという経過があります。それにもかかわらず、あえて納付金を納めさせようとする今回の法律案は、公社の独立採算制ということに對する従来からの一貫した考え方を變更しようとするものであるかどうか、まず大蔵大臣にお伺いします。

なお、この納付金は四年間続けるということであるが、その間もし公社が財政的に赤字になるようなことになれば、直ちにこれをやめる考えがあるかどうか、あわせてお伺いします。

次に、電話料金の問題であります。平素から電話料金を納めている国民の一般感情としては、剰余金は当然料金値下げに向けられるべきであると思うが、どうでしょうか。

もしそれがどうしても不可能であるとするならば、少なくとも向こう四年間は料金は絶対に値上げをすべきではないと考えます。郵政大臣も、過日の予算委員会において、四年間は値上げをしないと言明されておりますが、一方、真藤総裁は値上げもあり得るような発言をされております。その後総裁はその発言を修正されているようではあります。改めて郵政大臣にはっきりした御方針をお聞かせたいと存じます。

上げながら、左手でそれに見合う分を融資という形で手渡しているのではありません。これはまさにナンセンスと言わざるを得ません。しかも、財政投の場合は入多強の利子がつくのでありますから、公社は、千二百億円の納付金以外に、毎年新たに八十億円の利子を支払わなければならないということになりまして、このようなかきし予算をどうしても承服するわけにはまいりません。大蔵大臣の御答弁をお願いしたい。

最後に、公社に働く労働者諸君の勤労意欲の問題であります。電電公社が今日の発展をもたらした陰には、労働者諸君の並み並みならぬ協力があつたことを片時も忘れてはならないと思ひます。すなわち、公社の急激なる技術革新に對するために、四十八年から五十四年までに延べ二十三万回にも及ぶ激しい技術訓練を受けたり、あるいは厳しい配置転換や職種転換にも甘んじて耐え忍んできたのでありまして、これひとえに公社の発展を思ふべきでありました。

このような労働者諸君の血と汗の結果生み出された剰余金一片の法律によつて國に吸い上げられてしまうことについて、何とも割り切れない気持ちになるのはむしろ理の当然と言わねばなりません。このような労働者諸君に對して、郵政大臣はどのような形でこたえようとしておられるか、はつきりとお答え願ひたいと存じます。

以上、私は、みずからの失敗をも省みず、安易に特例公債を発行し、余裕のありそうところからお金を吸い上げようとするこの法律案に對しまして反対の立場をとりつつ、あえて幾つかの質問を行ひました。総理以下、関係各大臣の誠意ある回答を期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) 山田さんにお答えをいたします。

まず、法案第一条に関連して、國の財政収支悪化の責任についてお尋ねがございました。

今日の巨額の財政赤字は、要約して言えば、石油危機を契機とする景気の落ち込みによる税収の伸び悩み、景気回復のこととするための積極的財政運営、福祉元年と言われた昭和四十八年以来的社会保険等の施策水準の引き上げ等いろいろの要因が重なった結果であります。しかし、このような積極的な経済運営及び民間の懸命な対応によりまして、わが國は二度にわたる石油危機を巧みに乗り切り、今日、成長率、物価、失業率等々、経済の各方面におきまして世界各國から高く評価される成果を上げておるのであります。

ただ、問題は財政収支であります。私は、現状のような財政収支はきわめて不健全であると考へ、五十六年度予算では特例公債を二兆円減額し、財政再建を軌道に乗せたのであります。来る五十七年度予算編成においては、大型新税の導入などは念頭に置き、歳出の削減合理化に取り組み、引き続き財政再建に当たる所存でありますので、各党各会派の御協力を切に願ひ申し上げます。

所得税減税の問題であります。財政再建が緊急の課題であること、わが國の所得税の負担水準が主要諸外國に比べて相当低いことを考慮すれば、所得税減税はしばらく御勘弁をいただきたいと存じますが、先般の衆議院議長決定及びそれに基づき六党国対委員長会談合意事項につきまして、政府としてももちろんこれを尊重し、誠実に実行してまいる考えであります。

五十九年度に赤字公債依存を脱却することを目指して再建努力を続けておりますが、これを増税なしで達成できるかとお尋ねがございました。増税なしで財政再建目標を達成するため、あらゆる努力をなす決意であります。その可否は、当面五十七年度予算編成において歳出削減、既存制度の見直し合理化がどこまで進むかにかかってくると思ひます。十分な歳出削減効果が上がるよう全力を挙げ行財政改革に当たる決意でありますので、御支援を賜りたいと思ひます。

その他、補助金の洗い直し、公営ギャンブルの見直しなどの御質問をいただきましたが、これらにつきましては所管大臣から答弁をいたさせます。

なお、日本中央競馬会の特別積立金の処分を定める政令がまだ決められていないのは怠慢ではないかとのお尋ねがございましたが、この点につきましては、特別積立金を取り崩すことを必要とする事由が具体的に発生したときに制定することが適當ではないかと考えております。

残余の問題につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。

総理からもお答えがあつたように、赤字財政をつくられた犯人はだれだと言われましても、これは別に犯人がおられるわけではございませんので、やはり石油の大幅値上がりで世界じゅうが不景氣になつて、それを救うために建設公債を発行して、そうして失業者を少なくしてきたということが一つ。それからもう一つは、税収が二倍にしかならないのに、国民生活を安定させ、福祉を向上させると皆さんがおっしゃいますから、税金がありまじいので、特例公債を発行いたしました。それでともかくどんだん借金をしながら福祉の向上や文教の刷新をしてきたということでございます。

したがって、御承知のとおり、税収が過去七年間で二倍にしかありませんが、社会保険関係費は四倍近くになっている、文教関係費は二・九倍になっている、この一事を見てもそれは当然わかることである。それから、税金がなければ、その財源を税金によらず一時的に借入金に頼つた。しかしながら、いつまでもこういうことはやめていけない、もうすでに限界に来ておりますから、ここでやはり政府としては、だんだんと自分の税収の中で歳出の賄いをするという方向に方向転換

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

を大きく始めたということでございます。

それでは、五十九年度までに赤字国債をゼロに増税なしでできるのかというお話でございますが、これは、できるのかでなくて、やらねばならないということでございます。やるつもりであります。

それから特例公債と言いつつながら毎年特例公債を発行しては常例公債になってしまふのじゃないか、おかしいじゃないかと。そう言われると、これは特例公債ですから、本当はそんなに何回も発行したくないわけでありまして、しかしながら、これは臨時特例の措置でございますから、毎年毎年国会にお諮りをして一回一回御承認を願つておると、もうこういふこともあと二、三年でやめさせていたきたいというのが特例公債からの脱却でございます。

それから特例公債の償還計画を明確に発表せよというところにつきましては、これは特例公債の償還計画というのは、一応の考えはございますけれども、そのときどきの経済事情というものはございまして、やはり世界の経済というものは非常に変動が大きいので、固定のものでは非常に決めましてしまうというわけにはなかなかいかない。しかし、これについてはおおよその目安をつくって、これをきちんと返済していくようにするつもりでございます。

その次に、歳出の伸びを一けたに抑えるためにかなり無理をしたのじゃないか、公務員の給与改善費一割で済むと思うかと、こういう話でございますが、公務員の給与で幾らになるのか本当はわからないのです。これは人事院勧告というのが出てみなければわからない。わからないから、本当はこれまで二割乗せたこともあるし、五割乗せたこともあるし、いろいろございまして、いろいろございまして、非常に厳しい財政事情のもとでございます。今回は昇給分のほか、定昇は別に入っているわけですから、そのほか一割の財源を組んであるということでございます。

それから納付金と公債は質の違うものなんだから一本の法律で出してはけしからぬと、こういうお尋ねでございますが、これはまあ立法の趣旨、動機が同じでございます。要するに財源を調達するための臨時特例の法律だということにおいて法制局とも相談してみたところが、別に違法じゃない、それでできるということでございます。それから、それなら何本も出すよりも一本にしてあつた方が私の方も都合がよろしうございまして、そうさせていただきます。それでございまして、

それから、競馬会に財政的ゆとりがあつて、これを納付させるのは安易にすぎないかと、これはもう公営ギャンブル全体の再検討をやつたらどうかというお話でございますが、なかなか公営ギャンブル全体では今回はいかなかつたわけでございます。まして、臨時特別の措置として、競馬会の当面の運営に支障がないと考えられる範囲で特に納付金をお願いをしたわけです。これは、額の多い少ないという御議論もいろいろございまして、通例だと、大体三百五十億円ぐらい去年はいたしておりますが、そこに今度は五百億円ほどちょっと上乗せをさせてもらひまして五百億円ということにさせていただきます。それでございまして、

それからこの両院協議会で決めた電話の問題については、かねていろいろいささつがあつて、電電公社の納付金制度をやるうということもあつたのだが、やめろというところになって結局やめたのだと。そういういささつがあるのじゃないか、何でもいささつそれを復活するか、そういう御議論もあるでしょう。あるでしょうが、当時としては電電公社も大変苦しい生活でございましたし、積滞の電話がいっぱい残つていまして、早く国民のためにそれを消化してやらなければならぬという状態にあつたことも事実なんです。これは事実でございます。しかし、いまやそれも国民のみんなが電話を引けるようになった。これは電電公社の労使間の努力ももちろんございまして、そういうようなことで電話の積滞というものも解消されて、電話

の自動化というものも本当に思ったより速いスピードでできた。しかも、電電公社の中には一兆六千億円の利益剰余金が積み立てられておる、こういうような状態でございます。電電公社は国の一〇〇%出資の子会社みたいなものでございまして、わが国がやります。国家の機関の一部であることは間違いないわけですから、そこでもとかく、国鉄も同じようなことで、国鉄は非常にいろいろな問題で赤字になつているので国はいろいろな助成をしたり、そのかわり今回は合理化を要請してやつてもらふということをやつておるわけですから、電電公社についても合理化を要請してうまくやつていただいております。その成果がかなり出てきております。がしかし、一兆六千億円、普通の会社によれば当然それについてはもう税金を半分払うわけですが、電電公社はそういう点では払っていない、納付金も納めていないというわけでございます。こういうときでございまして、

それから、とにかく国の方は大変なんだから、毎年一千二百億円、四千八百億円ほど御協力をいただかせんかとお話をしたところが、わかりましたということになりました。それでお願いをしたわけでございます。何かわかりましたか、と呼ぶ者あり。いや、それはちゃんと話をしたわけですから、行つて。これについては、もうそういうことですから、じゃ御協力いたしなうと。KDDでも毎年二百億円ぐらい税金を払っていますし、あるいは売り上げは千四百億円ぐらいしかないわけですが、電電公社は二十五倍ぐらいあるのですから、全く同じには言えませんが、そういうことで御協力をしてくれろということ、あるいは感謝をしておるところでございます。

それから電電公社は、その間、四年間に値上げするかどうかということでございますが、この値上げの問題は私の所管ではございませんから別にいたさせていただきます。それから補助金の問題につきましては、補助金の総額がふえている、切つた切つたと言つてもふ

えてはいるじゃないかと、全く結果はそのとおりで、まことに申しわけないと思つております。思つておりますが、これはかなり切つてはいるのです。千六百億円切つてはいるのですが、結果的には六千五百億円ふえてしまったということでございます。まして、これは本当に大変なんです、実際は、しかし、どういふのがふえるかといふと、一年で三千億円ふえる、社会保障がばつと。ふえちゃう方は、そういうのかいがあるわけですから、補助金十四兆円あつても、その中で社会保障費関係で五兆円とか、文部省関係で三兆円近いとか、そういうのがなかなか切りようがないのですよ、実際は。それで細かいところ、かなりのものは切つてはいるのです。文教関係だつてもとかく四百数十億とか、農業関係だつても五百何十億と切つてはいるわけですから、切つたのも事実なんです。切り切れないで、押さえ込んで出てきてしまふというのがありますから、これは制度上の問題、法律上の問題でございまして、第二臨調等を通して押さえると言われても、大蔵大臣も法律と憲法を守らなければならぬ。したがって、そういうような問題も含めてひとつ制度の問題の見直しを今度の第二臨調でお願いをして、皆さんの御期待に沿うようにしたいと考えております。

以上でございます。(拍手)
〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 特殊法人の見直しの問題でございますが、臨時行政調査会の検討項目は、臨時行政調査会委員がお決めいただくことになつておりました、今月いっぱいには決まるはずでございます。

特殊法人につきましては、役員問題、定員、組織及び経営形態、さらに運営の簡素効率化等について、臨時行政調査会におきまして十分検討されるであろうことを期待しております。(拍手)
〔国務大臣藤尾正行君登壇、拍手〕
○国務大臣(藤尾正行君) 私に対します御質問は中央競馬会の職務員の労使関係はどうかと、こ

ういうお尋ねでございます。

一般に中央競馬会の既務員はそれぞれが調教師のもとにございまして労働者である、かように考えられ、現に既務員の皆様方の組合といひますものがございまして、待遇あるいは労働条件の改善等々につきましては、調教師の組合との間で団体交渉をやっておられるということでございますから、私どももいたしましては、調教師との間の雇用関係にあるというように解釈をいたしておるわけでございまして。(拍手)

〔国務大臣山内一朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(山内一朗君) ます、臨時国庫納付金を納付するよりは電話料金を大幅に引き下げるべきではないかとの御指摘についてであります、現下電電公社の臨時国庫納付金につきましては、現下の喫緊の課題であります国の財政再建に関し政府出資法人について協力を求められ、電電公社につきましても、その事業活動力に期待いたしまして大局の見地から協力することとし、臨時かつ特例的な措置として国庫への納付を行うこととしたものであります。

お尋ねの電話料金につきましては、昨年度より夜間料金割引の拡大を実施し、さらに今年度におきましても遠距離通話料金の値下げ及び日曜祝日料金の割引を予定し、値下げに極力努力をしておりますところでありまして。

次に、臨時国庫納付金の納付期間中である四年間は値上げをすべきではないとの御指摘につきましては、この納付金の納付が損益収支に与える影響を最小限度にとどめるよう考慮したところでありまして、公社が生産性の向上、増収あるいは経費の節減等、一層の経営努力を行うことにより、現行の料金水準をできるだけ長く維持するよう努力してもらいたいと考えている次第でございます。

次に、電電公社の発展は職員の協力の結果であつて、納付金を納付することによって職員の勤労意欲が薄れるのではないかと御指摘について

であります、電電公社の事業は、社会経済の進展に伴う情報量の増大による需要の増加や技術革新による生産性の向上に支えられ、また公社役職員の努力によって発展してきており、今後も一層その進展が期待されているところであります。今般の臨時国庫納付金は公社の負担とはなりません、先ほど申し上げましたように、国の財政再建への協力として行うものでありますので、公社役員員においては、政府公共部門の一員として、国民に寄与するものであることを理解し、意欲をもって対処していただけるものと期待をしております次第であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 多田省吾君。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております財政運営に必要なる財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

昭和五十六年度予算は、わが党を初め野党の強い反対にもかかわらず、去る二日成立いたしました、これは国民の声を無視し、歳出削減の努力を放棄した大衆増税型予算であります。このことは、鈴木内閣の財政再建に対する政治姿勢が、財政再建イコール大衆増税であることを明白に示したものにほかなりません。

また、第一次石油危機以後すでに七年を経過しているのに巨額な赤字国債を発行し続けていることは、政府が高度成長期に形成された財政肥大化の原因にメスを入れず、財政危機を脱却するための抜本的な行政改革に積極的な努力をしなかった結果によるものであります。

政府は、口では「小さな政府」を唱えながら、財政構造の見直しによる歳出削減を図ることなく、赤字国債の発行を減額するに当たっても、その財源を大衆増税に頼っているのは大きな問題であります。すなわち、所得税の減税見送りによる実質増

税二兆七千億円の増税を初め、低所得者ほど負担が重くなる物品税等の引き上げ、中小企業への増税などは一兆四千億円の増税に及んでおり、このような大衆増税中心のやり方はとうとう国民の納得が得られないことを指摘しておきます。

初めに、当面の財政再建に対する政治姿勢について質問をいたします。

来年度は、政府も増税なき財政再建の実行というところで、第二次臨時の審議も始まりましたが、早くも総理は福祉、教育等を犠牲にする行政改革を意図しているのではないかと懸念が強くあつております。総理の今後の行政改革並びに補助金の整理合理化等に対する基本的態度について、まずお聞きしておきたいと思ひます。

また、グリーンカード制度の五十九年実施に關し、総理、大蔵大臣のたびたびの完全実施の言明にもかかわらず、去る十五日には、自民党本部においてグリーンカード再検討議員連盟が発足し、明らかにグリーンカード導入実施に反対する働きかけが活発化しておりますが、これを総理はどう受けとめておられるのか。

さらに、地方交付税率は引き上げるべきであると思ひますが、政府は来年度に、地方自治体の財政を困難化させる地方交付税率の引き下げを考へておられるのではないかと伺ひております。総理並びに大蔵大臣に明確に御答弁いただきたい。

第二に、本法律案の構成について伺ひます。

本法律案は、昭和五十六年度以降に於ける、財政法で認めていない赤字国債を今度も臨時特例の措置として発行することを中心として、日本中央競馬会、電電公社及び開業銀行等からの国庫納付金の特別措置を定めようというものであります。このような措置は、財政制度審議会の「昭和五十六年度予算の編成に関する建議」に示された歳出の抜本的見直しの指摘からすれば、竜頭蛇尾の感は免れないところであります。

本法律案が提案されるまでの経緯について見ますと、当初、政府は制度改革にまで踏み込んだ歳

出削減を行う旨の報道もなされ、また大蔵大臣は、国会答弁においてもそのような検討を表明していたのであります。ところが、政府は、徹底した歳出削減を行うことなく、単に赤字国債の発行に政府出資法人の国庫納付金の特別措置などが付されただけの内容にどうして後退したのか、その理由と経緯を明らかにしていただきたい。

第三は、財政再建計画についてであります。われわれは、財政再建を国民合意のもとで進めるため、政府に対し明確な財政計画の策定を求めてまいりました。財政当局はこれまでの「財政収支試算」にかえて「財政の中期展望」を出しましたが、相変わらず疑問の多いものであり、特に財政再建の主要な指標である赤字国債の減額について、政府の提出資料は一貫性を欠いております。

そこで、総理並びに大蔵大臣にお尋ねいたしますが、少なくとも第二次臨時の答申を受けて、国民が納得する、より明確な財政計画を国会に提出する用意があるかどうかお答えいただきたい。

また、七月中旬に第二次臨時の中間答申を求めるといふことですが、政府はこれを受けての対策のスケジュールをどのように考へておられるか、臨時国会の開会予定をも含めて示していただきたいと思ひます。

第四は、本法律案で赤字国債の発行を抱き合はせにした政府出資法人の国庫納付金の特別措置についてであります。

本法律案における五十六年度の国庫納付金の増額は、一般会計分で一千四百五十億円であり、これが、今回の措置について、政府出資法人その他の特殊法人全般について検討を加えた結果なのかどうか。さらに、電電公社納付金は四年で四千八百億円となりますが、赤字転落のおそれ、料金転嫁のおそれが全くないかどうかお尋ねしたい。先ほど郵政大臣から答弁がありましたけれども、私は総理にも絶対に料金値上げはしないという御決意をお伺いしたいと思ひます。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

〔議長退席、副議長着席〕

第五は、国債の消化に関する問題であります。最近、金利の引き下げ機運を背景に、国債の市況は比較的活況を呈しておりますが、減額したとはいえ、なお高水準の国債発行が継続しているためこの市況は一時的なものと考えられます。したがって、個人消化促進のための制度の確立は、依然として国債管理政策の最重要課題の一つとして重視しなければなりません。特に政府が今国会で提出を予定している銀行法改正の中で、銀行の国債の窓口販売及びデベロップメントの問題は国債の個人消化とも関連するものですが、政府は、国債の個人消化という国民経済ベースはもとより、関連業界への影響もあわせて検討し、最善の方策を提案すべきことを要求するものであります。大蔵大臣の御決意と銀行法提出の時期を明らかにしていただきます。

また、郵政省は、資金運用部の国債引き受けについて、発行主体と引き受け主体が同じであることによる問題点を取り上げ、郵便貯金の資金で直接国債を引き受けることを主張しておりますが、これについての功罪を郵政大臣並びに大蔵大臣にお伺いしたい。

最後に、昭和五十六年度の経済運営についてお伺いいたします。

五十六年度予算は、冒頭に指摘しましたように、大衆増税予算であり、しかも公共料金の相次ぐ引き上げと相まって、国民大衆の負担増加をますます強めようというものであります。一方、第三次公定歩合の引き下げに伴う預貯金金利の引き下げにより庶民の預貯金の目減りが心配され、財政金融両面からの国民生活への圧迫が危惧されるのであります。これを緩和し得る残された道は消費者物価を安定させることである。

ところが、五十五年度においては、消費者物価上昇の政府見通し六・四％は、現実にはこれを大きく上回って七・八％にも達し、勤労者の実質収入のマイナスが生じております。そして、五十六

年度に政府は消費者物価上昇五・五％という楽観的な見通しを立てていたのでありますが、これ以下に落ちつくと考えているのかどうか。実質賃金のマイナスが再び五十六年度にも生ずることのない経済運営ができるのかどうかについて、総理並びに経企庁長官に明確な答弁を願いたい。

また、景気の低迷によって中小企業の経営が急速に悪化し、五十五年度の企業倒産は、負債一千万円以上で一万八千二百二十二件と史上最悪の倒産を来し、下請、孫請等の中小零細企業の窮状ぶりが目立っておりますが、これ以上経営悪化を来さないためにも政府の早急な救済策が望まれます。特に、中小企業に対する官公需を中心とした仕事量の確保とともに、中小企業の金利負担の軽減等が要請されております。

今回、政府は、公共事業の七〇％前倒しを決定しておりますが、この前倒し部分を大型プロジェクトを中心とするのではなく、下水道、学校、各種福祉施設など、中小企業向けの事業を重点的に発注し、しかも、できるだけ細分化、共同受注化を促進すべきだと思っております。この中小企業救済に対する総理並びに通産大臣の誠意ある御答弁を要望いたします。私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 多田さんにお答えいたします。

まず、今後の行政改革並びに補助金の整理合理化等についての基本姿勢をお尋ねがございまして、私は、今日ほど行政改革に対する国民の期待が高まったことはない、まさに天の声とも言うべきものだと思っております。政府としては、この国民の期待に全力を挙げてこたえなければならぬと存じますが、まず手始めに、第二次臨時行政調査会の中間答申を得て、五十七年度予算編成におきまして歳出の削減合理化に最善を尽くす所存であります。

その際、福祉や教育などが犠牲になるのではないかとお尋ねですが、私は、このような難事には犠牲は等しく分かち合うことが必要であると考えておりまして、あくまで行財政の全般を見直すという考えでございまして、特定の聖域をつくってはならないものと思っております。

グリーンカードにつきましては、たびたび御答弁申し上げておりますとおり、五十五年度の税制改正によってその導入が決定しているものでありますので、政府はこれを確実に実施していく所存でございます。

第二臨調の答申を受けて、行財政計画を作成し国会に提出するかどうかお尋ねであります。第二臨調に對しましては、財政再建に關連して改革を急ぐ課題につき早急に検討をお願いし、中間答申をいただくこととしておりますので、御報告をいただきた次第、その具体化、実行に取り組みたいと考えております。中間報告の性質上、その内容は五十七年度予算編成で実現すべき事項となりましようが、その際、法律上の手当てを必要とする事項につきましては、当然国会で御審議を願うべく御相談させていただく運びになるものと考えております。

消費者物価の見直しであります。政府は数回にわたる総合物価対策を推進してまいりましたが、幸い最近では消費者物価は基調的には落ち着いてきております。五十六年度も引き続き物価の動向に細心の注意を払い、必要な措置を適切に講じていくことによりまして政府見通しの五・五％程度という消費者物価の上昇率の範囲内にとどめ得るものと考えております。

五十六年度の公共事業の執行につきましては、先般、総合経済対策において、分割発注の促進により中小建設業者の受注割合を極力高めるよう配慮したところでありますが、なお詳しくは通産大臣から御答弁を申し上げます。

残余の御質問につきましては所管大臣から御答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。

グリーンカードの見直しをする動きがあるが、どうするのか。これは、グリーンカードは総合課税をすることでございまして、円満にできるようにどんどん進めていく、そういうつもりでございます。

それから地方交付税の引き下げを行うという報道があるが、どうか。そういうことは検討いたしております。

それから財源確保法を出す前に歳出の徹底的削減をなぜやらなかったか、姿勢が後退したのではないかと。これは一生懸命やったのですが、先ほど言ったように八千五百億円ぐらいいしか実はできなかった、これは事実でございます。一方、一兆九千億円からの当然増があつて、これがどうしてもそんなに抑え込めなかった、そのほか新規政策もあるというこのために、今回は必要最小限の増税をお願いしたことは事実でございます。しかしながら、国民はこれ以外の国民負担増加はいけない、緩みのある財政体質にメスを入れてもつと削減せよというのが世論でございますし、国会でも各党代表の方からもそういう御要求が強い。私は予算編成をやつてみて、いろいろな補助金カットも計画したのがほかにありますが、皆さんかなりおいでになりました、私のところへ、カットしないようにと。しかし、この次はカットさせてもらいます、これは。こういう御要求が多いわけでございますが、そのほか法律制度によつてカットしたくとも大蔵大臣の思うようにならないというものもございまして、これらについては国民の代表である国会の皆様御支持を得ましてカットできるようにさせていただきます。こう思っております。

それから行財政計画の国会提出ということでございますが、特にこの財政の計画ということ、口では簡単なようでございすけれども、数字で

きちんと、計画と言うからには動かさない、しよつちゅう動くのでは計画じゃありませんから、動かさないというものをこしらえることは非常にこれは言うべくしてむずかしい。経済変動というものがあつて世界じゅうにどういふ変動が起きていくかわからない、そのときに計画をつくつてしまつて動かせないということでは対応できない。したがつて、目安のようなものはできませんが、厳密な意味での計画というものはなかなかむずかしいでございます。しかし、目安がなければだめでございますから、当然目安になるものはつくつて出しておるわけで、中期展望もその一つでございます。(発言する者あり)いやいや、しかしそれが一番現実的なんです。

それから特殊法人の問題について検討を加えた結果でございますが、今回の国庫納付措置というものは特別の財源対策として政府関係機関の内部留保について検討を行つてきた結果出たものでございまして、これは中央競馬会、電電公社、日本開発銀行、それから日本輸出銀行等いろいろな特別措置がございまして、それらについて検討し、その一部が今回納付措置をとつたわけであつて、日本航空の政府保有株式の売却等もその措置の一環でございます。

それから国債の個人消化に関連した問題でございますが、銀行法の改正に對してどうするか、御承知のとおり、銀行法はもうつくつてから五十年、かたかなの法律でございまして、時勢とちよつとずれのあるようなところもございまして、したがつて、これらの銀行の成長、経済のパターンの変化、国際化の進展等、金融情勢というものには五十年前とはまるっきり変わつておるというふうなこともございまして、外国銀行が日本にたくさん支店を持つておる、ときどきいろいろ新新聞もまいておるということも事実であります。こういうふうなものを考えまして、この際銀行法の全面改正というのをやつたわけでございます。その中で、いわゆる公社債の問題につい

て、銀行が国債等の証券業務を営み得る旨を実は銀行法にも明文をもつて規定したわけでありまして、

なお、銀行法については、全面改正でございますから、各方面にいろいろな御意見のあるのは当然でございますが、それらの御意見を聞いて調整をいたしまして、大体固まりましたので、速やかに国会に提出したい、かように考えております。

国債の個人消化の促進のためにはいろいろな税制上の優遇措置等も行つておりますが、その他その種類を変えたり年限を変えたり、いろいろな方法をとりまして、今後とも国民に好まれるような国債をつくつて、個人消化というものを一層進めてまいるように努力をしております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) ことしの消費者物価五・五％は達成できるかというお話でございますが、幸いに最近消費者物価はだんだんと安定の方向に進んでおります。今月、四月はよほどのことがない限り五・五％台におさまるものと期待をいたしております。

五十六年度は、昨年と異なりまして公共料金による悪い影響が若干大きくありません。昨年は、電力、ガス料金等の値上げがございまして消費者物価を大きく押し上げましたが、ことしは電力、ガス料金は据え置きをすることになっております。また、昨年のいまごろは、消費者物価に大きな影響のございました卸売物価は年率二・四％ぐらいでありましたが、現在はほとんど前年同月比横並びの水準に近づいております。また、石油価格も国際的に安定をしております。こういうことでございまして、昨年に比べまして物価政策は比較的やりやすい。このように考えておりますが、しかしながら、消費者物価の安定ということは国民生活の基盤でもございまして、今後物価対策を機動的に運営を進めることによりまして、五・五％という

政府目標を確実に達成したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣山内一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(山内一郎君) まず、電電公社の臨時国庫納付金と将来の料金値上げとの関係でございますが、臨時納付金は、予算上、損益勘定によらず資本勘定から支出することとされております。このため、この納付金を納めることによりまして直ちに損益の収支が悪化するわけではございませんが、資金繰りの面で外部資金が増加し、その利子負担等が増加するものと見込まれております。

郵政省といたしましては、公社が生産性の向上、増収、経費節減等、一層の経営努力によりましてこれらの負担増加を吸収することを期待しており、現行料金水準をできるだけ長く維持するよう努力してもらいたいと考えております。

次に、郵便貯金資金による国債引き受けの功罪についてであります。郵便貯金の資金は、国民がその経済生活の安定と向上を図ることを目的として任意に行つた貯蓄の集積であり、有利な運用を行うことは預金者に対するサービス向上のため不可欠であり、また経営の健全性確保の観点からも望ましいものであります。

これまで発行された国債は、金融市場、金融機関の経営に大きな影響を与えており、このような状況を解消するためには国債消化の方法をより多様化することが必要であり、直接郵便貯金資金の一部を国債の保有に充てることは一つのあり方だと思つております。(拍手)

〔国務大臣田中六助君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中六助君) 多田議員にお答え申し上げます。最近中小企業の倒産が非常に多い、この対策についてどうかという三つの御質問でございます。多田議員御指摘のように、昭和五十五年度の中小企業負債額一千万円以上の倒産件数は一万八千二百二十二件で、これは史上最高でございます。私

どもこの対策に頭を痛めておりまして、関係業者並びに関係の多くの方から毎日のように陳情を受けておるわけでございます。

私ども、この当面の対策といたしましては、中小企業倒産防止のための貸付制度の拡充ということとを一つの柱にしております。二番目の柱といたしましては、やはり中小企業の共済制度の確立、それから倒産防止のための保証制度の拡充、それからもう一つは倒産防止のための相談事業の拡充というふうな四つの柱を設けておりますけれども、なかなか、くつの上から足をかくような調子でございます。まことに恐縮に思つておりますけれども、相談室の対象といたしましては、現在百二十一相談室がございまして、これを百六十一に拡充すると同時に、中央には各省庁関係の協議会を設けると同時に、各地方の通産局を中心としてまた連絡協議会を創設してこの対策に当たつております。

二番目の御質問は金利の問題でございます。御承知のように、三月十八日に公定歩合を一％下げまして、私どもこれに政府関係の三金融機関の金利の連動を考へておりますが、御承知のような金利体系でございまして、まだ三機関の金利が確定していません。しかし、私ども、できるだけ大幅に、かつ早急にこの金利を確立すれば、十八日に遡及してこれを決めたいというふうに思つております。そのせいか、中小企業者の設備投資の借り出しがちよつと増加しておりますけれども、本当に金利が確立しなければなかなか活発になりませんし、この点早急に、きょうも閣議で各関係の大臣にお頼みしたところでございます。

三番目の官公需の発注の問題でございますが、これもきょうの閣議で、中小企業向けの官公需の拡大につきましては、いままで十業種十法人ございまして七十七法人を対象にすると同時に、上半期におきまして中小企業向けの官公需の発注を一〇％相当を引き上げるといふことにつぎまして

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その一)

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(通称説明) 昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書(外二件)

二八六

鋭意努力すると同時に、官公需の分割発注あるいは事業組合の利用あるいは情報の利用、それから銘柄指定の廃止というような便宜を図って、できるだけ官公需の発注拡大に努力するというのも、きよりの閣議でさらに確認したこととでございます。

いすれにしても、以上のような対策で何とかこの危機あるいはこの不況を乗り切っていくという決意でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 答弁の補足がございませう。渡辺大蔵大臣。

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほどの答弁の中で、電電公社の臨時納付措置によって公社が赤字になる、それに対する大蔵大臣の見解はどうかというこの答弁漏れがございました。

これは、郵政大臣が先ほど答弁なさったことと全く同じでございますから、そのとおりであります。

それからもう一つ、郵便貯金で直接国債を引き受けたらいいじゃないか、資金運用部で国債を引き受けることについての功罪はどうかということ。これは長い論争のあったところでございませうけれども、運用部資金というものは、御承知のとおり、郵便貯金だけではなくして、厚生年金だとかその他の特別会計とかいろいろのものがたくさんそこにあつて、そこで統括して運用を一元的に管理している、それが財政資金その他にまた出ていっているわけでございます。私は、そういう意味において、財政金融政策との整合性を最もよく確保するという点では、運用部の一元的ないろいろな資金の運用ということが一番いいと、そう思っております。したがって、郵便貯金による国債の直接引き受けという一環として引き受けたりすることの方がいいのじゃないかと、そう思っております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書(外二件)

日程第二 昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書

日程第三 昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書

以上三件を一括して議題といたします。決算委員長野田哲君。

審査報告書

昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書、昭和五十二年度国庫補助金受給者調査報告書(外二件)右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十五日

決算委員長 野田 哲

参議院議長 徳永 正利殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

(1) 会計検査院の検査機能の拡充強化については、本院においても、再度議決を行つてきたところであるが、その後も、依然として抜本的な措置がとられないまま推移していることは、極めて遺憾である。

政府は、会計経理にかかる監督機関としての会計検査院に対する、国民の強い期待にこたえるためにも、同院が検査の目的を十分達

することができるよう、速やかに、所要の措置を講ずべきである。

(2) 婦人問題については、雇用における男女別定年制、結婚退職制等が、まだ十分に解消されておらず、かつ、募集・採用においても、男女異なる取扱ひをしている企業がかなり見られ、また、教育の分野においては、高等学校における家庭科教育が、女子のみに必修とされたり、更に、国籍法においても、婦人の地位への配慮が欠けるとともに見受けられる。

政府は、「国連婦人の十年」の後半期にあたり、これらの改善に、一層の行政努力を傾注するとともに、男女の平等確保のため、昭和五十五年七月に署名した、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の早期批准に向け、積極的に、国内法等諸条件の整備に努めるべきである。

(3) 公害防止事業団が、工場移転用地として造成し、譲渡した大阪府作業工具工業団地においては、未承認の企業が入居したり、または、無断で用地に権利を設定するなど、同事業団との譲渡契約条項に違反した事態が発生したことは遺憾である。

政府は、同事業団に対し、今後におけるこの種契約条項の完全な履行を図るため、十分な管理体制を確立し、債権の保全と事業目的の遂行に万全を期するよう指導監督すべきである。

(4) 日本私学振興財団が、私立学校振興助成法に基づき、私立大学等に交付している経常的経費の国庫補助金については、毎年のように会計検査院から不当事項の指摘を受けているにもかかわらず、先般、一部私立医科大学等において、学校法人会計で処理すべきであった寄付金収入につき別途経理を行い、その経理処理において適正を欠いたため、補助金の返還を求められる事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、私学助成の重要性と、これら補助金の原資が国民の税金であることにかんがみ、学校法人の経理処理が適正に行われるとともに、補助金の交付及び利用が厳正かつ有効に行われ、それによつて私立大学等の教育研究条件の整備、教育の充実に資する一層図られるよう、まず私立大学等に対し反省を求めるとともに、将来におけるこの種事態発生の根絶を期するため、その方途について十分検討すべきである。

(5) 医療法人美善会が経営する富士見産婦人科病院等一部医療機関において、無資格者による医療行為等の不祥事が生じ、かつまた、同病院については、早くから患者などよりの、不適切な診療や広告の指摘に対し、その対応が必ずしも十分でなかつたことは、極めて遺憾である。

政府は、医療が、生命・身体に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、医療行政のあり方について根本的に見直すとともに、患者の意見も配慮する方途を講じ、再びこのような事件が起こらぬよう、医療機関の指導監督に万全を期し、医療行政に対する国民の信頼を、速やかに回復するよう努めるべきである。

(6) 農林水産省では、農業者団体等を事業主体として、各種の国庫補助事業を実施しているが、これら事業の中には、意図的に事業費を過大に精算し、関係業者から割戻金を受けるなど事業の実施及びその経理に不当な事態があり、会計検査院によつて毎年度指摘を受けていることは遺憾である。

政府は、これら事態が依然として後を絶たない点にかんがみ、これらの発生原因について十分把握し、都道府県や市町村当局に対しても、事業主体に対する指導監督を徹底するとともに、事業計画内容の審査から竣工検査に至るまで補助事業としての実施体制を十分

確立させるなど、再発防止のため実効ある施策を講ずるよう指導すべきである。

(7) 通商産業省が監督する財団法人日本消費者協会において、幹部職員による横領事件が発生し、かつ、この事件が、五カ年度の長期にわたり、被害額も一億数千円にのぼるまで発見できなかったことは、同協会内部における監査の不徹底、あるいは相互けん制体制の不備などによるものであり、遺憾である。

政府は、同協会が、消費者利益の保護などを事業の目的として、国庫補助金の交付を受けている団体であることにかんがみ、これら事業が健全に遂行されるためにも、同協会における監査制度の充実強化等について、指導監督に努めるべきである。

(8) 日本電信電話公社では、近畿電気通信局等において、昭和五十三年度及び五十四年度に、架空の旅行命令書もしくは会議開催何書等により、不正に旅費、会議費を支出してこれを別途に経理し、または、正規の手続をとらないで実施していた会食の経費に充てると、経理が著しくびん乱した事態が発生した。しかも、これら不正行為は、網紀肅正の叫ばれているさ中に行われたものであつて、極めて遺憾であり、同公社はもとより政府の責任も厳しく問われなければならない。

また、昭和五十三年度において、予算総則等に定められた基準外給与の額を超えて支出するに際し、正規の手続をとらず、これに関連した決算書の執行実績について事実と相違する表示をしていたことなどが指摘された。

政府は、同公社が予算執行の適正化並びに公開化、会計経理面における相互けん制機能の十分な活用及び監査機能の強化などを図るよう指導監督に努めるとともに、公社の当事者能力の問題も含めて、郵政省の監督指導のあり方についても慎重に検討を加え、この種事態の根絶を期すべきである。

(9) 地方公共団体が、事業主体となつて実施している国庫補助事業の中には、年度末までに工事が完了せず、年度経過後も相当期間未完成的のままであるのに、法令の定める予算の繰越手続をとることなく、年度内に完了したものととして、補助金の交付を受けているものが数多くあり、かつまた、これらの補助金を、別途銀行預金等として長期間保管するなどの事態が指摘されていることは、遺憾である。

政府は、これら事態が、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律などの関係法令に違反するのみならず、補助金の効率的使用の面からみても問題があることを省み、まず地方公共団体が、繰越手続等を積極的に履行して適正な事業の実施を図るとともに、監査委員制度の十分な活用を図るよう、実効ある指導監督に努めるとともに、今後、このような事態が生じた場合には、法令の定めるところによる補助金返還等の措置をとるなど、厳正に対処すべきである。

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算	二九、四三三、六二二百万円余
歳入決算額	二九、〇五九、八四一百万円余
歳出決算額	二九、〇五九、八四一百万円余
特別会計歳入歳出決算	六〇、五六二、〇八五百万円余
歳入決算額	五二、二六八、四二七百万円余
歳出決算額	五二、二六八、四二七百万円余
国税収納金整理資金受払計算書	

受入 収納済額

一七、九〇五、三三九百万円余

支出 支払命令済額

五七九、三二二百万円余

歳入組入額

一七、二七八、四〇二百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額

一七、二〇七、六八八百万円余

支出決算額

一六、五六一、七九七百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがないかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認め、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十二年一般会計歳入歳出決算

一、昭和五十二年特別会計歳入歳出決算

一、昭和五十二年国税収納金整理資金受払計算書

右
昭和三十二年政府関係機関決算書
国会に提出する。

昭和三十二年十二月二十六日
内閣総理大臣 大平 正芳

審査報告書
昭和五十二年国庫有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国庫有財産の増加額は、二兆二千九百九十九億九千九百九十九円余、減少額は、二兆二千九百九十九億九千九百九十九円余、差引純増加額は、一兆五千三百三十三億五千二百五十九円余である。

これを前年度末現在額二十三兆六千六百三十二億五千万円余に加算すると、本年度末現在額は二十四兆六千七百三十六億三千三百三十三億五千二百五十九円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十二年国庫有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十五日
決議委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、国庫有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、四百二十二億六千六百六十六円余、減少額は、三百八十三億六千九百九十九円余、純増加額は、三十八億九千七百六十七円余である。これを前年度末現在額三千七百八十億三千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百十九億三千六百六十六円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一)

昭和五十二年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十二年度國稅收納金整算、昭和五十二年度政府關係機關決算書外二件

二八八

昭和五十四年一月三十日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十二年国庫増減及び現在額総計算書並びに昭和五十二年国庫無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 たいま議題となりました昭和五十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十二年度決算は、昭和五十二年十二月十六日国会に提出され、翌五十四年五月三十日当委員会に付託され、また、国有財産関係二件につきましては、昭和五十四年一月三十日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、広く国民的視野からの実績批判を行い、将来の予算策定の際、その結果を反映させるべきであるとの観点に立つて審査を行ってきたのであります。

この間、本件審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政経済政策、行政改革を初め、外交、防衛、教育、金融、医療、労働、幼児保育などの行政全般にわたる諸問題について熱心な論議が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知願います。

四月十五日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対する九項目の警告であります。

討論におきましては、日本社会党を代表して神山委員、公明党・国民会議を代表して塚山委員、日本共産党を代表して安武委員、第二院クラブを

代表して喜屋武委員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、また、自由民主党・自由国民会議を代表して降矢委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、また森田委員より、それぞれ本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 会計検査院の検査機能の拡充強化については、本院においても、再度議決を行ってきたところであるが、その後も、依然として抜本的な措置がとられないまま推移していることは、極めて遺憾である。

政府は、会計経理にかかると監督機関としての会計検査院に対する、国民の強い期待にこたえるためにも、同院が検査の目的を十分達することができるよう、速やかに、所要の措置を講ずべきである。

(2) 婦人問題については、雇用における男女別定年制、結婚退職制等が、まだ十分に解消されておらず、かつ、募集・採用においても、男女異なる取扱いをしている企業がかなり見られ、また、教育の分野においては、高等学校における家庭科教育が、女子のみに必修とされたり、更に、国籍法においても、婦人の地位への配慮が欠けるところも見受けられる。

政府は、「国連婦人の十年」の後半期にあたり、これらの改善に、一層の行政努力を傾注するとともに、男女の平等確保のため、昭和五十五年七月に署名した、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の早期批准に向け、積極的に、国内法等諸条件の整備に努めるべきである。

整備に努めるべきである。

(3) 公害防止事業団が、工場移転用地として造成し、譲渡した東大阪作業工具工業団地においては、未承認の企業が同居したり、または、無断で用地に権利を設定するなど、同事業団との譲渡契約条項に違反した事態が発生したことは遺憾である。

政府は、同事業団に対し、今後におけるこの種契約条項の完全な履行を図るため、十分な管理体制を確立し、債権の保全と事業目的の遂行に万全を期するよう指導監督すべきである。

(4) 日本私学振興財団が、私立学校振興助成法に基づき、私立大学等に交付している経費的経費の国庫補助金については、毎年のように会計検査院から不当事項の指摘を受けているにもかかわらず、先般、一部私立医科大学等において、学校法人会計で処理すべきであった寄付金収入につき別途経理を行い、その経理処理において適正を欠いたため、補助金の返還を求められる事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、私学助成の重要性と、これら補助金の原資が国民の税金であることにかんがみ、学校法人の経理処理が適正に行われるとともに、補助金の交付及び利用が厳正かつ有効に行われ、それによって私立大学等の教育研究条件の整備、教育の充実に資する一層の努力を、まず私立大学等に対し反省を求めるとともに、将来におけるこの種事態発生を根絶を期するため、その方途について十分検討すべきである。

(5) 医療法人美容会が経営する富士見産婦人科病院等一部医療機関において、無資格者による医療行為等の不祥事が生じ、かつまた、同病院については、早くから患者などよりの不適切な診療や広告の指摘に対し、その対応が必ずしも十分でなかったことは、極めて遺憾である。

憾である。

政府は、医療が、生命・身体に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、医療行政のあり方について根本的に見直すとともに、患者の意見も配慮する方途を講じ、再びこのような事件が起こらぬよう、医療機関の指導監督に万全を期し、医療行政に対する国民の信頼を、速やかに回復するよう努めるべきである。

(6) 農林水産省では、農業者団体等を事業主体として、各種の国庫補助事業を実施しているが、これら事業の中には、意図的に事業費を過大に精算し、関係業者から割戻金を受けるなど事業の実施及びその経理に不当な事態があり、会計検査院によって毎年度指摘を受けていることは遺憾である。

政府は、これら事態が依然として後を絶たない点にかんがみ、これらの発生原因について十分把握し、都道府県や市町村当局に対しても、事業主体に対する指導監督を徹底するとともに、事業計画内容の審査から竣工検査に至るまで補助事業としての実施体制を十分確立させるなど、再発防止のため実効ある施策を講ずるよう指導すべきである。

(7) 通商産業省が監督する財団法人日本消費者協会において、幹部職員による横領事件が発生し、かつ、この事件が、五カ年度の長期にわたり、被害額も一億数千万円にのぼるまで発見できなかったことは、同協会内部における監査の不徹底、あるいは相互けん制体制の不備などによるものであり、遺憾である。

政府は、同協会が、消費者利益の保護などを事業の目的として、国庫補助金の交付を受けている団体であることにかんがみ、これら事業が健全に遂行されるためにも、同協会における監査制度の充実強化等について、指導監督に努めるべきである。

(8) 日本電信電話公社では、近畿電気通信局等において、昭和五十三年度及び五十四年度

に、架空の旅行命令書もしくは会議開催同書等により、不正に旅費、会議費を支出してこれを別途に経理し、または、正規の手続をとらないで実施していた会費の経費に充てたるなど、経理が著しくびん乱した事態が発生した。しかも、これら不正行為は、綱紀粛正の叫ばれているさ中に行われたものであつて、極めて遺憾であり、同公社はもとより政府の責任も厳しく問われなければならない。

また、昭和五十三年度において、予算総則等に定められた基準外給与の額を超えて支出するに際し、正規の手続をとらず、これに関連した決算書の執行実績について事実と相違する表示をしていたことなどが指摘された。政府は、同公社が予算執行の適正化並びに公開化、会計経理面における相互けん制機能の十分な活用及び監査機能の強化などを図るよう指導監督に努めるとともに、公社の当事者能力の問題も含めて、郵政省の監督指導のあり方についても慎重に検討を加え、この種事態の根絶を期すべきである。

(9) 地方公共団体が、事業主体となつて実施している国庫補助事業の中には、年度末までに工事が完了せず、年度経過後も相当期間未完成のままであるのに、法令の定める予算の繰越手続をとることなく、年度内に完了したものととして、補助金の交付を受けているものが数多くあり、かつまた、これらの補助金を、別途銀行預金等として長期間保管するなどの事態が指摘されていることは、遺憾である。政府は、これら事態が、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律などの関係法令に違反するのみならず、補助金の効率的使用の面からしても問題があることを省み、まず地方公共団体が、繰越手続等を積極的に履行して適正な事業の実施を図るとともに、監査委員制度の十分な活用を図るよう、実効ある指導監督に努めるとともに、今後、このような

事態が生じた場合には、法令の定めるところによる補助金返還等の措置をとるなど、厳正に対処すべきである。以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

初めに、昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。

次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第四 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第六 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第七 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第八 日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

以上五件を一括して議題といたします。

まず、委員長報告を求めます。外務委員長兼野草君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

小包郵便物に関する約定〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件外四件 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案外一件 二九〇

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十六年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便小切手業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便小切手業務に関する約定
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十六年三月十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

○衆野議員 たいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、小包郵便物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定並びに郵便小切手業務に関する約定は、いずれも一昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものでありまして、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営を改善し、料金その他業務上の事項について変更を加えるため、現行の諸文書に修正と補足を行ったものであります。

次に、イギリスとの郵便支払指図の交換に関する約定は、わが国の郵便為替業務及び郵便振替の払い出し業務に該当する郵便支払指図の業務を日英両国間で実施するために必要な基本原則を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより五件を一括して採決いたします。

五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。よって、五件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第九 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
日程第一〇 外資埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律案

以上二案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長黒柳君。

審査報告書
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十四日
運輸委員長 黒柳 明
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法は、日本航空株式会社の事業の発展に対応して、社債発行限度を拡大するとともに、取締役等の人数法定制及び政府所有株式の後配制を廃止する等の措置を講じようとするも

のであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十六年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。
5 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第四条及び第四条の二を削る。
第四条の三の見出しを「取締役及び監査役の選任等の決議」に改め、同条中「商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役の決定の決議及び前条第六項の規定による決議」を「会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議」に改め、同条を第四条とする。

第五条中「こえて」を「超えて」に、「但し」を「ただし」に、「少い額の二倍」を「少ない額の五倍」に改める。

第七条に次の一項を加える。
2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第八条を次のように改める。
第八条 削除
第九条に次の一項を加える。

第九條に次の一項を加える。

規定する岸壁及び同条第二号に規定する施設(以下「岸壁等」という。)を有償で貸し付けること。

ロ 外貿埠頭の建設を行うこと。

ハ イに掲げるもののほか、公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。

三 申請者が前号イからハまでに掲げる業務(以下「外貿埠頭業務」という。)を実施することについて十分な経理的基礎を有すると認められる者であること。

四 申請者の役員のうち、港湾の建設及び管理に関する事業並びに外航海運及び港湾運送に関する事業について知識及び経験を有する者が含まれるように寄附行為において定められていること。

五 申請者の役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

六 申請者の役員のうち、禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。

2 運輸大臣は、前条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る港湾の港湾管理者(以下「関係港湾管理者」という。)の意見を聴かなければならない。

3 運輸大臣は、前条第一項の指定をしたときは、指定法人の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

5 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(岸壁等の貸付け)
第四条 指定法人は、岸壁等を貸し付ける場合に

おいては、次に掲げる者に対し、旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期船(以下「外航貨物定期船」という。)の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。

一 当該岸壁等に係る港湾を航路の起点、寄港地又は終点とする旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期航路事業(以下「外航貨物定期航路事業」という。)を営む者

二 当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三条第一号の一般港湾運送事業の免許を受けた者

2 指定法人は、岸壁等を貸し付けようとするときは、外航貨物定期船の使用の一単位ごとに当該岸壁等の貸付料の額を定め、その実施前に(第二)条第一項の規定により承認した貸付契約に基づいて貸し付ける場合にあつては、当該貸付契約の承認後速やかに、運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の貸付料の額は、運輸省令で定める基準に従つて算出されたものでなければならない。(整備計画)
第五条 指定法人は、外貿埠頭の建設又は改良の工事を行うおとるとき(旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行う場合を除く。)は、運輸省令で定めるところにより、当該外貿埠頭の整備計画を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係港湾管理者に協議しなければならない。

3 第一項の整備計画は、次の要件に適合するものでなければならない。
一 港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた外貿埠頭の建設又は改良の計画に適合すること。

二 当該外貿埠頭を構成するそれぞれの施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切であること。

三 当該外貿埠頭の供用を開始する時期が当該港湾における外航貨物定期航路事業に係る貨物の需要に対し適切であること。

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)
第六条 政府は、指定法人に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の認可を受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工事実施計画に従つて行う外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

(事業計画等)
第七条 指定法人は、毎事業年度開始前に(第二)条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに、事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第五条第二項の規定は、前項の認可をしようとする場合について準用する。

3 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(区分経理)
第八条 指定法人は、運輸省令で定めるところにより、外貿埠頭業務及びこれに附帯する業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(財産の処分の制限等)
第九条 指定法人は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 指定法人は、岸壁等の貸付けに係る業務の全

部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(役員の変更及び解任)
第十条 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(監督命令)
第十一条 運輸大臣は、指定法人の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定法人に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)
第十二条 運輸大臣は、指定法人の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定法人に対しその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定法人の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)
第十三条 運輸大臣は、指定法人が、次の各号の一に該当するときは、第二条第一項の指定を取り消すことができる。

一 外貿埠頭業務を適正に実施することができないと認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第十一条の規定による命令に違反したとき。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定により第二項第一項の指定を取り消そうとする場合について準用する。

3 運輸大臣は、指定法人が第九條第二項の規定による岸壁等の貸付けに係る業務の全部の廃止の許可を受けたときは、第二條第一項の指定を取り消すものとする。

4 運輸大臣は、第一項又は前項の規定により第二條第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第十四條 前條第一項又は第三項の規定により第二條第一項の指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定法人の権利及び義務の取扱いは、その他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前條第一項又は第三項の規定により第二條第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、運輸大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、外貨埠頭業務に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

(運輸省令への委任)

第十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、運輸省令で定める。

(罰則)

第十六條 第十一條の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七條 第十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八條 指定法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が指定法人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條第一項及び第二項、第三條、第七條、第十條並びに第十五條の規定は、公布の日から施行する。

(権利の承継に伴う経過措置)

第二條 第二條第一項の規定により指定法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の所有権の保存又は移転の登記であつて公団が解散した日から一年以内に受けるものについては、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2 第二條第一項の規定により指定法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(京浜債券及び阪神債券に関する経過措置)

第三條 京浜債券及び阪神債券は、第二條第一項の規定により指定法人が当該債券に係る債務を承継した後においても、社債等登録法(昭和十七年法律第十一號)の適用については同法第十四條の債券とし、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五號)の適用については同法第二條第一項第三號の債券とし、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百號)の適用については当該債券が承継時において資金運用部資金による引受けに係るものである場合は同法第七條第一項第七號の債券とする。

(外貨埠頭公団法の廃止)

第四條 外貨埠頭公団法は、廃止する。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第五條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「外貨埠頭公団」を「外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第 号)第二條第一項の規定

により運輸大臣が指定した法人に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第六條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五號)の一部を次のように改正する。

第一條第二項に次の一号を加える。

七 港湾整備事業で外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第 号)第二條第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行するものに係る貸付け

第四條第一項に次の一号を加える。

五 外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條の規定による貸付金の償還金

第四條第二項中第五號を第六號とし、第四號の次に次の一号を加える。

五 外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條の規定による貸付金

第七條第一項中第五十五號の七第二項の下に「及び外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條」を加える。

附則第十七項を次のように改める。

17 当分の間、外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二條第三項の規定による貸付金の償還金は、第四條第一項の港湾整備勘定の歳入とする。

附則第十八項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百號)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「外貨埠頭公団」を削る。

(港湾法の一部改正)

第八條 港湾法の一部を次のように改正する。

第五十五條の七第二項中「及び外貨埠頭公団」を削る。

(関税法の一部改正)

第九條 関税法(昭和二十九年法律第六十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「外貨埠頭公団若しくは」を削る。

第三十四條ただし書中「外貨埠頭公団」を「政令で定める者」に改める。

第三十七條第一項中「外貨埠頭公団若しくはこれに準ずるものとして政令で定める者又は新東京国際空港公団」を「新東京国際空港公団又は港湾施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者」に改める。

第三十八條第一項ただし書中「外貨埠頭公団」を削り、同條第四項中「外貨埠頭公団法(昭和四十二年法律第百二十五號)第三十三條岸壁等の貸付け」の規定により岸壁等の貸付けを受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者」を「前條第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者から港湾施設の貸付けを受けた者に改める。

第四十一條の二中「外貨埠頭公団又は」を削り、「外貨埠頭公団法第三十三條岸壁等の貸付け」の規定により岸壁等の貸付けを受けた者又は第三十八條第四項(指定保税地域の施設の所有者等の義務)の政令で定める者」を「第三十七條第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者から港湾施設の貸付けを受けた者に改める。

第十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「外貨埠頭公団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表外貨埠頭公団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案外一件 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表外貿埠頭公園の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二外貿埠頭公園の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中一の二の項を削り、同表二の項中「所有権の取得登記を」所有権「賃借権を含む。以下同じ。」の取得登記(権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。)に改め、「土地の権利の下に」(土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。)を加え、同表四の項中「事務所用建物」の下に(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「外貿埠頭公園」を削る。

第七十三条の四第一項中第二十一号を削り、第二十号の二を第二十一号とする。

第三百四十九条の三第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百二条第二項中「第十八項又は第十九項」を「又は第十八項」に改める。

附則第十五条第九項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第二十二項中「第三百四十九条の三第二十六項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改め、同条に次の一項を加える。

25 外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第 号)第二條第一項に規定する指定法人が同項の規定によ

り承継し、かつ、同法第三條第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産のうち当該指定法人が承継した日の前日において同法附則第十五条の規定による改正前の第三百四十九条の三第十九項の規定の適用があつたものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 昭和五十七年一月一日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十九項に規定する固定資産に對して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の三を次のように改める。

二十五の三 外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第 号)の規定に基づき、外貿埠頭業務に關し、認可し又は必要な処分をすること。

第二十六條第一項第六号の二を次のように改める。

六の二 外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に關する法律の施行に關すること。

【黒柳明君登壇、拍手】

○黒柳明君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本航空株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年の日本航空株式会社の事業の発展に對して、自主的、彈力的な事業運営を行ひ得るようとするものであり、その主なる内容は、政府所有株後配制度の廃止、役員数法定制の廃止、社債発行限度の拡大及び監督規制の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人として日本航空株式会社社長朝田静夫君等の出席を求め、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願ひます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して目黒理事より、日本共産党を代表して小笠原委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、京浜及び阪神の両外貿埠頭公園の設立の目的がおおむね達成された現状にかんがみ、両公園の解散とその業務の円滑な承継を図ろうとするものであり、その主なる内容は、両公園は、この法律施行のときに解散するものとし、同公園が行っている業務を運輸大臣が指定する財団法人に承継させることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の出席を求め、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願ひます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田委員より反対する旨の意見

が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し、目黒理事より、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る五項目等を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。まず、日本航空株式会社法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

次に、外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長官之原貞光君。

審査報告書 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十四日

建設委員長 宮之原貞光

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市環境の改善を図るため、昭和五十六年度を初年度とする第三次都市公園等整備五箇年計画を策定するとともに、新たに、都市計画区域外において一定の町村が設置する公園又は緑地の整備事業を五箇年計画の対象に加えるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、五箇年間に要する経費として、調整費を含め二兆八千八百億円が予定されている。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 人口が五千以上であり、かつ、中心の市街地を形成している区域内の人口が千以上である町村が設置する公園又は緑地（第一号に該当するものを除く。）のうち、位置、規模その他の事項が政令で定める要件に該当するもの

でその設置に要する費用の一部を国が補助するもの

第三条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔宮之原貞光君登壇、拍手〕

○宮之原貞光君 たいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市における生活環境の改善、都市災害に対する安全性の確保及び公害の防止、増大するスポーツ文化活動の需要に対処するため、新たに昭和五十六年度を初年度とする第三次都市公園等整備五箇年計画を策定するとともに、都市計画区域外において一定の町村が設置する公園または緑地の整備事業を五箇年計画の対象に加えるものであります。

委員会におきましては、第二次五箇年計画の達成状況及び第三次計画の整備目標、補助対象範囲の拡大及び補助率の引き上げ等財源対策、基地跡地の積極的活用、都市防災のための避難路、特に避難地としての防災公園の緊急整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君） 総員起立と認めます。

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号（その二）

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案外一件

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君） 日程第二 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）以上両案を一括して議題といたします。

審査報告書

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十四日

社会労働委員長 片山 甚市

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害に関する不適当な法令上の用語を改めるため、医師法等八法律を改正しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年三月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案

（医師法の一部改正）

第一条 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

第十三条中「つんば、おし及び盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者及び口がきけない者」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第二条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

第十三条中「つんば、おし及び盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者及び口がきけない者」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第三条 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

（歯科衛生士法の一部改正）

第四条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第五条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項第二号及び第八条第二項第

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案外一件

三号中「おし、つんぽ、盲」を「目が見えない者
耳が聞こえない者、口がきけない者」に改め
る。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の
一部改正)

第六条 診療放射線技師及び診療エックス線技師
法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 目が見えない者、耳が聞こえない者又は
口がきけない者

(歯科技工法の一部改正)

第七条 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八
号)の一部を次のように改正する。

第四条中「盲の者」を「目が見えない者」に改め
る。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律
の一部改正)

第八条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する
法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次
のように改正する。

第四条中「つんぽ、おし又は盲の者」を「目が見
えない者、耳が聞こえない者又は口がきけな
い者」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第九条 優生保護法(昭和二十三年法律第五百十
六号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第四条、第十二条関

係)に改め、同条第四号中「つんぽ」を「ろう」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十四日

社会労働委員長 片山 甚市

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇
の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額
を引き上げるとともに、準軍属の範囲及び戦傷
病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡
大する等の措置を講ずるものであり、妥当な措
置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十六年
度一般会計予算に七十一億五百七十三万円が計
上されている。

附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力
を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に
障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の
検討を目的としてその実態調査を実施するこ
と。

二、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態
にかんがみ、国民の生活水準の向上等にあつ
て、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援
護措置が行われるよう努めること。

三、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、海
外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等につい
て、更に積極的に推進すること。

四、生存未帰還者の調査については、引き続き関
係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進
に万全を期するとともに、中国からの引揚者が
一日も早く日本社会に復帰できるようその対策
に遺憾なきを期すること。

五、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積
極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児
の受入れについて、関係各省及び地方自治体が
一体となつて必要な措置を講ずること。

六、法律の内容について必要な広報等に努める等
更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の
強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年四月十日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十
七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改
正する。

第八条第一項の表中「二、四三、一〇〇円」
を「二、五四八、〇〇〇円」に、「三、四七三、
〇〇〇円」を「三、六四〇、〇〇〇円」に、「一、
八七八、〇〇〇円」を「三、〇一六、〇〇〇円」
に、「二、三三〇、〇〇〇円」を「二、四六三、
〇〇〇円」に、「一、八四六、〇〇〇円」を「一、
九三三、〇〇〇円」に、「一、四八〇、〇〇〇
円」を「一、五五一、〇〇〇円」に、「一、一八八、
〇〇〇円」を「一、二四五、〇〇〇円」に、「一、
〇八四、〇〇〇円」を「一、一三六、〇〇〇円」

に、「九九一、〇〇〇円」を「一、〇三九、〇〇〇円」に、「七八九、〇〇〇円」を「八二七、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六六四、〇〇〇円」に、「五五三、〇〇〇円」を「五八〇、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「十二万円」を「十三万二千元」に、「三万六千元」を「四万二千元」に、「七万八千元」を「九万円」に、「七万二千元」を「八万四千元」に、「十一万四千元」を「十三万二千元」に改め、同条第三項中「十二万円」を「十三万二千元」に改め、同条第七項の表中「三、六九四、〇〇〇円」を「三、八七一、〇〇〇円」に、「三、〇六五、〇〇〇円」を「三、二二二、〇〇〇円」に、「二、六二九、〇〇〇円」を「二、七五五、〇〇〇円」に、「二、一六〇、〇〇〇円」を「二、二六四、〇〇〇円」に、「一、七三三、〇〇〇円」を「一、八一六、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項の表中「一、八四九、二〇〇円」を「一、九三八、〇〇〇円」に、「一、六四一、七〇〇円」を「一、七六八、五〇〇円」に、「一、一九〇、五〇〇円」を「二、二九五、六〇〇円」に、「一、七九三、七〇〇円」を「一、八七九、八〇〇円」に、「一、四二二、八〇〇円」を「一、四八〇、六〇〇円」に、「一、一三七、八〇〇円」を「一、一九二、四〇〇円」に、「九一五、五〇〇円」を「九五九、四〇〇円」に、「八三三、二〇〇円」を「八七二、一〇〇円」に、「七六一、九〇〇円」を「七九八、五〇〇円」に、「六〇七、五〇〇円」を「六三六、七〇〇円」に、「四九一、三〇〇円」を「五一四、九〇〇円」に、「四二七、〇〇〇円」を「四四七、五〇〇円」に改め、同条第三項の表中「二、八一〇、二〇〇円」を「二、九四五、一〇〇円」に、「二、三三二、七〇〇円」を「二、四四三、六〇〇円」に、「一、九九九、七〇〇円」を「二、〇九五、七〇〇円」に、「一、六四三、〇〇〇円」を「一、七二二、九〇〇円」に、「一、三二八、二〇〇円」を「一、三八一、五〇〇円」に改める。

第二十六条第一項中「三万六千元」を「四万二千元」に、「百十三万四千元」を「百十八万四千元」に改める。

第二十七条第一項中「三万六千元」を「四万二千元」に、「二万七千九百円」を「三万二千六百円」に、「百十三万四千元」を「百十八万四千元」に、「九十万円」を「九十三万九千円」に改め、同条第三項の表中「一八二、九〇〇円」を「一九一、七〇〇円」に、「一三七、二〇〇円」を「一四三、八〇〇円」に、「八二二、三〇〇円」を「八六、三〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「三万六千元」を「四万二千元」に、「二万七千九百円」を「三万二千六百円」に改める。

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「特別項症」の下に「に係る障害年金の支給を受ける者には二十七万円を」を加え、「十八万円」を「二十一万円」に改める。

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中「二、五四八、〇〇〇円」を「二、六〇四、〇〇〇円」に、「二、六四〇、〇〇〇円」を「三、七二〇、〇〇〇円」に、「三、〇一六、〇〇〇円」を「三、〇八六、〇〇〇円」に、「二、四六三、〇〇〇円」を「二、五三三、〇〇〇円」に、「一、九三五、〇〇〇円」を「一、九九五、〇〇〇円」に、「一、五五一、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、「一、二四五、〇〇〇円」を「一、二九五、〇〇〇円」に、「一、一三六、〇〇〇円」を「一、一八六、〇〇〇円」に、「一、〇三九、〇〇〇円」を「一、〇七九、〇〇〇円」に、「八二七、〇〇〇円」を「八六七、〇〇〇円」に、「六六四、〇〇〇円」を「六九四、〇〇〇円」に、「五八〇、〇〇〇円」を「六一〇、〇〇〇円」に改め、同条第七項の表中「三、八七〇、〇〇〇円」を「三、九五七、〇〇〇円」に、「三、二二二、〇〇〇円」を「三、二八三、〇〇〇円」に、「二、七五五、〇〇〇円」を「二、八一六、〇〇〇円」に、「二、二六四、〇〇〇円」を「二、三三四、〇〇〇円」に、「一、八一六、〇〇〇円」を「一、八五六、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項の表中「一、九三八、〇〇〇円」を「一、九八二、八〇〇円」に、「二、七六八、五〇〇円」を「二、八三三、五〇〇円」に、「二、二九五、六〇〇円」を「二、三五一、六〇〇円」に、「一、八七九、八〇〇円」を「一、九三三、〇〇〇円」に改め、同条第三項の表中「二、五四八、〇〇〇円」を「二、六〇四、〇〇〇円」に、「二、六四〇、〇〇〇円」を「三、七二〇、〇〇〇円」に、「三、〇一六、〇〇〇円」を「三、〇八六、〇〇〇円」に、「二、四六三、〇〇〇円」を「二、五三三、〇〇〇円」に、「一、九三五、〇〇〇円」を「一、九九五、〇〇〇円」に、「一、五五一、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、「一、二四五、〇〇〇円」を「一、二九五、〇〇〇円」に、「一、一三六、〇〇〇円」を「一、一八六、〇〇〇円」に、「一、〇三九、〇〇〇円」を「一、〇七九、〇〇〇円」に、「八二七、〇〇〇円」を「八六七、〇〇〇円」に、「六六四、〇〇〇円」を「六九四、〇〇〇円」に、「五八〇、〇〇〇円」を「六一〇、〇〇〇円」に改め、同条第七項の表中「三、八七〇、〇〇〇円」を「三、九五七、〇〇〇円」に、「三、二二二、〇〇〇円」を「三、二八三、〇〇〇円」に、「二、七五五、〇〇〇円」を「二、八一六、〇〇〇円」に、「二、二六四、〇〇〇円」を「二、三三四、〇〇〇円」に、「一、八一六、〇〇〇円」を「一、八五六、〇〇〇円」に改める。

五、八〇〇円」に、「一、四八〇、六〇〇円」を「一、五二八、六〇〇円」に、「一、一九二、四〇〇円」を「一、二四〇、四〇〇円」に、「九五九、四〇〇円」を「九九九、四〇〇円」に、「八七二、一〇〇円」を「九二二、一〇〇円」に、「七九八、五〇〇円」を「八三〇、五〇〇円」に、「六三六、七〇〇円」を「六六八、七〇〇円」に、「五一四、九〇〇円」を「五三八、九〇〇円」に、「四四七、五〇〇円」を「四七一、五〇〇円」に改め、同条第三項の表中「二、九四五、一〇〇円」を「三、〇三三、一〇〇円」に、「二、四四三、六〇〇円」を「二、五〇〇、〇〇〇円」に、「二、〇九五、七〇〇円」を「二、一四四、一〇〇円」に、「一、七二二、九〇〇円」を「一、七六一、六〇〇円」に、「一、三八一、五〇〇円」を「一、四一三、四〇〇円」に改める。

第二十六条第一項中「百十八万四千元」を「百二十三万六千元」に改める。

第二十七条第一項中「百十八万四千元」を「百二十三万六千元」に、「九十三万九千円」を「九十八万千円」に改め、同条第三項の表中「一九一、七〇〇円」を「二〇一、三〇〇円」に、「一四三、八〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「八六、三〇〇円」を「九〇、六〇〇円」に改める。

第四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「含む。」の下に「又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その一) 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案外一件

二九八

修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。)(を加える。

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項の表中「二〇一、三〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「九〇、六〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第六条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「八万六千五百円」を「九万六千六百円」に、「八万九千五百円」を「九万四千六百六十円」に、「九万二千五百円」を「九万七千六百六十円」に改める。

第七条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「九万六千六百六十円」を「九万五千元」に、「九万四千六百六十円」を「九万八千五百円」に、「九万七千六百六十円」を「十万二千元」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「三万六千円」を「四万二千元」に、「十二万円」を「十三万二千元」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第九条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「含む。」の下に「又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。)(を加える。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第十条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を附則第六項とし、附則第二項の次に次の三項を加える。
(特別給付金の支給の特例)

3 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十七号)による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、

第二条の規定の適用については、昭和五十四年四月一日において同条第四号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

4 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項中「ただし」とあるのは「ただし、既に特別給付金を受ける権利を取得した者及び」と、同項第一号中「同年十月一日」とあるのは「昭和五十六年十月一日」と、同項第三号及び第四号中「昭和五十四年十月一日」とあるのは「昭和五十六年十月一日」とする。

5 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十六年十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)

の一部分を次のように改正する。

附則第八条第四項中「三万六千円」を「四万二千元」に、「二万七千九百円」を「三万二千六百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第八条及び第十一条の規定 公布の日
昭和五十六年四月一日

二 第二条の規定 昭和五十六年六月一日

三 第三条及び第七条の規定 昭和五十六年八月一日

四 第四条、第九条、第十条及び次項の規定 昭和五十六年十月一日

五 第五条の規定 昭和五十六年十二月一日

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法
第八条第一項から第三項まで及び第七項、第八条の第二項及び第三項、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定

二 第六条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法
八条の規定

123

三 第八条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十八項の規定

四 第十一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八条第四項の規定

第四条の規定による戦傷病者戦没者遺族等援

護法第二条第三項第四号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、第四条の規定による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第八項及び第九項 第十三條第一項第二号 第二十三條第二項第三号 第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十六年十月一日
第七條第十項 第十三條第一項第五号	昭和四十八年十月一日	昭和五十六年十月一日
第七條第十一項 第十三條第一項第三号	昭和四十六年十月一日	昭和五十六年十月一日
第七條第十二項	昭和五十五年十二月一日	昭和五十六年十月一日
同日	同日	昭和五十六年十月一日
第十一條第三号 第二十九條第一項第三号及び 第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十六年九月三十日
第十一條第三号	昭和四十六年九月三十日	昭和五十六年九月三十日
第十三條第一項第二号 第三十條第三項	昭和三十四年一月	昭和五十六年十月
第十三條第一項第三号	昭和四十六年十月	昭和五十六年十月
第十三條第一項第三号、第五号及び第七号	同月一日	昭和五十六年十月一日
第十三條第一項第五号	昭和四十八年十月	昭和五十六年十月

第十三條第一項第七号	昭和五十五年十二月	昭和五十六年十月
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和五十六年十月二日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和五十六年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十六年九月三十日
第三十八條第二号	昭和二十七年四月一日	昭和五十六年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和五十六年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和五十六年十月二日
第三十六條第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和五十六年十月二日

〔片山甚市君登壇、拍手〕

○片山甚市君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、障害に關する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案の内容は、障害に關する不適当な法令上の用語のうち、厚生省所管の医師法外八法律中の三つの用語を「目が見えない者」「耳が聞こえない者」「口がきけない者」等にそれぞれ改正しようとするものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する三法律を改正しようとするものの

であり、その主な内容は、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるほか、準軍属及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大すること、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げること等であります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審議を進めましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

昭和五十六年四月十七日

参議院會議録第十三号(その一)

障害に關する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案外一件

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一四 郵便年金法

及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長福岡知君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年四月七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

(郵便年金法の一部改正)

第一条 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三者の」の下に「一定の年齢に達した後における」を加え、同条第二項中

「年金支払の事由が発生した日」を「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日(以下「年金支払事由発生日」という。)に改める。

第六条第一項中「ものの外、左の」を「もののほか、次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 年金額に関する事項(年金額の通増及び分配すべき剰余による年金額の増加に関する事項を含む。)

第六条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「貸付」を「貸付け」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「払込及びその払込猶予期間並びに掛金の」を「払込期間、払込猶予期間その他掛金の払込み及びその」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「成立」を「申込み及び成立」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「年金支払期間」の下に「保証期間(前条第二項の規定により年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う当該一定の期間をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 掛金額に関する事項

第十条から第十二号までを次のように改める。

(年金の種類)

第十条 郵便年金は、終身年金及び定期年金とする。

第十一条 削除

(終身年金)

第十二条 終身年金とは、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものをいう。

第十三条中「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「年金支払事由発生日」に改める。

第十四条第二項中「三千円」を「十二万円」に

「但し」を「ただし」に、「貸付金」を「貸付金」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「年

額二十四万円をこえて」を「年額(前項の規定に

より年金額を通増させる年金契約にあつては、

年金支払事由発生日から始まる一年の期間につ

いて支払う年金の年額とする。次項において同

じ。七十二万円を超えて」に改め、同項を同条

第二項とし、同条に第一項として次の一項を加

える。

年金の額(第三十一条の規定に基づく剰余の分配として年金額を増加させる年金契約にあつては、当該増加させた額を除くものとす

る。以下この条において同じ。は、年金約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において通増させるものとするができる。

第十五条及び第十六条を次のように定める。

(掛金の計算)

第十五条 掛金の計算の基礎及び年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならない。

(契約の申込みの際交付する書面)

第十六条 年金契約の申込みを受けたときは、年金約款の定めるところにより、掛金の払込み、年金の支払その他の年金契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。

第十八条の見出し中「及び標準約款」を削り、

同条第二項中「左の」を「次の」に、「記載することとを要する」を「記載しなければならない」に改め、同項第二号中「保証す、償年金及び定期年金にあつては、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第五条第二項の規定による年金の支払を約した年金契約（以下「保証期間付年金契約」という。）にあつては、保証期間

第十八条第二項第六号中「払込」を「払込みに改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約の申込みの撤回等)

第十八条の二年年金契約の申込みをした者は、その申込みの日から年金約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該年金契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を發した時にその効力を生ずる。
3 第一項の規定により申込みの撤回等を行つた者は、掛金の返還を請求することができる。

第二十二條第一項中「年金受取人の指定した年金継続受取人がないとき」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人の指定した年金継続受取人がないとき」に改める。

第二十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「保証即時年金及び保証す、償年金」を「保証期間付年金契約」に、「第十一條又は

第十二條の規定により年金継続受取人に継続して年金の支払をすべき期間」を「保証期間」に改め、同項第二号中「定期年金」を「その他」に改め、「父母」の下に「孫」を加え、同条第二項中「前項の場合には」を「前項に掲げる者について」に改める。

第二十六條第一項中「年金受取人は、年金支払の事由が発生した後」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人は、年金支払事由発生日以後に」、「但し」を「ただし」に改める。

第二十七條を次のように改める。

(返還金の支払)

第二十七條 年金受取人の死亡又は年金契約の解除（第十八條の二の規定によるものを除く。）失効若しくは変更の場合には、返還金受取人は、年金約款の定めるところにより、返還金の支払を請求することができる。

第二十八條第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「（前条の規定により年金契約の変更による返還金を支払う場合を除く。）が発生するまでは」を「（年金契約の変更については、その変更により返還金を支払う場合における当該変更に限る。）

が発生した場合を除き」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十九條第二項中「定期年金」を「保証期間付年金契約以外の場合」に改める。

第三十條中「貸付」を「貸付け」に、「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に改める。

第三十一條中「又は年金継続受取人」を「年金継続受取人又は返還金受取人」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(差押禁止)

第三十四條 年金及び返還金を受け取るべき権利については、年金にあつてはその支払期における金額の二分の一、返還金にあつてはその金額の五分の一に相当する部分は、差し押さえることができない。

第三十五條第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「第二十八條第一項但書」を「第二十八條第一項ただし書」に、「前条但書の規定により差押」を「差押え」に、「因る」を「よる」に改める。

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正）

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

三〇二

第二条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四号から第十六号までに掲げるものに運用する積立金は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の年金勘定の積立金(以下この条において「年金積立金」という。)に限るものとする。

第三条第一項に次の三号を加える。

十四 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関その他政令で定める外国法人の発行する債券(以下この条において「外国債」という。)

十五 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

十六 金融機関への預金

第三条第二項中「又は社債」を、「社債」に、「に運用する」を、「外国債又は金銭信託に運用する」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項に次の二号を加える。

三 外国債にあつては、年金積立金の総額の百分の十に相当する額

四 金銭信託にあつては、年金積立金の総額の百分の二十に相当する額

第三条第六項中「社債」の下に、「外国債又は金銭信託」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、金銭信託への運用に準用するときは、「引受、応募又は買入」とあるのは「信託(貸付信託の受益証券の買入れを含む。)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の郵便年金法(以下「法」という。)

第十六条及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に郵便年金契約(以下「年金契約」という。)の申込みがあつた場合には、適用しない。

2 この法律の施行前に効力が発生した年金契約に係る年金の種類、年金額の最低制限額、掛金の計算の基礎、年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法、年金証書の記載事項、

未払年金の受取人、返還金の支払及び剰余金の受取人については、なお従前の例による。

(資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資金法第七条第一項第九号又は運用法第三条第一項第十三号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)

及びその他のものを」と資金法第七条第一項第九号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)並びに運用法第三条第一項第十三号から第十五号までに掲げる債券及び金銭信託とその他のものとに、「さらに」を「更に」に改める。

(年金契約の消滅及び特別一時金の支給に関する特別措置)

第四条 昭和五十五年十二月三十一日以前に効力が発生した年金契約(以下「対象契約」という。)に係る年金契約者(年金支払の事由が発生した

対象契約にあつては、年金の支払を受けている年金受取人又は年金継続受取人)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後施行日から起算して二年を経過する日までの間に、国に対して当該対象契約を消滅させる旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該対象契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、改正後の法第二十七条及び第三十一条並びに返還金の支払に係る附則第二条第二項の規定は適用しない。

4 前項の規定により対象契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該対象契約に係る年金受取人(年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人)に特別一時金を支給する。

第五条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金及び特別付加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる対象契約の区分に従い、当該各号に掲げる額(前

条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額」とする。

一 郵便年金令（大正十五年勅令第二百八十一号。以下「旧令」という。）の規定に基づく即時終身年金の対象契約又は旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数（昭和五十三年に厚生省が発表した第十四回生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。）を年金額に乘じて得た額

二 旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額（当該対象契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金（以下「払い込むべきであつた掛金」と

いう。）のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

三 旧令若しくは改正前の法第十条及び第十一条の規定に基づく保証期間付即時終身年金

（以下「保証即時年金」という。）又は旧令若しくは改正前の法第十条及び第十二条の規定に基づく保証期間付据置終身年金（以下「保証据置年金」という。）の対象契約で施行日前において保証期間が満了しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額

四 保証即時年金の対象契約又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているものであつて、施行日前において保証期間が満了していないもの（次号に掲げる対象契約を除く。）保証期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金継続受取人が年金の

支払を受けるに至っているもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額（当該対象契約につき払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

七 旧令又は改正前の法第十条及び第十三条の規定に基づく定期年金（次号において「旧定期年金」という。）の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

八 旧定期年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額

（当該対象契約につき払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

3 旧令の規定に基づき随時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の対象契約で昭和五十六年一月一日以後において掛金の払込みがあつたものについての年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、昭和五十五年十二月三十一までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ昭和五十六年一月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

4 分配金繰上支払金の額は、前条第一項の申出があつた時に対象契約が解除されたとすれば改正後の法第三十一条の規定により分配すべき剰余金の額に相当する額とする。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君
議員

鶴岡 洋君 中野 鉄造君
大川 清幸君 渡部 通子君
和泉 照雄君 馬場 富君
高木健太郎君 桑名 義治君
中野 明君 太田 淳夫君
中村 鋭一君 伊藤 郁男君
谷川 寛三君 堀出 啓典君
宮崎 正義君 原田 立君
藤原 房雄君 柳澤 鍊造君
井上 計君 井上 裕君
田代由紀男君 三木 忠雄君

峯山 昭範君 黒柳 明君
田代富士男君 三治 重信君
柄谷 道一君 原 文兵衛君
細川 護熙君 矢追 秀彦君
鈴木 一弘君 渋谷 邦彦君
栗林 卓司君 木島 則夫君
中村 禎二君 志村 愛子君
二宮 文造君 多田 省吾君
小平 芳平君 白木義一郎君
中尾 辰義君 藤井 恒男君
田淵 哲也君 新谷寅三郎君
安井 謙君 大石 武一君
青島 幸男君 江田 五月君
森田 重郎君 前島英三郎君
喜屋武眞榮君 桑 豊君
田 英夫君 野末 陳平君
宇都宮徳馬君 岩上 二郎君
松尾 官平君 井上 孝君
藤井 裕久君 田山 雅也君
増岡 康治君 堀江 正夫君
降矢 敬義君 林 寛子君
高橋 圭三君 戸塚 進也君
坂元 親男君 平井 卓志君

林 連君 井上 吉夫君
下条進一郎君 遠藤 要君
河本嘉久蔵君 片山 正英君
嶋崎 均君 稻嶺 一郎君
上條 勝久君 中西 一郎君
松垣徳太郎君 八木 一郎君
郡 祐一君 塚田十一郎君
田中 正巳君 白井 莊一君
熊谷太三郎君 源田 実君
初村滝一郎君 藤田 正明君
岩崎 純三君 高平 公友君
中村 啓一君 野呂田芳成君
藤井 孝男君 松浦 功君
福田 宏一君 仲川 幸男君
森山 眞弓君 成相 善十君
降矢 敬雄君 板垣 正君
岩本 政光君 江島 淳君
大河原太一郎君 真鍋 賢二君
遠藤 政夫君 鈴木 正一君
北 修二君 亀長 友義君
金丸 三郎君 大島 友治君
堀内 俊夫君 岡田 広君
大鷹 淑子君 亀井 久興君

斎藤榮三郎君 坂野 重信君
山東 昭子君 堀木 又三君
斎藤 十朗君 古賀雷四郎君
上田 稔君 世耕 政隆君
山崎 竜男君 安田 隆明君
増田 盛君 町村 金五君
丸茂 重貞君 植木 光教君
西村 尚治君 加藤 武徳君
藏内 修治君 小澤 太郎君
木村 睦男君 福島 茂夫君
山本 富雄君 美濃部亮吉君
山田耕三郎君 中山 千夏君
名尾 良孝君 内藤 健君
田沢 智治君 大木 浩君
岡部 三郎君 梶原 清君
川原新次郎君 関口 恵造君
村沢 牧君 衛藤征士郎君
伊江 朝雄君 長谷川 信君
後藤 正夫君 森下 泰君
宮田 輝君 中村 太郎君
夏目 忠雄君 森野 章君
鳩山威一郎君 福岡日出磨君
目黒今朝次郎君 赤桐 操君

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 議長の報告事項

三〇六

[illegible]

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書(第九十一回国会提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。

輸出保険法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(市川正一君外一名発議)

戦時災害援護法案(高杉雄忠君外五名発議)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から採択した「住宅融資制度の充実に関する請願」は、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、隅谷三喜男君、中西實君、原田運治君、舟橋尚道君及び山口俊夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国立国会図書館の館長に植木正張君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

漁船損害補償法の一部を改正する法律

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に植木正張君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

山内 一郎君 補欠 内藤 健君

大蔵委員

山内 一郎君 補欠 内藤 健君

農林水産委員

野呂田芳成君 補欠 江藤 智君

西ヶ久保重光君 補欠 村沢 牧君

運輸委員

江藤 智君 補欠 野呂田芳成君

建設委員

内藤 健君 補欠 山内 一郎君

同日衆議院議長から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)(衆第二九号)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

村沢 牧君 補欠 西ヶ久保重光君

同日衆議院議長から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)(衆第二九号)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

村沢 牧君 補欠 西ヶ久保重光君

同日衆議院議長から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)(衆第二九号)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その一) 議長の報告事項

三〇八

運輸委員	野田田芳成君 国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの	井上 裕君 国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	田沢 智治君 国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの
建設委員	小笠原貞子君	杓脱タケ子君	
予算委員	江田 五月君	秦 豊君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	井上 裕君	梶木 又三君	
公書及び交通安全対策特別委員	中村 鋭一君	伊藤 郁男君	
エネルギー対策特別委員	神谷信之助君	市川 正一君	

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	文教委員会	理事 佐藤 昭夫君 (下田京子君の補欠)
建設委員会	理事 西ヶ久保重光君 (西ヶ久保重光君の補欠)	
同日委員長から次の報告書が提出された。		
日本航空株式会社法の一部を改正する法律案 (閣法第二二二号)可決報告書		
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (閣法第三六号)可決報告書		
障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案 (閣法第四六号)可決報告書		
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 (閣法第一七号)可決報告書		
一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員	江田 五月君	秦 豊君
地方行政委員	宮本 顯治君	神谷信之助君

法務委員	神谷信之助君	宮本 顯治君
大蔵委員	三治 重信君	中村 鋭一君
社会労働委員	小笠原貞子君	杓脱タケ子君
運輸委員	井上 裕君	野田田芳成君
通信委員	田沢 智治君	山内 一郎君
建設委員	杓脱タケ子君	小笠原貞子君
予算委員	中村 鋭一君	三治 重信君
同日議長から次の報告書が提出された。		
昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書議決報告書		
昭和五十二年度国有財産増減及び現在額総計算書議決報告書		
昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書議決報告書		
昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞		

辞任	坂元 親男君	関口 恵造君
辞任	仲川 幸男君	坂野 重信君
辞任	三治 重信君	小西 博行君
議院運営委員		
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
公書及び交通安全対策特別委員	伊藤 郁男君	中村 鋭一君
同日委員長から次の報告書が提出された。		
昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書議決報告書		
昭和五十二年度国有財産増減及び現在額総計算書議決報告書		
昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書議決報告書		
昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞		

任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

内藤 健君

木村 睦男君

地方行政委員

辞任

補欠

石破 二郎君

川原新次郎君

外務委員

辞任

補欠

永野 厳雄君

岡部 三郎君

戸叶 武君

坂倉 藤吾君

大蔵委員

辞任

補欠

大河原太一郎君

野呂田芳成君

中村 鋭一君

三治 重信君

農林水産委員

辞任

補欠

岡部 三郎君

永野 厳雄君

坂倉 藤吾君

戸叶 武君

商工委員

辞任

補欠

川原新次郎君

石破 二郎君

運輸委員

辞任

補欠

木村 睦男君

内藤 健君

野呂田芳成君

大河原太一郎君

山内 一郎君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

岡田 広君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

山本 富雄君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

仲川 幸男君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

通信委員

辞任

補欠

三治 重信君

中村 鋭一君

決算委員

辞任

補欠

関口 恵造君

坂元 親男君

小西 博行君

三治 重信君

議院運営委員

辞任

補欠

坂元 親男君

関口 恵造君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

小柳 勇君

吉田 正雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 加藤 武徳君 (金井元彦君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

昭和三十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

昭和三十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

内閣委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

外務委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

住宅・都市整備公団法案(閣法第三四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(閣法第三二二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)可決報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣法第三三三号)議決報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣法第四四号)議決報告書

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣法第五五号)議決報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣法第六六号)議決報告書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣法第一三三号)議決報告書

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案(閣法第三五五号)可決報告書

三〇九

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 議長報告事項

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二)

第十一号中正誤

べし	段	行	誤	
九	一	三	太平内閣	大平内閣
二	〇	四	終わり	航空
		一六	から	港

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

昭和五十六年四月十七日

○第九十四回 参議院會議録第十三号(その二)

〔本号(その一)参照〕

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第一百一条 大会議、臨時大会議、事務小会議及び特別委員会の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議の文書の効力発生の日の後五年以内に、大会議として会合する。

2 各加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。各加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 各加盟国は、審議において一の票を有する。
4 各大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に

は、執行理事会は、大会議の開催される国をこれと合意の上指定することができる。

5 招請政府は、国際事務局と合意の上、大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によつて送付することができる。招請政府は、また、大会議において行われた決定をすべての加盟国政府に通告する。

6 招請政府なしに大会議を開催しなければならぬ場合には、国際事務局は、執行理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

7 臨時大会議の開催地は、その開催を發議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

8 2から6までの規定は、臨時大会議について準用する。

9 事務小会議の開催地は、その開催を發議した郵政庁が国際事務局と合意の上決定する。招集状は、当該事務小会議の開催国の郵政庁が送付する。

10 特別委員会は、国際事務局が、必要のあるときは当該特別委員会の開催される加盟国の郵政庁と合意の上、招集する。

第一百二条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、一の議長国及び三十九の理事国から成り、議長国及び理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議開催国は、当然に議長国となる。大会議開催国が議長国となる権利を放棄した場合に、大会議開催国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、執行理事会は、大会議開催国の属する地理的集団を構成する理事国の一を議長国に選出する。

3 執行理事会の三十九の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、各大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として引き続き三回の大会議によつて選出されることができない。

4 執行理事会の各理事国の代表者は、当該理事国の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

5 執行理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 執行理事会は、連合のすべての活動を調整し及び監督するものとし、次の権限を有する。
(a) 国際郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と緊密な接触を維持すること。
(b) 国際的な技術協力分野において、郵便に關するあらゆる形態の技術援助を助成し、調整し及び監督すること。

(c) 国際郵便業務に關係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、その研究の結果を加盟国の郵政庁に通知すること。
(d) 前条4に規定する場合において次回の大会議の開催される国を指定すること。

(e) 第四四條9(イ)の規定により郵便研究諮問理事會に研究課題を付託すること。
(f) 郵便研究諮問理事會の作成する年次報告書及び、必要があるときは、同理事会の提出する議案を検討すること。

(g) 研究の実施及び加盟国の郵政庁の承認を得るために提出する報告書の作成のため、国際連合、その理事会及び委員会並びに専門機關その他の國際機關と有益な接觸を保つこと、必要があるときは、連合の名においてこれらの國際機關の會議に参加するため連合の代表者を派遣すること並びに大会議に代表者を出すよう招請する政府間國際機關を適當な時期に指定し、必要な招請状の送付を國際事務局長に行わせること。

(h) 必要があるときは、議案を作成すること。当該議案は、憲章第三十一條1の規定により及びこの一般規則の第二百一十一條の規定に従つて加盟国の郵政庁に対し、又は大会議が執行理事会に付託した研究に關するものであり若しくはこの条に定める同理事会自体の活動から生じたものである場合には大会議に対し、その承認を得るために提出する。

(i) いずれかの加盟国の郵政庁が第二百一十條の規定に従つて國際事務局に送付する議案を当該いづれかの加盟国の郵政庁の請求に応じ、検討し、当該議案に關する意見書を作成し、及び、加盟国の郵政庁の承認を得るため当該議案を提出するに先立ち、同事務局に当該議案の附屬として当該意見書を添付させること。

(j) その時において有効な關係規定の定めるところにより、
一 國際事務局の活動を監督すること。
二 連合の年次予算を審査し及び承認すること。

三 職員を國際事務局次長補(D2)の等級に任命し又は昇級させること。
四 國際事務局が連合の活動に關して作成する年次報告書を承認し、必要があるときはこれに關する意見書を提出すること。

五 やむを得ない場合には、第二百一十四條3から5までの規定に基づき、経費の最高限

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

度額の超過を認めること。

7 執行理事会は、職員をD2の等級に任命するに当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合において、同理事会は、国際事務局次長補の職が、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるように留意し、国際事務局の能率に最大の注意を払い、かつ、昇級に関する同事務局の内部制度を尊重する。

8 執行理事会は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

9 執行理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。

10 執行理事会の会合(大会議の会期中に開催される会合を除く)に参加する各理事国の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他のすべての方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る)の償還を受ける権利を有する。

11 郵便研究諮問理事会の議長は、執行理事会の会合の議事日程に郵便研究諮問理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便研究諮問理事会を代表する。

12 郵便研究諮問理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、同理事会の活動と執行理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして執行理事会の会合に参加することができる。

13 執行理事会が開催される国の郵政庁は、当該開催される国が理事国でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。

14 執行理事会は、同理事会がその活動に参加さ

せることを希望する国際機関又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。同理事会は、また、その議事日程に掲げる問題に関係のある加盟国の郵政庁を同様の条件で招請することができる。

第百三条 執行理事会の活動に関する記録

1 執行理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し参考のため次の書類を送付する。

(a) 議事概要

(b) 報告書、議事録、議事概要、決議及び決定をその内容とする執行理事会書類集

2 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、大会議の開会二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

第百四条 郵便研究諮問理事会の構成、運営及び会合

1 郵便研究諮問理事会は、三十五の理事国から成り、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便研究諮問理事会の理事国は、大会議が原則としてできる限り広い地理的配置に基づいて選出する。

3 郵便研究諮問理事会の各理事国の代表者は、当該理事国の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

4 郵便研究諮問理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する郵政庁の代表者の旅費及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他のすべての方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限

る)の償還を受ける権利を有する。

5 郵便研究諮問理事会は、大会議の議長が招集しかつ開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出する。

6 郵便研究諮問理事会は、その内部規則を定める。

7 郵便研究諮問理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が執行理事会の議長及び国際事務局局長と合意の上決定する。

8 郵便研究諮問理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、指導委員会を構成する。指導委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が指導委員会に委任することを決定したすべての任務を行う。

9 郵便研究諮問理事会の権限は、次のとおりとする。

(a) すべての加盟国の郵政庁が関心を有する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の特に重要な問題を研究し、並びにこれらの問題に関する情報及び意見をまとめること。

(b) 開発途上にある新しい国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

(c) 郵便業務に關係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における諸国の経験及び成果を研究し及び普及させるために必要な措置をとること。

(d) 開発途上にある新しい国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務の必要とするものを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

(e) 執行理事会と合意の上、すべての加盟国、特に開発途上にある新しい国との技術協力の分野において適当な措置をとること。

(f) 郵便研究諮問理事会の理事国、執行理事会

又は加盟国の郵政庁から提出される他のすべての問題を検討すること。

10 郵便研究諮問理事会の理事国は、同理事会の活動に実際に参加する。理事国でない加盟国は、申請を行った上で、同理事会の行う研究に協力することができる。

11 郵便研究諮問理事会は、必要があるときは、この条に定める活動から直接生ずる議案を大会議のために作成する。これらの議案は、執行理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、郵便研究諮問理事会が執行理事会と合意の上提出する。

12 郵便研究諮問理事会は、大会議に先立つ同理事会の会合において、加盟国及び執行理事会の要請を考慮して、大会議に提出する次期の郵便研究諮問理事会の活動計画案を作成する。

13 執行理事会の議長及び副議長は、同理事会の活動と郵便研究諮問理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして郵便研究諮問理事会の会合に参加することができる。

14 郵便研究諮問理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

(a) 郵便研究諮問理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者

(b) 郵便研究諮問理事会の理事国でない加盟国の郵政庁

第百五条 郵便研究諮問理事会の活動に関する記録

1 郵便研究諮問理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し参考のため次の書類を送付する。

(a) 議事概要

(b) 報告書、議事録及び議事概要をその内容とする郵便研究諮問理事会書類集

2 郵便研究諮問理事会は、その活動に関する年次報告書を執行理事会のために作成する。

3 郵便研究諮問理事會は、その活動の全体に關する報告書を大会議のために作成し、これを大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

第百六条 大会議、事務小會議及び特別委員會の内部規則

1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、この一般規則に附屬する大会議内部規則を適用する。

2 各大会議は、1の大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができ

3 各事務小會議及び各特別委員會は、それぞれの内部規則を定める。これらの内部規則が採択されるまでの間、審議に關しては、1の大会議内部規則の規定を適用する。

第百七条 書類の発行、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中國語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができ。その他の言語も、6の規定により連合の負担する費用が増加しないことを条件として、使用することができ。

2 公用語以外の一の言語を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集團を構成する。明示の請求をしなかつた加盟国は、公用語を請求したものとみなす。

3 書類は、國際事務局が、直接、又は2の規定により構成された言語集團の地域事務局の仲介によりかつ國際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集團の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式により発行する。

4 國際事務局が直接発行する書類は、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国の郵政庁と國際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を行つてゐる言語のいずれによつてもすることができ。

6 公用語以外の言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語を請求した言語集團が負担する。連合が受領した英語、アラビア語又はスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用並びに書類の提供に關するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中國語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によつて定める。

7 言語集團の負担する費用は、当該言語集團の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集團の構成国の間で他の分担基準により分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集團の代表者の仲介により國際事務局に通告することを条件とする。

8 國際事務局は、加盟国が言語の選択について行ふ変更の請求を、一定の期間(二年を超えないものとする)の後に処理する。

9 連合の機關の會合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができ。通訳施設の選択は、會合の主催者が、國際事務局長及び關係加盟国と協議の上、裁量によつて行ふ。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する會合及び審議の際に使用することができ。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国の郵政庁は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語は、フランス語とする。

第二章 國際事務局
第百八条 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙

1 國際事務局長及び國際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、五年を下らないものとし、一回に限つて更新することができ。國際事務局長及び國際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙は、秘密投票により行ふ。選挙は、まず、國際事務局長の職について行ふ。立候補の届出は、加盟國政府がスイス連邦政府を通じて行ふ。このため、スイス連邦政府は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟國政府に通知書を送付し、加盟國政府が立候補の届出をする場合には三箇月以内にスイス連邦政府に届出を送付するよう勧誘する。候補者は、立候補の届出を行う加盟國の國民でなければならない。スイス連邦政府は、また、通知書に、在任中の國際事務局長及び國際事務局次長が任期の更新について関心を表明したか表明しなかつたかを記載する。スイス連邦政府は、國際事務局が選挙に必要な書類を作成することができるときに、受領した立候補の届出を大会議の開会のおおむね二箇月前に同事務局に送付する。

3 國際事務局長が欠けた場合には、國際事務局次長が國際事務局長について定められた任期の終了まで國際事務局長の職務を行ふ。この場合

には、國際事務局次長は、國際事務局次長としての最初の任期が前回の大会議によつて更新されておらず、かつ、國際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、國際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 國際事務局長及び國際事務局次長が同時に欠けた場合には、執行理事會は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について國際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 國際事務局次長が欠けた場合には、執行理事會は、國際事務局長の提議に基づき、國際事務局次長の一人に、次回の大会議まで國際事務局次長の職務を行わせる。

第百九条 國際事務局長の職務

1 國際事務局長は、國際事務局を組織し、管理し及び統括する。同事務局長は、同事務局を法的に代表する。同事務局長は、G1からD1までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し及び昇級させる権限を有する。同事務局長は、P1からD1までの等級の職員の任命に当たり、加盟國の郵政庁が推薦した当該加盟國の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合において、同事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分、言語その他のすべての關係事項を考慮し、かつ、昇給に關する同事務局の内部制度を尊重する。同事務局長は、また、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟國の國民でなければならないことを考慮する。同事務局長は、執行理事會に對し、一年に一回、連合の活動に關する報告書において、職員のパ4からD1までの等級への任命及び昇級について通知する。

2 國際事務局長は、次の権限を有する。

(a) 連合の必要と兩立する可能な限り低額の水

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に同時に執行理事会及び監督当局の審査に付すること並びに同理事会の承認を得た当該予算を加盟国に通知すること。

(b) 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

万国郵便連合と限定連合との間

万国郵便連合と国際連合との間

万国郵便連合とその活動が連合に關係のある国際機関との間

(c) 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

連合の機関の活動の準備及び組織書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

連合の機関の会合の期間における当該機関の事務局の運営

(d) 連合の機関の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

第一百十條 国際事務局次長の職務

1 国際事務局次長は、国際事務局局長を補佐し、国際事務局局長に対して責任を負う。

2 国際事務局局長が不在であり又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。国際事務局局長が欠けた場合(第百八條三)にも、同様とする。

第一百十一條 連合の機関の事務局

連合の機関の事務局の事務は、国際事務局局長の責任の下に国際事務局が行う。同事務局は、各会期の間に発行されるすべての書類を、当該機関の構成国の郵政庁、当該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。

第一百十二條 加盟国の表

国際事務局は、連合の加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集團及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておく。

第一百十三條 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、要請があつたときはいつでも、執行理事会、郵便研究諮問理事会及び加盟国の郵政庁に対し郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する各種の情報を収集し、整理し、発行し及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に付託され又は連合のために同事務局に委託される研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、特定の問題についての加盟国の郵政庁の意見を知るためにされたいずれかの加盟国の郵政庁の請求に基づき、照会を行う。照会の結果取りまとめた意見は、議決の性質及び拘束力のいづれも有するものではない。

4 国際事務局は、有益と認める場合には、郵便研究諮問理事会の権限に属する問題を同理事会の議長に提起する。

5 国際事務局は、国際郵便業務に関する各種の勘定の清算につき、その仲介を請求する加盟国の郵政庁の間における決済機関として仲介を行う。

第一百十四條 技術協力

国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第一百十五條 国際事務局の供給する用紙

郵便旅行小為替証書及び小為替帳の表紙を製造し、これらを請求する郵政庁に対し実費で供給することを任務とする。

第一百十六條 限定連合の文書及び特別取極

1 憲章第八條の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は、事務局がない場合には、これらを締結した国の一が国際事務局に二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、また、限定連合及び特別取極の存在を加盟国の郵政庁に通知する。同事務局は、この2の規定に基づいて確認した違反を執行理事会に通知する。

第一百十七條 連合の機関誌

国際事務局は、利用することのできる書類に参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第一百十八條 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、執行理事会の承認を得た上で、これを加盟国の郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章 議案の提出及び審査の手續

第一百十九條 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国の郵政庁による大会議への各種の議案の提出は、3の規定が適用される場合を除くほか、次の手續による。

(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理する。

(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間に受理しない。

(c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも二の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理しない。

(d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月の期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも八の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理しない。

(e) 支持の通告は、当該議案と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 編集上の議案には、これを提出する加盟国の郵政庁が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集にのみ関する議案と認められるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

3 1及び2に定める手續は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第一百二十條 大会議から大会議までの間における議案の提出の手續

1 いずれかの加盟国の郵政庁が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の郵政庁の支持を得なければならぬ。議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受理しない場合には、審査の対象とされない。

2 1の議案は、国際事務局の仲介によつて他の加盟国の郵政庁に送付する。

第一百二十一條 大会議から大会議までの間における議案の審査

1 議案は、次の手續に付する。

加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回

答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう勧誘する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2 議案が約定若しくは約定の施行規則又はこれらの最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締結国である加盟国の郵政庁のみが、1の手続に参加することができる。

第二百二十二条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通告

告

1 条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、スイス連邦政府が国際事務局の請求に応じて作成しかつ加盟国政府に交付する外交上の通告書によつて確定される。

2 施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が確認し、加盟国の郵政庁に通告する。条約第八十五条(二)及び約定のこれに相当する条項に規定する規定の解釈についても、同様とする。

第二百二十三条 大会議から大会議までの間に採択された決定の実施

採択された決定は、その通告の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第二百二十四条 連合の経費の決定及び決済

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、千九百八十一年以後の年について次の金額を超過してはならない。

一九八一年 一七、一六六、五〇〇スイス・フラン
一九八二年 一七、五八六、三〇〇スイス・フラン

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

一九八三年 一七、八四八、六〇〇スイス・フラン
一九八四年 一八、一八七、八〇〇スイス・フラン
一九八五年 一八、五五六、四〇〇スイス・フラン

千九百八十四年に予定されている大会議が延期される場合には、千九百八十五年の基本最高限度額が、同年後の年について適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、百七十五万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 執行理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 執行理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、執行理事会(特に緊急の場合には国際事務局局長)は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を賄うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明が行われなければならない。

7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及

び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、執行理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも予算の関係する会計年度の最初の日までに支払わなければならない。期限を経過した後は、支払われる金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。

9 連合の資金の不足を補うため予備基金を設ける。同基金の額は、執行理事会が定める。同基金は、主として、予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも加盟国の分担金の額を引き下げるためにも使用することができる。

10 資金の臨時の不足に関しては、スイス連邦政府は、合意により定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第二百二十五条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級
二五単位等級
二〇単位等級
一五単位等級
一〇単位等級
五単位等級
三単位等級
一単位等級

2 加盟国は、憲章第二十一条4に定める手続に従い、連合への加入又は加盟の際に1の分担等級の一を割り当てられる。

3 加盟国は、その後、大会議の開会前に国際事務局に通告することを条件として、分担等級を変更することができる。その通告は、大会議に提示されるものとし、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。

4 加盟国は、同時に二段階以上低い分担等級に変更することを要求することができない。大会議の開会前に分担等級の変更の希望を表明しない加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

5 3及び4の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二百二十六条 国際事務局の供給する物品についての支払

国際事務局が加盟国の郵政庁に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の一日から三箇月以内に行う。期限を経過した後は、支払われる金額は、連合のために、期限を経過した日から年五パーセントの割合で利子を生ずる。

第五章 仲裁

第二百二十七条 仲裁手続

1 仲裁によつて解決を図る紛争が生じた場合には、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、単一の郵政庁とみなす。

2 いずれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が仲裁の提議に対し六箇月以内に措置をとらなかつた場合には、国際事務局に対して請求がされたときは、同事務局は、当該郵政庁に対し仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

3 係争当事者は、単一の仲裁者を指定することを取り決めることができる。単一の仲裁者は、国際事務局とすることができる。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行う。

5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛議の解決のため、同様に係争に利害關係を有しない他の一の加盟国の郵政庁を選定する。選定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者による選定の対象とならなかつた加盟国の郵政庁のうちから一の郵政庁を指定する。

6 約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国の郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができない。

第六章 最終規定

第二百二十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第二百二十九条 国際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、これらの協定において改正の条件を定めている場合には、当該改正の条件による。

第三百三十条 この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、千九百八十一年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャ

ネイロで作成した。

万国郵便連合一般規則の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便連合一般規則に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 執行理事会及び郵便研究諮問理事會

一般規則の規定のうち執行理事会及び郵便研究諮問理事會の組織及び運営に関するものは、一般規則の効力発生前に適用することができる。

第二条 連合の経費

一般規則第三百三十条の規定にかかわらず、一般規則第二百二十四条に定める千九百八十一年の連合の機関の活動に係る年次経費の最高限度額は、同年一月一日から適用する。

第三条 新たな財政制度の実施

大会議は、連合の文書の効力を千九百八十一年七月一日に生じさせるとの決定にかかわらず、新たな財政制度、特に一般規則第二百二十四条の規定及び関連の決定を同年一月一日から実施することを決定する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、その規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

大会議内部規則

第一条 総則

この大会議内部規則(以下規則)というは、連合の文書に基づいて作成され、これに從属する。この規則の規定と連合の文書の規定とが相違する場合に、連合の文書の規定による。

第二条 代表團

1 「代表團」とは、加盟国が大会議への参加のために指定した者又はこれらの全体をいう。代表團は、代表團の長並びに、必要があるときは、代表團の長の代理、一人又は二人以上の代表及び場合により一人又は二人以上の随員(専門家、秘書等を含む)で構成する。

2 代表團の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合に、憲章第十四条2にいう加盟国の代表者とする。

3 随員は、会合に出席することができるが、原則として投票する権限を有しない。もつとも、代表團の長は、随員に対し、委員会の会合において自国の名により投票する権限を与えることができる。投票する権限の付与については、会合の開始に先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。

第三条 代表の委任状

1 代表の委任状には、当該国の元首、政府の長又は外務大臣が署名する。委任状は、良好妥当なものでなければならない。連合の文書に署名する権限を有する代表(全権委員)の委任状には、その署名の効力(署名が批准又は承認を条件とするか、追認を要するものであるか、最終的なものであるか)について記載する。その記載がない場合には、署名は、批准又は承認を条件とするものとみなす。連合の文書に署名する権限を与える委任状は投票する権限をも与えるものとされ、連合の文書に署名する権限を与える条項のない委任状は審議に参加し及び投票する権限のみを与えるものとされる。

2 委任状は、大会議の開会後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せず又はこれを寄託していない代表であつても、その氏名が自国の政府により招請政府に通知されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することが出来る。委任状が正規のものでないと認められた代表についても、同様とする。これらの代表は、その委任状がなく、寄託されてお

らず又は正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の報告書が大会議によつて承認された時からそのような状態が是正されるまでの間、投票権を有しない。

4 加盟国が大会議において自国を他の加盟国の代表團に代表させるための委任状(代理権に係る委任状)は、1の委任状と同様良好妥当なものでなければならない。

5 電報による委任状(代理権に係るものを含む)は、認められない。もつとも、委任状に関する照会に対し回答を電報で行うことは、認められる。

6 委任状を寄託した後一又は二以上の会合に出席することができなくなつた代表團は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表團に自国を代表させることができる。ただし、一の代表團は、自国のほか二以上の国を代表することができない。

7 約定の締約国でない加盟国の代表は、当該約定に関する大会議の審議に投票権なしで参加することができる。

第四条 席順

1 大会議及び委員会の会合における代表團の席順は、代表を出している加盟国のフランス語による国名のアルファベット順とする。

2 執行理事會の議長は、適当な時期に、大会議及び委員会の会合の際に最前列の最初の席に着席する代表團の国を抽せんによつて決定する。

第五条 オブザーバー

1 国際連合の代表者は、大会議の審議に参加することができる。

2 執行理事會が指定する政府間国際機関のオブザーバーは、当該政府間国際機関に關係のある問題が討議される場合には、大会議の会合に出席することができる。

3 憲章第八條1の規定に基づいて設立された限定連合の資格のある代表者も、当該限定連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席す

ることが出来る。

4 1から3までに規定するオブザーバーは、投票権なしで審議に参加する。

5 非政府機関が行う大会議への参加の請求については、大会議がその都度明示的な決定を行う。

第六條 大会議の長老

1 大会議開催国の郵政庁は、国際事務局との合意により大会議の長老として指名される者を示唆するものとし、執行理事会は、適当な時期にその指名を行う。

2 長老は、大会議の第一回本会議の開会の際から大会議がその議長を選出する時まで議長の職務を行うものとし、また、この規則によつて付与されるその他の職務を行う。

第七條 大会議及び委員会の議長及び副議長

1 大会議は、第一回本会議において、長老の提議に基づき、大会議の議長となる一の加盟国及び副議長となる四の加盟国を指定する。議長国及び副議長国の地位は、できる限り加盟国の地理的配分を考慮して割り当てる。

2 大会議は、また、長老の提議に基づき、委員会の議長国及び副議長国となる加盟国を指定する。

3 議長は、会合を開会し及び閉会し、討議を司會し、發言を許し、議案を投票に付し、議決に必要な多数を示し、決定事項を發表し並びに場合により決定事項の解釈を行う。ただし、解釈については、大会議の承認を得なければならぬ。

4 議長は、この規則の遵守及び会合における秩序の維持を確保する。

5 代表団は、大会議又は委員会の議長がこの規則の規定又はその解釈に基づいて行つた決定につき、大会議又は委員会に対して異議を申し立てることが出来る。もつとも、議長の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決

で取り消されない限り、有効とする。

6 議長国である加盟国がその責務を遂行することができなくなつた場合には、大会議又は委員会は、当該加盟国に代つて議長国となる国を副議長国のうちから指定する。

第八條 議長団會議

1 議長団會議は、大会議の活動を指導することとを任務とする中央機関とし、大会議の議長及び副議長並びに委員会の議長により構成する。議長団會議は、大会議及び委員会の活動の進行を検討するため、また、これらの活動の進行を容易にすることを目的とする勧告を行うため、定期的に会合する。議長団會議は、各本会議の議事日程の作成及び委員会の活動の調整について大会議の議長を補佐するものとし、また、大会議の閉会に関する勧告を行う。

2 第十二条1に規定する大会議の事務局長及び事務局次長は、議長団會議の会合に出席する。

第九條 委員会

大会議は、その活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定める。

第十條 作業部會

各委員会は、特別の問題の研究のため作業部會を設けることができる。

第十一條 委員会の構成

1 大会議に代表を出している加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に関する議案の審査を任務とする委員会の構成国となる。

2 大会議に代表を出している加盟国であつて一又は二以上の任意的な約定の締約国であるものは、当然に、当該約定の改正を任務とする委員会の構成国となる。当該委員会の構成国は、自国が締約国となつてゐる約定についてのみ投票権を有する。

3 自国が約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加する

ことができる。

第十二條 大会議及び委員会の事務局
1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、それぞれ大会議の事務局長及び事務局次長の職務を行う。

2 大会議の事務局長及び事務局次長は、大会議及び議長団會議の会合に出席し、投票権なしで審議に参加するものとし、また、投票権なしで委員会の会合に出席し、又は国際事務局の高級職員を代理として出席させることができる。

3 大会議、議長団會議及び委員会の事務局の事務は、国際事務局の職員が開催国の郵政庁と協力して行う。

4 国際事務局の高級職員は、大会議、議長団會議及び委員会の書記の職務を行うものとし、会合において議長を補佐し、及び議事録又は報告書の作成について責任を負う。

5 大会議及び委員会の書記は、書記補によつて補佐される。

6 フランス語に精通した報告者は、大会議及び委員会の議事録の作成を任務とする。

第十三條 審議に使用する言語
1 2の規定が適用される場合を除くほか、審議の際には、同時通訳施設又は逐次通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することが出来る。

2 編集委員会の審議は、フランス語により行う。

3 1の言語以外の言語も、審議(2に規定する審議を除く)の際に使用することが出来る。この場合において、開催国の言語は、優先権を有する。1の言語以外の言語を使用する代表団は、1の同時通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該同時通訳施設により、又は特別の通訳者により、1の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

4 装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

る。

5 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。

第十四條 大会議の書類の作成に使用する言語

1 大会議の会期中に作成する書類(大会議の承認を得るために提出する決定案を含む)は、大会議の事務局がフランス語により発行する。

2 1の書類の発行のため、加盟国の代表団が作成する書類は、直接、又は大会議の事務局に附属する翻訳業務の仲介によつて、フランス語により提出する。

3 一般規則の関係規定に基づいて構成される各言語集團が自己の費用負担で組織する2の翻訳業務は、大会議の書類をそれぞれの言語に翻訳することも出来る。

第十五條 議案

1 大会議の審議に付するすべての問題は、議案として提出する。

2 国際事務局が大会議の開会に先立つて発行したすべての議案は、大会議に提出したものとされる。

3 大会議の開会後は、既に提出された議案の修正を目的とするものを除くほか、いかなる議案も、受理しない。

4 原議案の一部の削除若しくは変更又は原議案への追加を内容とする議案は、修正案とする。ただし、大会議又は委員会が原議案と矛盾すると認める場合には、修正案としない。

5 既に提出された議案に關しては、大会議に提出する修正案は、審議の日に代表に配布することが出来るように、その前々日の正午までにフランス語による書面によつて事務局に引き渡す。この期限は、大会議又は委員会における討議から直接生ずる修正案については、適用しない。この場合には、修正の提案者は、請求に応じ、フランス語による書面により、又はフランス語に

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

よることが困難であるときは審議に使用する他のいづれかの言語による書面により当該修正案を提出する。議長は、当該修正案を朗読し又は朗読させる。

6 5に定める手続は、連合の文書の改正を目的とし、ない議案(決議案、勧告案、要望案等)の提出についても適用する。

7 議案又は修正案は、連合の文書に挿入される規定の最終的な形態を示すものでなければならぬ。もつとも、編集委員会は、当然に、編集上の訂正をこれらの議案又は修正案に加えることができる。

第十六条 大会議及び委員会における議案の審査

1 番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案であつて国際事務局が編集上の議案としての性質に疑いがないと認めたものは、編集委員会に直接付託するものとし、事務局は、編集委員会のためにこれらの議案の表を作成する。また、番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案であつて事務局が編集上の議案としての性質に疑いがあると認めたものは、他の委員会により純粹に編集上の議案であることが確認された後に編集委員会に付託するものとし、事務局は、関係委員会のためにこれらの議案の表を作成する。もつとも、番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案が大会議又は他の委員会によつて取り扱われる他の実質的な議案に関するものであるときは、編集委員会は、大会議又は当該他の委員会が当該他の実質的な議案について意見を表明した後でなければ、これらの編集上の議案の検討を行うことができない。番号の末尾にRの文字を付していない議案であつて事務局が編集上の議案と認めたものは、当該議案に関連する実質的な議案を取り扱う委員会に直接付託するものとし、当該実質的な議案を取り扱う委員会は、活動を開始した後速やかに、当該付託された議案のうちいずれの議案を

編集委員会に直接付託するかを決定する。事務局は、当該実質的な議案を取り扱う委員会のために、番号の末尾にRの文字を付していない議案であつて事務局が編集上の議案と認めたものの表を作成する。

2 同一の問題につき二以上の議案が提出された場合には、議長は、現行の規定から最も速かつ現況に最も重大な変更をもたらす議案から討議を開始することを原則として、討議の順序を決定する。

3 議案が分割可能なものである場合には、提案者又は会議の同意を得て、当該議案の各部分を個別に検討し及び投票に付することができる。提案者が大会議又は委員会において撤回した議案は、他の加盟国の代表団が再提出することができる。

4 議案に關して修正案が提出された場合には、投票は、まず、修正案について行ふ。もつとも、議案に対する修正案は、当該議案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに当該議案に取り入れる。

5 議案に關して二以上の修正案が提出された場合には、投票は、まず、原議案から最も遠い修正案について行ひ、次いで、残余の修正案のうち原議案から最も遠いものについて行ひ、以下、すべての修正案の審議が終了するまで同様とする。修正案が採択されたときは、これによつて修正された議案を投票に付する。修正案が採択されなかつたときは、投票は、原議案について行ふ。

6 大会議及び委員会の議長は、各会合の終了後に、採択された議案、修正案又は決定案を編集委員会に付託する。

第十七条 審議

1 代表は、会合の議長が発言を許した後でなければ発言することができない。代表は、ゆつくりかつつきりと発言するよう勧奨される。議長は、代表に対し、審議の正常な進行を妨げない

いことを条件として討議中の問題について自由かつ十分に意見を表明する機会を与える。

2 出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で反対の決定がされない限り、発言は、五分を超えて行うことができない。議長は、この発言時間を超えて発言する者の発言を中断させることができるものとし、また、代表に対し議題から逸脱しないよう要請することができる。

3 議長は、討議中、発言者の表を朗読した後、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て発言者の表の締切りを宣言することができる。議長は、発言者の表に掲げるすべての発言者の発言が終了した時に、討議の終結を宣言する権利は、発言者の表の締切りの後においても与えることができる。

4 議長は、また、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いづれか一つの議案又は一括された特定の議案に關する同一の代表団の発言の回数を制限することができる。もつとも、議案の提案者は、議案を紹介する機会及び、請求を行うことにより、他の代表団の発言に應じて新たな要素を導入するためその後発言する機会を与えられるものとし、このようにして、請求を行うことにより最後に発言することとできる。

5 議長は、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いづれか一の議案又は一括された特定の議案に關する発言の回数を制限することができる。もつとも、発言の回数は、討議中の議案に対する賛成及び反対の発言につきそれぞれ五回未満に制限することができない。

第十八条 議事進行の動議

1 議事進行の動議のため又は個人的な理由により発言を求めるときは、いつでも許される。この種の請求は、これについて遅滞なく決定を行うため、直ちに討議に付する。

2 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱うことができない。

3 議事進行の動議は、次の順位により審査する。

- (a) この規則の遵守
- (b) 会合の停止
- (c) 会合の閉会
- (d) 討議中の問題の討議の延期
- (e) 討議中の問題の討議の終結
- (f) その他のすべての動議(議長が議案の審査のために決定した順位の変更を目的とする動議、権限の問題に關する動議等)。これらの審査の順位は、議長が決定する。

4 代表団は、問題の討議中に、理由を明らかにして、会合の停止又は閉会を提議することができる。その提議が支持された場合には、会合の停止又は閉会に反対を表明する二人の発言者に対し当該反対に關するのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。

5 代表団は、問題の討議を一定の期間延期することを提議することができる。この場合には、延期に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。

6 代表団は、討議中の問題の討議の終結をいつでも提議することができる。この場合には、終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。

7 議事進行の動議の提案者は、投票に付される前に当該動議を撤回することができる。撤回された動議は、これに修正を加え又は加えないで、他の代表団が再提出することができる。

第十九条 定足数及び投票に関する一般規定

1 大会議又は委員会に代表を出しておりかつ投票権を有する加盟国の二分の一をもつて定足数とする。ただし、約定に關しては、当該約定の締約国でありかつ代表を出している加盟国の二分の一が会合に出席し又は代理されていれば足

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則

- 2 合意によつて解決することのできない問題は、投票によつて解決する。
- 3 出席している代表団であつて特定の投票に参加しないもの又はこれに参加することを希望しない旨を宣言するものは、1に定める定足数が満たされているかいないかを決定するに当たり、欠席したものと取り扱わない。
- 4 棄権票、白紙票及び無効票の数の合計が賛成票、反対票及び棄権票の数の合計の二分の一を超える場合には、当該問題の審査は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮しない。
- 第二十条 投票手続
 - 1 投票は、伝統的な方式又は電子投票装置によつて行ふ。電子投票装置が会合において利用されている場合には、投票は、原則としてこれによつて行ふ。もつとも、秘密投票にあつては、伝統的な方式によることをいづれかの代表団が請求し、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持された場合には、伝統的な方式によることができる。
 - 2 伝統的な方式による投票の手続は、次のとおりとする。
 - (a) 挙手による投票。この投票の結果について疑いがある場合には、議長は、自己の意思により又はいづれかの代表団の請求により同一の問題につき指名点呼による投票を行うこととすることができる。
 - (b) 指名点呼による投票。この投票は、いづれかの代表団の請求により又は議長の意思によつて行ふ。点呼は、議長が抽せんによつて決定した国から開始して、代表を出している国のフランス語による国名のアルファベット順により行ふ。投票の結果は、賛成票、反対票及び棄権票の別に区分された国の表とともに当該会合の議事録に記載する。
 - (c) 秘密投票。この投票は、二の代表団の請求

- により投票用紙を用いて行ふ。会合の議長は、三人の投票立会人を指定するものとし、また、投票の秘密を確保するために必要な措置をとる。
- 3 電子装置による投票の手続は、次のとおりとする。
 - (a) 無記録投票。この投票は、挙手による投票に代わるものとする。
 - (b) 記録投票。この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いづれかの代表団によつて請求され、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。
 - (c) 秘密投票。この投票は、投票用紙による秘密投票に代わるものとする。
- 4 投票が開始された後は、いづれかの代表団も投票の方法に関する議事進行の動議の場合を除くほか、投票を中断させることができない。
- 5 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。
- 第二十一条 議案の承認の条件
 - 1 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。
 - (a) 憲章に関しては、加盟国の少なくとも三分の二
 - (b) 一般規則に関しては、大会議に代表を出している加盟国の過半数。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。
 - (c) 条約及び条約の施行規則に関しては、出席しかつ投票する加盟国の過半数
 - (d) 約定及び約定の施行規則に関しては、当該約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数
 - 2 合意によつて解決することのできない手続上の問題については、出席しかつ投票する加盟国

- の過半数による議決で決定を行う。連合の文書の改正に関係のない決定についても、大会議において出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、同様とする。
- 第三十九条 4の規定が適用される場合を除くほか、「出席しかつ投票する加盟国」とは、賛成票又は反対票を投ずる加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たつては、棄権票の数並びに秘密投票の場合の白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。
- 4 投票が賛否同数である場合には、議案は、否決されたものとする。
- 第二十二條 執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国の選挙

大会議の議長は、執行理事会又は郵便研究諮問理事会の理事国の選挙において同数の票を得た国のうちいづれを理事国とするかを決定するため、抽せんを行う。
- 第二十三條 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙
 - 1 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙は、一の会合又は当該会合の日と同一の日に引き続き開催される会合において秘密投票により行ふ。出席しかつ投票する加盟国の票の過半数を得た候補者が選出される。一の候補者が過半数を得るまで必要な回数の投票を行う。
 - 2 「出席しかつ投票する加盟国」とは、正規に通知された候補者の一に票を投ずる加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たつては、棄権票、白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。
 - 3 棄権票、白紙票及び無効票の数の合計が2の規定により正規に通知された候補者に投じられた票数の二分の一を超える場合には、選挙は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮しない。

- 4 各回の投票において最少の票を得た候補者は、除外する。
- 5 同数の票を得た候補者がある場合には、これらの候補者について公平な判定を下すため、補助的な投票を行い、必要な場合には再度補助的な投票を行う。補助的な投票は、これらの候補者についてのみ行ふ。その結果決定を得られなかった場合には、抽せんによつて決定する。抽せんは、大会議の議長が行ふ。
- 第二十四條 議事録
 - 1 大会議及び委員会の会合の議事録には、会合の経過を記録し、発言を簡潔に要約し、かつ、議案及び審議の結果を記載する。本会議については議事録を、また、委員会の会合については簡略な議事録を作成する。
 - 2 委員会の会合の議事録については、大会議が決定する場合には、大会議のための報告書をもつて代えることができる。作業部会は、原則として、これを設置した機関のための報告書を作成する。
 - 3 各代表は、自己の行つた発言の概要又は全文が議事録又は報告書に記載されることを請求する権利を有する。ただし、会議の終了後二時間以内にフランス語によるその発言文を事務局に提出することを条件とする。
 - 4 代表は、仮議事録又は仮報告書が配布された時から二十四時間以内に限り、自己の意見を事務局に提出することができる。事務局は、必要があるときは、当該代表と当該会合の議長との間の仲介者となる。
 - 5 4の規定が適用されることを条件として、議長は、原則として、大会議の各会合の始めに、既に行われた大会議の会合の議事録を承認のために提出する。審議につき議事録又は報告書が作成される委員会についても、同様とする。大会議又は委員会の承認を得ることができない会期末の会合の議事録又は報告書は、各会合の議長が承認する。国際事務局は、当該議事録を発

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便連合一般規則 万国郵便条約

送した後四十日以内に加盟国の代表から同事務局に通知される意見を考慮に入れる。

6 国際事務局は、大会議及び委員会の会合の議事録又は報告書における編集上の誤りであつて5の規定による承認の際に指摘されなかつたものを訂正することができる。

第二十五条 決定案(連合の文書案、決議案等)の大会議による承認

1 編集委員会から提出された連合の各文書案は、原則として各条ごとに審査するものとし、全体として投票に付し、可決した後でなければ、採択したものとしな。第二十一条の規定は、全体として投票に付する場合について適用する。

2 各代表団は、1の規定による審査の際に、委員会において採択され又は否決された議案を再提出することができる。代表団は、これらの議案に関する再審査の請求を行うに当たつては、連合の文書案中の關係規定が大会議による承認のために提出される会合の日の一日前までに、当該請求を書面により大会議の議長に通知する。

3 もつとも、2の規定による再審査は、議長が大会議の議事の進行のために適當であると認める場合には、編集委員会から提出される連合の文書案の審査の前に行うことができる。

4 議案は、大会議により採択され又は否決された場合には、再審査の請求が、少なくとも十の代表団によつて支持され、かつ、出席した投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合を除くほか、同一の大会議によつて再審査することができない。この4の規定による再審査は、本会議に直接提出された議案についてのみ行うことができるものとし、同一の問題につき二回以上請求することができない。

5 国際事務局は、最終的に承認された連合の文書

書における編集上の誤りであつて当該文書案の審査の際に指摘されなかつたもの、条及び項の番号並びに引用条項を訂正することができる。

6 2から5までの規定は、連合の文書案以外の決定案(決議案、要案等)についても適用する。

第二十六条 連合の文書に対する留保

連合の文書に対する留保は、当該文書への署名の前に大会議が審査することができるように、最終議定書に関する議案としてフランス語により提出する。

第二十七条 連合の文書への署名

大会議が最終的に承認した連合の文書には、全権委員が署名する。

第二十八条 この規則の改正

1 各大会議は、この規則を改正することができる。この規則を改正する議案は、審議されるためには、議案を提出する権限を有する連合の機関が提出するものを除くほか、大会議において少なくとも十の代表団により支持されなければならない。

2 この規則を改正する議案は、採択されるためには、大会議に代表を出している加盟国の少なくとも三分の二による議決で承認されなければならない。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條3の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便業務に関する規定をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 継続し自由

万国郵便連合憲章第一条において継続し自由

由の原則が規定されていることにより、各郵政庁は、他の郵政庁から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も迅速の線路によつて送達する義務を負う。この義務は、航空通常郵便物についても、その送達に付介郵政庁が参加するか参加しないかを問はず、適用する。

2 死滅しやすき若しくは変敗しやすき生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋継続しを認めない権限を有する。加盟国は、第三十六條8の規定に該當する郵便物についても、同様の権限を有する。

3 価格表記書状業務を行つていない加盟国又は自国の海運業務若しくは航空業務の行方運送に關し價格表記書状についての責任を認めていない加盟国であつても、他の郵政庁から引き渡される開袋であつて價格表記書状を包有するものを最も迅速の線路によつて送達しなければならない。もつとも、当該加盟国の責任は、書留郵便物について定めるところをもつて限度とする。

4 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継続し自由は、小包業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

5 航空小包についての継続し自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便物に關する協定の締結国でない加盟国は、航空小包の平面路による送達に参加することを強制されない。

6 小包郵便物に關する協定の締結国である加盟国は、價格表記小包業務を行つていない場合又は自国の海運業務若しくは航空業務の行方運送に關し價格表記小包についての責任を認めていない場合にも、他の郵政庁から引き渡される開袋であつて價格表記小包を包有するものを最も迅速の線路によつて送達しなければならない。もつとも、当該加盟国の責任は、價格表記とさ

れない小包郵便物であつて当該價格表記小包の重量と同一の重量のものについて定めるところをもつて限度とする。

第二条 継続し自由の不遵守

いずれかの加盟国が継続し自由に関する万国郵便連合憲章第一条及び前条の規定を遵守しない場合には、他の加盟国の郵政庁は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。当該他の加盟国の郵政庁は、その廃止につき、電報により關係郵政庁に予告し、かつ、国際事務局に通知する。

第三条 通過国の業務の関与がない陸路

通過国の業務の関与がない郵便物の継続運送は、通過国の事前の同意を得て行わなければならない。通過国は、この形態の継続しに關しては、責任を負わない。

第四条 業務の一時停止及び再開

1 郵政庁は、特別の事情により業務の全部又は一部の実施を一時的に停止しなければならないとなつた場合には、直ちに、必要に応じ電報又はテレックスにより、關係郵政庁にその旨を通知するものとし、また、停止した業務の再開の際にも、同様の措置をとる義務を負う。

2 全般的に通知することが必要であると認められる場合には、郵政庁は、国際事務局に対し業務の停止又は再開を通知する。同事務局は、必要に応じ電報又はテレックスにより郵政庁に通知する。

第五条 郵便物の所屬

郵便物は、名あての法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所屬する。

第六条 新規業務の創設

郵政庁は、合意により、この条約に明文の定めのない新規業務を創設することができる。新規業務に關する料金は、關係各郵政庁が当該新規業務の運用に係る費用を参酌して定める。

第七條 料金

1 各種の国際郵便業務に関する料金は、この条約及び約定により定める。

2 この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問はず、徴収してはならない。

第八條 基準貨幣及び相当額

1 この条約及び約定並びにこれらの施行規則において用いる貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位(現在は、特別引出権)に換算可能な万国郵便連合憲章第七條に定める金フランとする。

2 加盟国は、計算書の作成及び勘定の決済のため、合意により、1に規定する貨幣単位以外の貨幣単位又は加盟国の通貨の一を選択する権利を有する。

3 各加盟国は、できる限り正確に特別引出権に対応する自国の通貨の額により料金を設定する。

4 特別引出権に対する自国の通貨の交換割合が国際通貨基金により計算されていない連合加盟国及び国際通貨基金の加盟国でない連合加盟国は、特別引出権に相当する自国の通貨の額を一方的に宣言するよう要請される。

5 各郵政庁は、その料金につき、必要に応じ、また、自国の貨幣制度に適合する限り、端数を切り上げ又は切り捨てする権能を有する。

6 郵政庁は、この条の規定に従つて料金を設定するに当たり用いた特別引出権に相当する自国の通貨の額が変動した場合において、設定された料金の金フラン相当額がその変動に伴いこの条約により認められた最高又は最低の限度額を十五パーセントを超えて上回り又は下回ることとならないうきに限り、この条約及び約定に定める料金の自国の通貨による相当額並びに国際返信切手券の売りさばき価格を改正する義務を負わない。

第九條 郵便切手

料金納付用の郵便切手は、郵政庁のみが発行す

る。

第十條 用紙

1 用紙に用いる字句並びに用紙の色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則に定めるものでなければならぬ。

2 郵政庁が相互間で使用する用紙は、関係郵政庁が直接の取決めにあつて別段の決定をしない限り、フランス語を用いて、行間対訳を付して又は付することなく作成する。

3 公衆用の用紙であつてフランス語を用いて印刷してないものには、フランス語による行間対訳を付する。

第十一條 郵便本人票

1 各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨を通告しなかつた加盟国における郵便業務上証書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2 郵便本人票を交付する郵政庁は、その交付につき、五フランを超えない料金を徴収することができる。

3 郵政庁は、郵便物の交付又は金銭業務の証書類についての払渡しが正規の郵便本人票の提示の下に行われたことを立証した場合には、責任を免れる。郵政庁は、正規の郵便本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずる結果についても、責任を負わない。

4 郵便本人票は、発行の日から起算して五年間有効とする。ただし、次の場合には、無効となる。

- (a) 本人の容ぼうが写真又は特徴書きに相応しないほど変わった場合
- (b) 郵便本人票が本人に関する一定の記入事項を点検することができないほど損傷している場合
- (c) 郵便本人票に変造の形跡がある場合

第十二條 勘定の決済

郵便業務から生ずる国際的な勘定の郵政庁間の決済は、これに関する取決めがある場合には、一

般の取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的な義務に従つて行うことができる。この種の取決めがない場合には、勘定の決済は、この条約の施行規則の定めるところにより行う。

第十三條 処罰に関する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又は当該措置を自国の立法機関に提議することを約束する。

(a) 郵便切手(通用が廃止されたものを含む)、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。

一 偽造した郵便切手(通用が廃止されたものを含む)、既に使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機による印影であつて偽造し又は既に使用したもの

二 偽造した国際返信切手券

三 偽造した郵便本人票

(c) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

(d) いずれかの加盟国の郵政庁が発行する切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造しかつ流布する詐欺行為を禁止しかつ抑圧すること。

(e) 麻薬、向精神剤及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れることを防止し、かつ、必要があるときは、処罰すること。ただし、この条約及び約定がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

第十四條 郵便料金の免除

郵便料金の免除は、この条約及び約定に明文の定めのある場合に限つて行う。

第十五條 郵便業務の事務用通常郵便物

郵便業務の事務用通常郵便物については、次のことを条件として、第六十九條4の規定が適用される場合を除くほか、郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁又は郵便局が差し出すものであること。

第十六條 捕虜及び抑留された文民に関する郵便物の免除

1 通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、捕虜が直接又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百二十二條に規定する情報局若しくは同条約第二百二十三條に規定する中央捕虜情報局を通じて発受するものについては、第六十九條2の規定が適用される場合を除くほか、郵便料金を免除する。中立国内に収容されている交戦者は、この1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2 1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、直接又は戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百三十六條に規定する情報局若しくは同条約第二百四十條に規定する中央捕虜情報局を通じて、他国から発して同条約に規定する抑留された文民にあつては適用する。これらの者が差し出すものについても適用する。

3 1及び2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、これらの情報局又は中央情報局が1及び2に定める条件により直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享有する。

4 1から3までの規定により郵便料金を免除される小包郵便物の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。その内容品を分割することのできない小包郵便物及び捕虜

[illegible]

ミリメートルとする。
は、巻物について二倍と直径を合計して一〇・四〇ミリメートルとし、長さは一〇・九〇ミリメートルを越えないものとす（許容差は、それぞレ二ミリメートルとする。）
最小限度
長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞレ二ミリメートルとする。）
大きな一面を有するものでなければならぬ
い。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して一七・〇ミリメートルとし、長さは、一〇・〇ミリメートルを下らないものとする。

2 加盟国は、例外的に、1の表の重量段階の構成を変更することができる。この場合には、次の条件を満たさなければならない。

(a) 各種類の郵便物につき、最初の重量段階は、1の表の最初の重量段階でなければならない。

(b) 各種類の郵便物につき、最後の重量段階の最大重量は、1の表の重量の最大限度を超えてはならない。

(c) 各種類の郵便物につき、加盟国が採用する各重量段階の料金の間には、1の表の各重量段階の基本料金の間における割合と同一の割合が保持されなければならない。

3 内国業務において通常郵便物のうちの一種類としての郵便葉書を廃止した加盟国は、例外的に、国際業務の郵便葉書について書状の料金を適用する権能を有する。

4 1及び2(a)の規定にかかわらず、郵政庁は、印刷物については、五十グラムまでを第一重量段階として適用する権能を有する。

5 1に定める限度額の範囲内で設定する料金の間には、第八条の規定が適用される場合を除くほか、基本料金の間における割合と同一の割合ができる限り保持されなければならない。各郵政庁は、例外的に、郵便葉書、印刷物又は小形包装物の料金につき、1に定める限度額の範

- 6 各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物については、その五十パーセントを限度として印刷物の料金を引き下げた料金を適用する権能を有する。もつとも、各郵政庁は、その引下げを、自己の規則に定める条件であつて新聞紙の料金により運送するための条件を満したず新聞紙及び定期刊行物についてのみ行う権利を留保する。目録、目論見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかないかを問はず、その引下げから除外するものとし、新聞紙及び定期刊行物に添付する紙片に印刷した広告についても、同様とする。
- 7 郵政庁は、書籍、冊子、楽譜及び地図であつてこれらの表紙又はとびらに掲げるもの以外に広告類を有しないものについても、6の規定による引下げの率と同率の引下げを許容することができる。
- 8 同一名あて地の同一受取人にあつた印刷物であつて一又は二以上の特別の郵袋に納められたものについて適用する料金は、各郵袋の総重量量につき一キログラムの段階ごとに計算する。郵政庁は、特別の郵袋に納めて発送する当該印刷物については、その十パーセントを限度として印刷物の料金を引き下げたことを許容する権能を有する。当該印刷物については、1に定める重量の制限を適用しない。ただし、郵袋一個の重量は、三十キログラムを超えてはならない。
- 9 差出郵政庁は、封筒に入れた書状及び印刷物であつて第一重量段階に属しかつ定形郵便物でないものと並びにカードの形態の書状であつて次条1(b)に定める条件を満たさないものにつき、第二重量段階の郵便物の料金の額を限度とする料金を適用する権能を有する。差出郵政庁は、また、封筒に入れた書状及び印刷物であつて重量が二十グラムを超え、かつ、同条1に定める

他の条件を満たさないものにつき、当該郵便物の属する重量段階の一段階上の重量段階の料金の額を限度とする料金を適用することができる。

10 異なる料金を課される物品をまとめて単一の郵便物とすることは、その総重量が、料金率の最も高い種類の郵便物の重量の最大限度を超えないことを条件として、認められる。当該単一の郵便物の総重量について適用する料金は、料金率が最も高い種類の郵便物の料金とする。

11 第十五条に規定する郵便業務の事務用通常郵便物については、1に定める重量及び大きさの制限を適用しない。ただし、郵袋一個の重量は、三十キログラムを超えてはならない。

12 郵政庁は、自国内で差し出される通常郵便物につき、内国業務の同種の郵便物について定める重量の制限を適用することができる。ただし、当該重量の制限が1に定める重量の制限を超えない場合に限る。

第二十条 定形郵便物

1 前条1の規定に適合する郵便物のうち長さが幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたものを下らない長方形の郵便物であつて形態により次の条件を満たすものは、定形郵便物とする。

(a) 封筒に入れた郵便物

一 普通の封筒に入れた郵便物

大きな最小限度

長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）

大きな最大限度

長さ二三五ミリメートル、幅一二二〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）

重量の最大限度

二〇グラム

厚さの最大限度

五ミリメートル

なお、あて名は、封筒の封じ目のない面上の四辺がそれぞれ次の位置にある長方形の

方形の部分内に記載されていなければならない。

封筒の上辺から四〇ミリメートル

(許容差は、二ミリメートルとする。)

二 透かし窓のある封筒に入れた郵便物

普通封筒に入れた郵便物と同一の大きさ、重量及び厚さ。透かし窓のある封筒に入れた郵便物は、また、この条約の施行規則第二百三十三条に定める一般的引受条件のほか、次の条件を満たさなければならない。

透かし窓が、封筒の四辺から少なくとも次の距離にあること。

封筒の上辺から四〇ミリメートル

(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル

左辺から一五ミリメートル

下辺から一五ミリメートル

窓の縁に色付きの帯又は枠がないこと。

三 封筒に入れたすべての郵便物

差出人の住所氏名が封筒の表面に記載される場合には、その場所は、上部左すみとすること。この場所は、また、業務上の記載及び票符のために充てなければならない。

この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、業務上の記載及び票符は、差出人の住所氏名の下に位置させることができる。書状は、封筒の封じ目全体を閉じなければならない。

カードの形態の郵便物

郵便書と同一の大きさ及び耐力

(a)及び(b)の郵便物

あて名が長辺に沿って記載されていること、名あて面の上辺から四〇ミリメートル

(許容差は、マイナス二ミリメートルとする。)、右辺から七四ミリメートルの長方形の部分に料金納付及び消印のために残されていること並びに郵便切手又は料金納付の印影がその部分の上部の右すみに付されていること。

無関係ないかなる記載又は表示も、次の部分に行われていないこと。

あて名の下の部分

あて名の右側で、料金納付及び消印のための部分から下辺までの部分

あて名の左側で、あて名の一行目から下辺までの少なくとも幅一五ミリメートルの部分

封筒の下辺から一五ミリメートル、右

辺から一四〇ミリメートルの部分(この

部分は、前記の無関係な記載又は表示を

行うことのできない部分と一部重なる。)

次の郵便物は、定形郵便物としない。

折り合わせたカード

止め金、金属製のはし又はかぎホックに

よって閉じた郵便物

露出したまま(封筒に入れないで)差し出さ

れるせん孔したカード

封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有す

る材料(窓のある封筒の窓を作るために使用

する材料を除く)で作られた郵便物

突起した物品を包有する郵便物

露出したまま(封筒に入れないで)差し出さ

れる折り合わせた書状であつて、すべての辺

が閉じてなく、かつ、機械処理のための十分

な耐力を有しないもの

第二十一条 死滅しやすしい又は変敗しや

すい生物学上の材料及び放

射性物質

この条約の施行規則の定めるところにより包

装された死滅しやすしい又は変敗しやすしい生物学

上の材料及び放射性物質については、書状の料

金が適用されるものとし、また、書留とされなければならない。これらの材料及び物質の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意を表明した加盟国の間においてのみ認められる。これらの材料及び物質は、最も速達性の線路(通常の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路)によつて送達する。

2 死滅しやすしい又は変敗しやすしい生物学上の材料は、適格性のある公認の研究機関においてのみ交換することができるとし、放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。

第二十二条 誤つて引き受けられた郵便物

1 この条約及びこの条約の施行規則の認める場合を除くほか、第十九条若しくは前条又はこの条約の施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けられない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出人に返送する。誤つて引き受けられた郵便物は、差出人に当該郵便物を配達することができない。この場合において、名あて郵政庁は、必要があるときは、当該郵便物につき、その封かん方法、内容品、重量又は大きさに従つて属する通常郵便物の種類について定める料金を適用する。第十九条1に定める重量の最大限度を超える郵便物に対しては、その実際の重量に従つて料金を課することができ。

2 1の規定は、第三十六条2又は3の規定に抵触する郵便物について準用する。

3 第三十六条の規定により禁止されている物品(同条2又は3に規定する物品を除く。)を包有

する郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、同条の規定に従つて取り扱う。

第二十三条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において適用される一層低い料金の利益を受けるために当該外国において差し出し又は差し出させる通常郵便物を送達し又は受取人に配達する義務を負わない。通常郵便物がこれらの差出人により外国において多量に差し出される場合には、その差出しが一層低い料金の利益を受けるために行われるものであるかないかを問はず、同様とする。

2 1の規定は、差出人が居住国において準備した後、国境を越えて搬出した郵便物又は外国において作成された郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 関係郵政庁は、1及び2に規定する郵便物を差出元に返送し、又はこれに対し内国料金を課する権利を有する。差出人が内国料金の支払を拒否した場合には、当該関係郵政庁は、自国の法令に従つて当該郵便物を処分することができ。

4 いずれの加盟国も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物を引き受け、送達し又は受取人に配達する義務を負わない。関係郵政庁は、当該通常郵便物を、差出元に返送し又は料金を還付することなく差出人に還付する権利を有する。

第二十四条 特別料金

1 この条約に規定する料金であつて第十九条の料金のほかに徴収するものは、「特別料金」という。その金額は、次の表に従つて定める。

料金の名称		金額	備考
(a) 締切時刻後の差出しの料金(次条1)	内国制度における料金と同額		
	内国制度における料金と同額		
(b) 窓口通常取扱時間外の差出しの料金(次条2)		内国制度における料金と同額	

(c) 差出人の住所からの取集めの料金(次条3)	内国制度における料金と同額	住所配達の場合には、この料金に最高限三〇センチメートルを加えることができる。
(d) 窓口通常取扱時間外の交付の料金(次条4)	内国制度における料金と同額	
(e) 留め置き料(次条5)	内国制度における料金と同額	
(f) 重量五〇〇グラムを超える小形包装物の受取人への配達の料金(次条6)	重量五〇〇グラムを超えるすべての通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により定める料金率による額	配達郵政庁は、希望する場合には、上記の取扱料金のみを徴収することができる。
(g) 保管料(第二十六条)	重量五〇〇グラムを超えるすべての通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により定める料金率による額	
(h) 普通郵便物の料金未納又は料金不足の場合の料金(第三十条1及び2)	配達国が採用している第一重量段階の書状の料金を分子とし、差出国が採用している当該段階の書状の料金を分母とする分数を不納額に乗じて算出した額に最高限一フランの取扱料金又は国内法令により定める料金を加えた額	郵政庁は、第十九条8の規定に該当する郵便物を包有する各郵便袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。別配達が特別の負担を与える場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。受取人が別配達を請求する場合には、内国制度における料金を徴収することができる。
(i) 別配達料(第三十二条2、3及び6)	第一重量段階の普通書状の料金の額を最低限度とし、五フランを最高限度とする額	
(j) 取戻料又はあて名変更料(第三十三条2)	最高限四フラン	

(k) 転送請求料(第三十四条3)	内国制度における料金と同額	
(l) 転送料又は返送料(第三十四条4及び第三十五条8)	内国制度における料金と同額	
(m) 通関料(第三十八条)	最高限八フラン	郵政庁は、第十九条8の規定に該当する郵便物を包有する各郵便袋については、個別料金に代えて、最高限一〇フランの一括料金を徴収する。
(n) 課金別納郵便物の配達について徴収する料金(第四十条8から5まで)	一 差出郵政庁が徴収する料金として最高限三フラン 二 差出しの後に行われた請求につき差出郵政庁が徴収する追加料金として最高限四フラン 三 名あて郵政庁のために徴収する手数料として最高限三フラン	
(o) 取調料(第四十二条4)	最高限二フラン	一 郵政庁は、第十九条8の規定に該当する郵便物を包有する各郵便袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。
(p) 書留料(第四十四条1(b)及び2並びに第四十七条1(b)及び2)	最高限四フラン	二 郵政庁は、個別料金又は一括料金のほかに、書留郵便物及び価格表記書状のためにとつた特別の安全措置につき、自国の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。
(q) 価格表記料(第四十七条1(c))	名あて国のいかんを問わず、表記金額二〇〇フランにとに及びその端数につき最高	

- 限一フラン又は表記金額の各段階ごとに各段階の金額の二分の一パーセントに相当する額(不可抗力による危険を負担する国においても、同額の料金を適用する。)
- (r) 不可抗力危険負担料(第四十四条3)
- (s) 受取通知料(第四十八条1)
- (t) 受取人本人への手交の料金(第四十九条1)
- 各書留郵便物について最高限四〇サンチム
- 最高限三フラン
- 最高限五〇サンチム

2 1の表に掲げる金額を超える額の料金を内国業務において適用する加盟国は、国際業務においても当該料金を適用することができる。

第二十五条 締切時刻後の差出しの料金、窓口通常取扱時間外の差出しの料金、差出人の住所からの取集めの料金、窓口通常取扱時間外の交付の料金、留め置き料及び小形包装物の配達料

1 郵政庁は、締切時刻後にその差立業務に差し出される郵便物については、自国の法令の定めるところにより差出人から追加料金を徴収することができる。

2 郵政庁は、窓口通常取扱時間外に窓口へ差し出される郵便物については、自国の法令の定めるところにより差出人から追加料金を徴収することができる。

3 郵政庁は、差出人の住所から取り集める郵便物については、自国の法令の定めるところにより差出人から追加料金を徴収することができる。

4 郵政庁は、窓口通常取扱時間外に窓口において交付する郵便物については、自国の法令の定めるところにより受取人から追加料金を徴収する

ことができる。

5 名あての郵政庁は、留め置き郵便物に対しては、内国制度の同種の郵便物について自国の法令により定める特別料金を課することができる。

6 名あての郵政庁は、受取人に配達する重量五百グラムを超える小形包装物については、前条1の表(f)の特別料金を徴収することができる。

第二十六条 保管料

名あて郵政庁は、重量五百グラムを超える通常郵便物であつて受取人が無料で引き取ることできる期間内に引き取らなかつたものについては、自国の法令の定めるところにより保管料を徴収することができる。保管料は、点字郵便物については、徴収しない。

第二十七条 料金の納付

1 第十八条に規定する郵便物(第十五条から第十七条までの規定に該当する郵便物を除く。)については、原則として、差出人が料金を完全に前納しなければならない。

2 差出人の郵政庁は、料金未納又は料金不足の通常郵便物を差出人が料金を完全に納付するよう差出人に還付する権能を有する。

3 差出人の郵政庁は、また、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後、未納又は不足の金額を差出人から徴収することができる。

4 差出人の郵政庁が2及び3の権能を行使しない場合又は差出人に料金を完全に納付させることができない場合のいずれの場合においても、料金未納又は料金不足の書状及び郵便書は、名あての国に送達する。書状及び郵便書以外の郵便物であつて料金未納又は料金不足のものも、送達することができる。

5 最初の運送につき正規に料金が納付され、かつ、補充料金が転送前に納付された郵便物は、正当に料金が納付されたものとみなす。

第二十八条 料金納付の方法

1 料金の納付は、次のいずれかによつて行ふ。

(a) 差出人において効力を有する郵便切手であつて郵便物に印刷され又ははり付けられたもの

(b) 公に採用されかつ郵政庁の直接の監督の下に使用される料金計器による印影

(c) 印刷機その他の押印機器による印影(差出人の規則がそのような押印制度を認める場合に限り。)

(d) 新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定に基づいて送達される新聞紙及びその包装物並びに定期刊行物については、「Abonnement-poste」の記載の次に示される料金が納付されてゐる旨の表示、例えば「Take perçue」又は「T.P.」の表示(これらの記載及び表示は、(c)の押印機器により行わなければならない。)

2 同一名あて地の同一受取人にあつた印刷物であつて特別の郵袋に納められたものの料金の納付は、1(a)から(d)までのいずれかによつて行ふものとし、料金の総額は、郵袋の名あて票札上に表示する。

第二十九条 船舶内における通常郵便物の料金の納付

1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される通常郵便物については、停泊国の郵便切手で当該停泊国の料金率に従つて料金を納付する。

2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所屬している国又は当該船舶を維持している国の郵便切手でこれらの国の料金率に従つて料金を納付することができる。この方法によつて料金が納付された郵便物は、船舶の寄港地への到着の後でできる限り速やかに当該寄港地の郵便局に引き渡さなければならない。

第三十条 料金未納又は料金不足の場合の料金

1 差出人の郵政庁は、料金未納又は料金不足の場合において、差出人に代つて料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十四条1の表(h)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

2 1の規定による差出人に代わる料金の納付がされなかつた場合には、料金未納又は料金不足の郵便物につき、受取人から、又はこれらの郵便物が返送されたときは差出人から、第二十四条1の表(h)の特別料金を徴収する。

3 書留郵便物及び価格表記書状は、到着したときは、正当に料金が納付されたものとみなす。

第三十一条 国際返信切手券

1 郵政庁は、国際事務局の発行する国際返信切手券を売りさばく権能及び自国の法令に従つてその売りさばきを制限する権能を有する。

2 国際返信切手券の価格は、一フラン五十サンチムとし、郵政庁が設定する売りさばき価格は、これを下ることができない。

- 3 国際返信切手券は、各加盟国において、外国にあつては平路面路によつて送達する普通書状の最低料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換へることができる。引換国の郵政庁の規則が認める場合には、国際返信切手券は、切手付書簡類とも引き換へることができる。十分枚数の国際返信切手券が提出された場合には、郵政庁は、航空増料金のある郵便物として航空路によつて送達する普通書状の最低料金の納付に必要な郵便切手を提供する。
- 4 郵政庁は、また、国際返信切手券とその引換えによつて料金を納付する郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を有する。
- 第三十二条 別配達郵便物
 - 1 通常郵便物は、郵政庁が別配達の業務を行っている国においては、差出人の請求に応じ、配達局に到着した後でできる限り速やかに特別の配達人が配達する。もつとも、価格表記書状については、名あて郵政庁は、自己の規則により定める場合には、郵便物自体に代えて到着通知書を別配達によつて配達する権能を有する。
 - 2 1の郵便物は、「別配達郵便物」といひ、これに對しては、普通料金のほかに第二十四条1の表(i)の特別料金を課する。この特別料金は、完全に前納しなければならない。
 - 3 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との關係上名あて郵政庁に對して特別の負担を与える場合には、郵便物の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種の郵便物に關する規定により規律する。
 - 4 前納しなければならない料金の全額が完全に納付されていない別配達郵便物は、差出局が別配達として取り扱つたものでない限り、普通の方法により配達するものとし、差出局が別配達として取り扱つたものである場合には、これに對し第三十条の規定に基づいて料金を課する。
 - 5 郵政庁は、別配達の試みを一回にのみと定めることができる。この試みが目的を達しなかつた場合には、当該郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。

- 6 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、自己あての郵便物を到着の後直ちに別配達によつて配達することを配達局に請求することができる。この場合において、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。
- 第三十三条 取戻し及び差出人の請求によるあて名の変更又は訂正
 - 1 通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更することができる。
 - (a) 郵便物が受取人に配達されていない場合
 - (b) 郵便物が第三十六条の規定に抵触すること理由として権限のある当局によつて没収され又は棄却されていない場合
 - (c) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられていない場合
 - 2 取戻請求又はあて名変更請求は、差出人の費用負担で郵便又は電信によつて送達する。差出人は、各請求につき、第二十四条1の表(i)の特別料金を納付するものとし、請求が電信によつて送達される場合には、更に、電報料を納付する。郵便物が差出国にある間は、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出国の法令の定めるところにより処理する。
 - 3 各郵政庁は、自国の法令が認める場合には、他の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に關する取戻請求又はあて名変更請求を受理する。
 - 4 差出人は、取戻請求又はあて名変更請求について名あて局のとつた措置につき電信によつて通知を受けることを希望する場合には、電報料を納付する。電報が利用される場合には、電報料は、十五箇分として計算する返信料前払電報の料金とする。テレックスが利用される場合には、差出人から徴収する電報料は、原則として

- て、当該請求をテレックスによつて送達するたに徴収する電報料の額と同額とする。
- 5 同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に關する各取戻請求又はあて名変更請求については、2の規定による料金は、一個分のみを徴収する。
- 6 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない単なるあて名の訂正は、差出人が、名あて局に對して直接、すなわちあて名変更請求のための手続の履行及び2の特別料金の納付をすることなく、請求することができる。
- 7 取戻請求に基づく郵便物の差出元への返送は、差出人が航空増料金を納付することを約束する場合には、航空路によつて行ふ。あて名変更請求に基づいて郵便物が航空路によつて送達される場合には、新たな航空運送路に係る航空増料金を受取人から徴収し、配達郵政庁がこれを取得する。
- 第三十四条 転送
 - 1 受取人がその住所を変更した場合においては、通常郵便物は、差出人により名あて国において通用する言語によつて転送禁止の記載が名あて面にされていない限り、内国業務において定める条件により直ちに受取人に転送する。ただし、一國から他國への転送は、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り行ふ。航空路による転送については、第七十六条2から5まで及びこの条約の施行規則第九十五条の規定を適用する。
 - 2 各郵政庁は、転送を行う期間を内国業務における転送を行う期間と一致するように定める権能を有する。
 - 3 内国業務において転送請求料を徴収する郵政庁は、国際業務においてもこれと同額の料金を徴収することができる。
 - 4 通常郵便物の一國から他國への転送については、この条約の施行規則の定めるところにより

- 徴収する料金を除くほか、追加料金を徴収しない。もつとも、内国業務において転送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。
- 5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到着の際に課され又は最初の運送の後転送のため途中で課された料金の納付と引換へに、受取人に配達するものとし、転送を行つた國が徴収を免除しない関税その他の特別の費用は、当該転送を行つた國に償還する。
- 6 留め置き料、通關料、保管料、手数料、別配達の補充料金及び小形包装物の受取人への配達料金は、他國への転送の場合には、徴収を免除する。
- 第三十五条 配達不能の郵便物の差出国
 - 1 何らかの理由により受取人に配達することのできなかつた郵便物は、配達不能の郵便物として取り扱う。
 - 2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送する。
 - 3 受取人のために保管される郵便物又は留め置き郵便物の保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める。ただし、保管期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特別の場合を除くほか、原則として、一箇月を超へることができない。差出人が名あて國において通用する言語による名あて面上に記載により請求した場合には、差出国への返送は、一層短い期間内に行ふ。
 - 4 内国制度の郵便物であつて配達不能のものは、当該郵便物が再送送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、差出人に還付するため、国外に再送送する。
 - 5 差出人の住所氏名の記載のない郵便物は、返送しない。ただし、書留郵便物は、必ず返送す

る。

6 配達不能の印刷物の差出元への返送は、差出人が名あて国において通用する言語による郵便物面上の記載により返送を請求した場合を除くほか、義務的ではない。書留印刷物及び書籍は、必ず返送する。

7 航空路による差出国への返送については、第七十七条及びこの条約の施行規則第九十五条の規定を適用する。

8 差出国に返送された配達不能の通常郵便物は、前条に定める条件と同一の条件で差出人に還付する。当該通常郵便物については、この条約の施行規則の定めるところにより徴収する料金を除くほか、追加料金を徴収しない。もつとも、内国業務において返送料を徴収する郵政庁は、自国に返送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。

第三十六条 禁制

1 その包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の郵便物若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある通常郵便物は、差出しを認められない。郵便物の封をするために使用する止め金は、鋭利なものであつてはならず、また、郵便業務の実施を妨げるものであつてはならない。

2 封かんした封筒に入れた書留書状及び価格表記書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠寶、宝石その他の貴重品を包有することができない。

3 印刷物、点字郵便物及び小形包装物は、例外的にこの条約の施行規則に定める場合を除くほか、
(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載をしてはならず、また、そのような性質を有する書類を包有してはならない。

(b) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は証券を包有してはならない。

4 次の物品は、通常郵便物に入れてはならない。
(a) その性質上、1に規定する危害又は汚染若しくは損傷を与えるおそれのある物品
(b) 麻薬及び向精神剤
(c) 次に掲げるものを除く生きた動物。ただし、価格表記書状には、次に掲げるものも入れることができる。
一 みつばち、水ひる及び蚤
二 害虫の寄生虫及び捕食虫であつて、害虫駆除の用に供しかつ公認の施設の間で交換するもの
(d) 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質。もつとも、第二十一条に規定する死滅しやすし又は変敗しやすし生物學上の材料及び放射線物質は、この禁制に抵触しない。
(e) わいせつ又は不道徳な物品
(f) 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

5 4に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。書状は、現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類であつて差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの以外のものを包有することができない。差出国又は名あて国の郵政庁は、そのような書類が包有されていることを発見した場合には、当該書類を自国の法令の定めるところにより取り扱う。

6 4(b)、(d)又は(e)に掲げる物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。名あて郵政庁は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達することができ

きる。

7 誤つて引き受けられた郵便物が差出元に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出郵政庁は、当該郵便物について適用された取扱いに關し、遅滞なく通報を受ける。

8 各加盟国は、また、書状及び郵便葉書以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについては、自国の領域内で開袋繰越しの運送を行わないう権利を留保する。そのような郵便物は、差出郵政庁に返送する。

第三十七条 税関検査

差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、通常郵便物を税関検査に付し、及び必要があるときは職権によつてこれを開くことができる。

第三十八条 通関料

差出国又は名あて国において税関検査に付される郵便物に対しては、税関への交付及び通関につき、又は単に税関への交付につき、第二十四条1の表(四)の特別料金を郵便料金として課することができ

第三十九条 関税その他の課金

郵政庁は、課されることがある関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第四十条 課金別納郵便物

1 郵政庁が同意を表明した加盟国の間の關係においては、差出人は、差出局にあらかじめ申し出ることにより、郵便物の配達の際に課される料金及び課金の全額を負担することができる。差出人は、郵便物の差出しの後においても、当該郵便物が受取人に配達されるまでの間は、郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。

2 1の場合には、差出人は、名あて局が請求する金額を納付することを約束し、また、必要があるときは十分な保証金を払い込む。

3 差出郵政庁は、第二十四条1の表(四)の料金を差出人から徴収し、これを自国内で提供する業務の報酬として取得する。

4 1の請求が差出しの後に行われる場合には、差出郵政庁は、更に、第二十四条1の表(四)2の追加料金を徴収する。1の請求が電信によつて送達される場合には、差出人は、更に、電報料を納付する。

5 名あて郵政庁は、郵便物一個につき、第二十四条1の表(四)3の手数料を課することができる。この手数料は、第三十八条の料金とは別個のものとし、名あて郵政庁のために差出人から徴収する。

6 郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物及び価格表記書状についてのみ行う権利を有する。

第四十一条 関税その他の課金の徴収の免除

郵政庁は、差出元に返送し、内容品の全面的損傷を理由として棄却し又は第三国に転送する郵便物につき、関税その他の課金の徴収が免除されるように自国の関係機関と交渉することを約束する。

第四十二条 取調請求

1 利用者は、郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り取調請求を行うことができる。

2 各郵政庁は、できる限り速やかに取調請求を処理する。

3 各郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された郵便物に關する取調請求を受理する。

4 取調請求については、差出人が受取通知について既に料金を納付した場合を除くほか、第二十四条1の表(四)の特別料金を徴収することができる。電信による取調請求の送達を請求された場合には、取調料のほか、取調請求の送達のための電報料及び必要があるときは返信のための電報料を徴収する。返信のために電報が利用

される場合には、電報料は、十五割分として計算する返信料前払電報の料金とする。テレックスが利用される場合には、差出人から徴収する電報料は、原則として、当該取調請求をテレックスによつて送達するために徴収する電報料の額と同額とする。

5 同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取調請求については、一個分のみの料金を徴収する。もつとも、差出人の請求に応じ異なる二以上の線路によつて送達しなければならなかった書留郵便物又は価格表記書状に関する取調請求については、利用した各線路につき料金を徴収する。

6 取調請求が業務上の過失を起因とするものであつた場合には、4の特別料金は、これを徴収した郵政庁が還付する。もつとも、4の特別料金は、いかなる場合にも、賠償金の支払の義務を負う郵政庁から取り立てることができない。

第二章 書留郵便物及び価格表記書状

第四十三条 書留郵便物の引受け

1 第十八条に規定する通常郵便物は、書留として送送することができる。

2 書留郵便物の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付する。

3 封かんした封筒に入れた書留書状は、差出国及び名あての法令が認める場合には、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私印証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有することができる。

第四十四条 書留郵便物の料金

1 書留郵便物の料金は、次のものから成るものとし、前納しなければならない。

(a) 郵便物の種類に従つて課される普通料金
(b) 第二十四条1の表(p)の規定による定額の書留料

2 特別の安全措置が必要である場合には、郵政

庁は、第二十四条1の表(p)の備考欄二に規定する特別の料金を徴収することができる。

3 不可抗力による危険を負担する郵政庁は、第二十四条1の表(p)の特別料金を徴収することができる。

第四十五条 価格表記書状の引受け

1 有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有し、かつ、差出人の表記する価格に従つて内容品を保険に付した書状は、「価格表記書状」として交換することができる。その交換は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意を表明した加盟国の間においてのみ行われる。

2 価格表記書状の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付する。

3 郵政庁は、価格表記書状業務ができる限り自国のすべての郵便局において行われるように必要な措置をとる。

第四十六条 価格表記書状の価格の表記

1 価格表記金額は、原則として無制限とする。もつとも、各郵政庁は、価格表記金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。当該金額は、五千フラン又は、内国業務において採用されている限度額が五千フラン未満である場合には、当該限度額を下ることができない。

3 異なる限度額を採用する国の間においては、最も低い限度額を相互に遵守する。

4 価格表記金額は、郵便物の内容品の実価を超えるものであつてはならない。もつとも、内容品の実価の一部分のみを表記することは、認められる。書類の表記金額であつて当該書類の作成費に対応する価格を表すものは、亡失の場合に当該書類の複製に要する費用を超えるものであつてはならない。

5 郵便物の内容品の実価を超えてされる価格の詐欺表記は、差出国の法令により定める司法上の訴追の対象となる。

1 価格表記書状の料金は、次のものから成るものとし、前納しなければならない。

(a) 普通料金
(b) 第二十四条1の表(p)の規定による定額の書留料

第四十七条 価格表記書状の料金

(c) 第二十四条1の表(q)の価格表記料
2 特別の安全措置が必要である場合には、郵政庁は、第二十四条1の表(p)の備考欄二に規定する特別の料金を徴収することができる。

第四十八条 受取通知

1 書留郵便物又は価格表記書状の差出人は、差出しの際に第二十四条1の表(q)の料金を納付した上で、受取通知の請求を行うことができる。受取通知は、最も速達する線路（航空路又は平路面路）によつて差出人に返送する。

2 差出人が通常の期間内に自己に返送されなかった受取通知の請求を行う場合には、新たに料金を徴収せず、また、取調請求について第四十二条に規定する料金も徴収しない。

第四十九条 受取人本人への手交

1 書留郵便物及び価格表記書状は、合意した郵政庁の間の関係においては、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。郵政庁は、受取人本人への手交の取扱いを受取通知が添付された書留郵便物及び価格表記書状についてのみ行うことを取り決めることができる。差出人は、当該請求を行う場合には、第二十四条1の表(b)の特別料金を納付する。

2 郵政庁は、1の規定により手交する郵便物の二回目の手交の試みを、手交が可能であると考えられる場合に限り、行う。

第三章 責任

第五十条 書留郵便物についての郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、書留郵便物に関しては、その亡失についてののみ責任を負う。この場合において、書留郵便物が開封によつて運送されたか開封に

よつて運送されたかを問わない。

2 書留郵便物の内容品の全部の盗取又は全面的損傷は、当該書留郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有効に保護するために十分であつたと認められ、かつ、事故が受取人（差出人への返送の場合には、差出人）による当該書留郵便物の受領前に確認されていることを条件として、亡失とみなされる。

3 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険の負担をする場合には、郵政庁は、自国内で差し出された書留郵便物の差出人に対し、当該書留郵便物のすべての運送路（転送又は差出人への返送の場合の運送路を含む）において不可抗力により生ずる亡失について責任を負う。

4 差出人は、書留郵便物の亡失の場合には、郵便物一個につき六十フランの賠償金を請求する権利を有する。この金額は、第十九条8に規定する印刷物を納めた特別の郵袋であつて書留としたものについては、郵袋一個につき三百フランとすることができる。

5 差出人は、受取人のために4に規定する権利を放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取りを認めることができる。

6 内容品の全部を盗取され又は内容品が全面的に損傷した郵便物が配達された後は、4の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。受取人は、差出人のために当該権利を放棄することができる。

7 差出郵政庁は、自国の差出人に対し、書留郵便物について自国の法令により定める賠償金を、その額が4に定める賠償金の額を下らないことを条件として、支払う権能を有する。もつとも、次の場合には、4に定める金額とする。
一 責任郵政庁に対する求償の場合
二 差出人が受取人のために自己の権利を放棄した場合

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便条約

第五十一条 価格表記書状についての郵

政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、価格表記書状に關しては、第五十三條に規定する場合を除くほか、亡失、盗取及び損傷について責任を負う。この場合において、価格表記書状が開封によつて運送されたか開封によつて運送されなかったかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することゝ約束することができる。当該危険の負担をする場合には、郵政庁は、自国内で差し出された価格表記書状の差出人に対し、当該価格表記書状のすべての運送路(転送又は差出人への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取及び損傷について責任を負う。

3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、価格表記金額の金フランによる額を超えることができない。価格表記航空書状が平路面路により転送され又は差出人に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平路面路によつて送達される郵便物について適用される責任に限定される。

4 内容品が盗取され又は損傷した価格表記書状が配達された後は、3の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

5 賠償金は、当該有価物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該有価物と同種の有価物の金フランに換算した時価を基礎として算出する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期における当該有価物と同種の有価物の普通価格を基礎として算出する。

6 価格表記書状の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人(4の規定が適用される場合には、受取人)は、納付した料金(価格表記料を除く)の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が取得する。

7 差出人は受取人のために3に規定する権利を放棄することができるとし、受取人は差出人のために4に規定する権利を放棄することができるとし、差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取りを認めることができる。

第五十二条 書留郵便物についての郵政

庁の免責

1 郵政庁は、書留郵便物であつて、これと同種の郵便物について自己の規則により定める条件又は第十一條3に定める条件に従つて配達したもののについては、責任を負わない。

2 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。

(a) 書留郵便物が亡失した場合であつて、

(a) 亡失が不可抗力によるとき、自己の業務において亡失が生じた郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、当該亡失が不可抗力に該当する事情によるものであるか否かを決定するものとし、差出国の郵政庁が請求するときは、当該差出国の郵政庁に対して当該事情を通知する。ただし、不可抗力による危険を負担することを承諾した差出国の郵政庁に關しては、責任は、存続する(第五十三條3)。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該書留郵便物について調査することができないとき。

(c) 差出人が第四十二條1に定める期間内に取調請求を行なかつたとき。

二 書留郵便物が名あて国の法令に基づいて保留され又は差し押さえられた旨を名あて国の郵政庁が通告した場合

三 書留郵便物が第三十六條2、3(b)及び4の禁制に抵触する内容品を包有しているために

権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合

四 書留郵便物の損傷が内容品の性質から生じたものである場合

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)について及び税関検査に付される通常郵便物の検査の際に第三十六條4(f)の規定に關し税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

第五十三条 価格表記書状についての郵

政庁の免責

1 郵政庁は、価格表記書状であつて、これと同種の郵便物について自己の規則により定める条件又は第十一條3に定める条件に従つて配達したもののについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任は、存続する。

(a) 内容品の盗取若しくは損傷が当該価格表記書状の配達の前に若しくは配達の際に確認された場合又は、当該郵政庁の規則が認める場合には、差出人が、内容品が盗取され若しくは損傷した価格表記書状の配達を受ける際に留保を付したとき。

(b) 受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が、当該価格表記書状を正規に受領した場合においても、当該価格表記書状を配達した郵政庁に対し損害を免見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。

郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。

一 価格表記書状が亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合であつて、

(a) 亡失、盗取又は損傷が不可抗力によるとき、自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、当該亡失、盗取又は損傷が不可抗力に該当する事情によるものであるか否かを決定するものとし、差出国の郵

政庁が請求するときは、当該差出国の郵政庁に対して当該事情を通知する。ただし、不可抗力による危険を負担することを受諾した差出国の郵政庁に關しては、責任は、存続する(第五十一條2)。

郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該価格表記書状について調査することができないとき。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該価格表記書状について調査することができないとき。

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は当該価格表記書状の内容品の性質から生じたものであるとき。

(d) 当該価格表記書状が第三十六條4の禁制に抵触する内容品を包有しているために権限のある当局によつて没収され又は棄却されたとき。

(e) 当該価格表記書状につき、内容品の実価を超える価格の詐欺表記がされているとき。

(f) 差出人が当該価格表記書状の差出しの日の翌日から起算して一年以内に取調請求を行なかつたとき。

二 価格表記書状が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合

三 海路又は航空路による運送に關し、郵政庁が、その利用する船舶内又は航空機内にある価格表記書状についての責任を認めない旨を通知した場合。ただし、当該郵政庁は、価格表記書状の閉鎖経路に關しては、書留郵便物について定められている責任を負う。

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)について及び税関検査に付される価格表記書状の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

第五十四条 差出人の責任

1 通常郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより又は郵便物の引受けがされ

るための条件を遵守しなかつたことにより他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政庁又は運送事業者が過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。 2 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた郵便物を引き受けたことによつて自己の責任を免れることはない。 3 損害が差出人の過失によるものであることを確認した郵政庁は、その旨を差出郵政庁に通報するものとし、差出郵政庁は、必要があるときは、差出人に対して訴えを提起する。	の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。 4 郵政庁は、書留郵便物が不可抗力によつて亡失した場合において、その亡失が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自国及び差出国の双方が負担している場合に限り、差出郵政庁に対して責任を負う。 5 徴収が免除されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任を負う郵政庁が負担する。 6 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権を有する場合には、当該賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。	1 書留郵便物を異議なく受け取り、かつ、取調べに役立つすべての所定の資料を受領した郵政庁は、当該書留郵便物を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで当該書留郵便物の亡失について責任を負う。 2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合には、3の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで責任を負わない。 (a) 第四条の規定並びに開袋の点検及び事故の確認に関する規定を遵守した場合 (b) 当該書留郵便物に関する業務書類がこの条約の施行規則第七十九条に定める保存期間の満了によつて棄却された後に取調請求を受領したことを立証することができる場合。この(b)の規定は、請求者の権利を害するものではない。	1 価格表記書状を異議なく受け取り、かつ、取調べに役立つすべての所定の資料を受領した郵政庁は、当該価格表記書状を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。 2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合には、5、8及び9の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで責任を負わない。 (a) 価格表記書状の個別の点検に関するこの条約の施行規則第六十五条の規定を遵守した場合 (b) 当該価格表記書状に関する業務書類がこの条約の施行規則第七十九条に定める保存期間の満了によつて棄却された後に取調請求を受領したことを立証することができる場合。この(b)の規定は、請求者の権利を害するものではない。	3 亡失が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。 4 郵政庁は、書留郵便物が不可抗力によつて亡失した場合において、その亡失が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自国及び差出国の双方が負担している場合に限り、差出郵政庁に対して責任を負う。 5 徴収が免除されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任を負う郵政庁が負担する。 6 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権を有する場合には、当該賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。	3 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務において生じた場合には、第八十二条の規定に基づいて運送料を受領する郵政庁は、差出人に支払われた賠償金の額を差出郵政庁に償還し、責任のある航空運送企業から当該賠償金の額を取り立てる。この場合において、第一条3及びこの条の6の規定が適用される。差出郵政庁は、第八十二条2の規定に基づいて航空運送企業と運送料の決済を直接行ふ場合には、当該航空運送企業に対して賠償金の額の償還を請求する。 4 価格表記書状を他の郵政庁に送達した郵政庁は、当該価格表記書状の引渡しを受けた交検局から、点検の後に利用することのできる最初の便により、当該価格表記書状の包装物の全体又は当該価格表記書状自体の不着又は異状を確認する調査の送付を受けなかつた場合には、反証が挙げられる時まで責任を負わない。 5 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。盗取又は損傷が生じていたことが名あて国(差出人への返送の場合には、差出国)において確認された場合には、名あて国(又は差出国)の郵政庁が次のことを証明するものとし、その証明がされたときは、他のいずれの関係郵政庁も、異議の申立てを受けることなく郵便物をその次の郵政庁に引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。 (a) 包装物、封筒又は郵便袋及びその封かん並びに郵便物の包装及び封かんに盗取又は損傷の明らかなる形跡がなかつたこと。 (b) 差出しの際に確認された重量が変化してゐなかつたこと。	6 郵政庁は、いかなる場合にも、自己の採用する価格表記の最高限度額を超えて他の郵政庁に対し責任を負うことはない。 7 郵政庁は、価格表記書状が不可抗力によつて亡失し又はその内容が盗取され若しくは損傷した場合には、その亡失、盗取又は損傷が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出郵政庁の双方が負担している場合に限り、差出郵政庁に対して責任を負う。 8 亡失、盗取又は損傷が、価格表記書状業務を行わない仲介郵政庁若しくは損害額よりも低い額の最高限度額を採用している仲介郵政庁の属する国の領域において又は当該仲介郵政庁の業務において生じた場合には、差出郵政庁は、第一条3又はこの条の6の規定により当該仲介郵政庁が負担をしない損害を負担する。 9 8の規定は、責任を認めない郵政庁(第五十三條2三)の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた場合にも、海路又は航空路による運送について適用する。 10 徴収が免除されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政庁が負担する。 11 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権を有する場合には、当該賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。
---	--	--	--	--	--	--

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便条約

4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時まで次のいずれのことも行わなかつた場合には、権利者に対し、当該運送に参加した郵政庁に代わつて賠償を行うことができる。

問題を最終的に解決すること。

差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁に対し、亡失が不可抗力によるものであると思われる旨又は当該郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によつて保留され、没収され若しくは棄却され若しくは名あて国の法令に基づいて差し押さえられた旨を通知すること。

第五十八条 支払を行つた郵政庁に対する賠償金の償還

1 責任郵政庁又は前条の規定により自己に代わつて支払がされたこととなる郵政庁は、支払を行つた郵政庁(この条において「支払郵政庁」という。)に対し、第五十条4に定める賠償金の額を限度として、権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の日付の日から起算して四箇月以内に行う。

2 二以上の郵政庁が第五十五条又は第五十六条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る郵便物を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することのできない最初の郵政庁が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政庁に払い込む。当該最初の郵政庁は、他の各責任郵政庁から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。

3 差出郵政庁及び名あて郵政庁は、権利者に支払を行つた郵政庁が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。

4 貸方郵政庁に対する償還は、第十二条の支払に関する規則の定めるところにより行う。

5 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金は、当然のこととして、何らかの差引計算により、直接又は責任郵政庁との差引計算書を定期的に作成する郵政庁を通じて、責任郵政庁から取り立てることができる。

6 支払郵政庁は、賠償金の支払を行つた後直ちに責任郵政庁に対しその支払の日及び金額を通知する。責任郵政庁が賠償金の支払の指示を送した日から一年以内に、支払郵政庁が、支払の日及び金額を通知せず、当該金額の責任郵政庁の借方への記入をもしなかつた場合には、当該指示は、無効とみなされ、当該指示を受領した支払郵政庁は、支払つた賠償金の償還を請求する権利を失う。

7 責任のあることが正当に立証された郵政庁であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付随的な費用を負担する。

8 郵政庁は、権利者に支払つた賠償金であつて正当な理由があると認められたものについて定期的に清算を行うことを取り決めることができる。

第五十九条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと先に認められた書留郵便物若しくは価格表記書状又はこれらの郵便物の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人(第五十条5及び6並びに第五十一条7の規定が適用される場合には、受取人)に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付する者について照会する。差出人(又は受取人)が受取りを拒絶し又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。

2 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに郵便物を受け取つた場合には、賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した郵政庁に返還する。

3 差出人及び受取人が郵便物を受け取つてを放棄した場合においては、郵便物は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

4 第五十七条4に定める五箇月の期間の後に配達の実績が立証された場合において、支払つた賠償金を何らかの理由により差出人から回収することができないときは、賠償金は、仲介郵政庁又は名あて郵政庁が負担する。

5 価格表記書状が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人は、当該価格表記書状の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付しなければならない。この場合において、第

四十六条5の規定による価格の詐欺表記に対する措置を適用することを妨げない。

第四章 料金の帰属、継続料及び到着料

第六十条 料金の帰属

第六十一条 継続料

運送路		総重量一キログラム以下の継続料(フラン)
運	送	
一 キロメートルで表示された陸路		〇・二五
三〇〇キロメートルまで		〇・三九
三〇〇キロメートルを超え六〇〇キロメートルまで		〇・五三
六〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまで		〇・七〇
一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで		〇・八八
二、〇〇〇キロメートルを超え三、〇〇〇キロメートルまで		一・〇四
三、〇〇〇キロメートルを超え四、〇〇〇キロメートルまで		一・二〇
四、〇〇〇キロメートルを超え五、〇〇〇キロメートルまで		一・四〇
五、〇〇〇キロメートルを超え六、〇〇〇キロメートルまで		一・六四
六、〇〇〇キロメートルを超え七、〇〇〇キロメートルまで		一・八九
七、〇〇〇キロメートルを超え八、〇〇〇キロメートルまで		二・一五
八、〇〇〇キロメートルを超え九、〇〇〇キロメートルまで		二・四二
九、〇〇〇キロメートルを超え一〇、〇〇〇キロメートルまで		二・七〇
一〇、〇〇〇キロメートルを超え一五、〇〇〇キロメートルまで		三・五〇
一五、〇〇〇キロメートルを超え二〇、〇〇〇キロメートルまで		四・四〇
二〇、〇〇〇キロメートルを超え二五、〇〇〇キロメートルまで		五・三〇
二五、〇〇〇キロメートルを超え三〇、〇〇〇キロメートルまで		六・二〇
三〇、〇〇〇キロメートルを超え三五、〇〇〇キロメートルまで		七・一〇
三五、〇〇〇キロメートルを超え四〇、〇〇〇キロメートルまで		八・〇〇
四〇、〇〇〇キロメートルを超え四五、〇〇〇キロメートルまで		八・九〇
四五、〇〇〇キロメートルを超え五〇、〇〇〇キロメートルまで		九・八〇
五〇、〇〇〇キロメートルを超え五五、〇〇〇キロメートルまで		一〇・七〇
五五、〇〇〇キロメートルを超え六〇、〇〇〇キロメートルまで		一〇・六〇
六〇、〇〇〇キロメートルを超え六五、〇〇〇キロメートルまで		一〇・五〇
六五、〇〇〇キロメートルを超え七〇、〇〇〇キロメートルまで		一〇・四〇
七〇、〇〇〇キロメートルを超え七五、〇〇〇キロメートルまで		一〇・三〇
七五、〇〇〇キロメートルを超え八〇、〇〇〇キロメートルまで		一〇・二〇
八〇、〇〇〇キロメートルを超え八五、〇〇〇キロメートルまで		一〇・一〇
八五、〇〇〇キロメートルを超え九〇、〇〇〇キロメートルまで		一〇・〇〇
九〇、〇〇〇キロメートルを超え九五、〇〇〇キロメートルまで		九・九〇
九五、〇〇〇キロメートルを超え一〇〇、〇〇〇キロメートルまで		九・八〇
一〇〇、〇〇〇キロメートルを超え一〇五、〇〇〇キロメートルまで		九・七〇
一〇五、〇〇〇キロメートルを超え一〇六、〇〇〇キロメートルまで		九・六〇
一〇六、〇〇〇キロメートルを超え一〇七、〇〇〇キロメートルまで		九・五〇
一〇七、〇〇〇キロメートルを超え一〇八、〇〇〇キロメートルまで		九・四〇
一〇八、〇〇〇キロメートルを超え一〇九、〇〇〇キロメートルまで		九・三〇
一〇九、〇〇〇キロメートルを超え一一〇、〇〇〇キロメートルまで		九・二〇
一一〇、〇〇〇キロメートルを超え一一一、〇〇〇キロメートルまで		九・一〇
一一一、〇〇〇キロメートルを超え一一二、〇〇〇キロメートルまで		九・〇〇
一一二、〇〇〇キロメートルを超え一一三、〇〇〇キロメートルまで		八・九〇
一一三、〇〇〇キロメートルを超え一一四、〇〇〇キロメートルまで		八・八〇
一一四、〇〇〇キロメートルを超え一一五、〇〇〇キロメートルまで		八・七〇
一一五、〇〇〇キロメートルを超え一一六、〇〇〇キロメートルまで		八・六〇
一一六、〇〇〇キロメートルを超え一一七、〇〇〇キロメートルまで		八・五〇
一一七、〇〇〇キロメートルを超え一一八、〇〇〇キロメートルまで		八・四〇
一一八、〇〇〇キロメートルを超え一一九、〇〇〇キロメートルまで		八・三〇
一一九、〇〇〇キロメートルを超え一二〇、〇〇〇キロメートルまで		八・二〇
一二〇、〇〇〇キロメートルを超え一二一、〇〇〇キロメートルまで		八・一〇
一二一、〇〇〇キロメートルを超え一二二、〇〇〇キロメートルまで		八・〇〇
一二二、〇〇〇キロメートルを超え一二三、〇〇〇キロメートルまで		七・九〇
一二三、〇〇〇キロメートルを超え一二四、〇〇〇キロメートルまで		七・八〇
一二四、〇〇〇キロメートルを超え一二五、〇〇〇キロメートルまで		七・七〇
一二五、〇〇〇キロメートルを超え一二六、〇〇〇キロメートルまで		七・六〇
一二六、〇〇〇キロメートルを超え一二七、〇〇〇キロメートルまで		七・五〇
一二七、〇〇〇キロメートルを超え一二八、〇〇〇キロメートルまで		七・四〇
一二八、〇〇〇キロメートルを超え一二九、〇〇〇キロメートルまで		七・三〇
一二九、〇〇〇キロメートルを超え一三〇、〇〇〇キロメートルまで		七・二〇
一三〇、〇〇〇キロメートルを超え一三一、〇〇〇キロメートルまで		七・一〇
一三一、〇〇〇キロメートルを超え一三二、〇〇〇キロメートルまで		七・〇〇
一三二、〇〇〇キロメートルを超え一三三、〇〇〇キロメートルまで		六・九〇
一三三、〇〇〇キロメートルを超え一三四、〇〇〇キロメートルまで		六・八〇
一三四、〇〇〇キロメートルを超え一三五、〇〇〇キロメートルまで		六・七〇
一三五、〇〇〇キロメートルを超え一三六、〇〇〇キロメートルまで		六・六〇
一三六、〇〇〇キロメートルを超え一三七、〇〇〇キロメートルまで		六・五〇
一三七、〇〇〇キロメートルを超え一三八、〇〇〇キロメートルまで		六・四〇
一三八、〇〇〇キロメートルを超え一三九、〇〇〇キロメートルまで		六・三〇
一三九、〇〇〇キロメートルを超え一四〇、〇〇〇キロメートルまで		六・二〇
一四〇、〇〇〇キロメートルを超え一四一、〇〇〇キロメートルまで		六・一〇
一四一、〇〇〇キロメートルを超え一四二、〇〇〇キロメートルまで		六・〇〇
一四二、〇〇〇キロメートルを超え一四三、〇〇〇キロメートルまで		五・九〇
一四三、〇〇〇キロメートルを超え一四四、〇〇〇キロメートルまで		五・八〇
一四四、〇〇〇キロメートルを超え一四五、〇〇〇キロメートルまで		五・七〇
一四五、〇〇〇キロメートルを超え一四六、〇〇〇キロメートルまで		五・六〇
一四六、〇〇〇キロメートルを超え一四七、〇〇〇キロメートルまで		五・五〇
一四七、〇〇〇キロメートルを超え一四八、〇〇〇キロメートルまで		五・四〇
一四八、〇〇〇キロメートルを超え一四九、〇〇〇キロメートルまで		五・三〇
一四九、〇〇〇キロメートルを超え一五〇、〇〇〇キロメートルまで		五・二〇
一五〇、〇〇〇キロメートルを超え一五一、〇〇〇キロメートルまで		五・一〇
一五一、〇〇〇キロメートルを超え一五二、〇〇〇キロメートルまで		五・〇〇
一五二、〇〇〇キロメートルを超え一五三、〇〇〇キロメートルまで		四・九〇
一五三、〇〇〇キロメートルを超え一五四、〇〇〇キロメートルまで		四・八〇
一五四、〇〇〇キロメートルを超え一五五、〇〇〇キロメートルまで		四・七〇
一五五、〇〇〇キロメートルを超え一五六、〇〇〇キロメートルまで		四・六〇
一五六、〇〇〇キロメートルを超え一五七、〇〇〇キロメートルまで		四・五〇
一五七、〇〇〇キロメートルを超え一五八、〇〇〇キロメートルまで		四・四〇
一五八、〇〇〇キロメートルを超え一五九、〇〇〇キロメートルまで		四・三〇
一五九、〇〇〇キロメートルを超え一六〇、〇〇〇キロメートルまで		四・二〇
一六〇、〇〇〇キロメートルを超え一六一、〇〇〇キロメートルまで		四・一〇
一六一、〇〇〇キロメートルを超え一六二、〇〇〇キロメートルまで		四・〇〇
一六二、〇〇〇キロメートルを超え一六三、〇〇〇キロメートルまで		三・九〇
一六三、〇〇〇キロメートルを超え一六四、〇〇〇キロメートルまで		三・八〇
一六四、〇〇〇キロメートルを超え一六五、〇〇〇キロメートルまで		三・七〇
一六五、〇〇〇キロメートルを超え一六六、〇〇〇キロメートルまで		三・六〇
一六六、〇〇〇キロメートルを超え一六七、〇〇〇キロメートルまで		三・五〇
一六七、〇〇〇キロメートルを超え一六八、〇〇〇キロメートルまで		三・四〇
一六八、〇〇〇キロメートルを超え一六九、〇〇〇キロメートルまで		三・三〇
一六九、〇〇〇キロメートルを超え一七〇、〇〇〇キロメートルまで		三・二〇
一七〇、〇〇〇キロメートルを超え一七一、〇〇〇キロメートルまで		三・一〇
一七一、〇〇〇キロメートルを超え一七二、〇〇〇キロメートルまで		三・〇〇
一七二、〇〇〇キロメートルを超え一七三、〇〇〇キロメートルまで		二・九〇
一七三、〇〇〇キロメートルを超え一七四、〇〇〇キロメートルまで		二・八〇
一七四、〇〇〇キロメートルを超え一七五、〇〇〇キロメートルまで		二・七〇
一七五、〇〇〇キロメートルを超え一七六、〇〇〇キロメートルまで		二・六〇
一七六、〇〇〇キロメートルを超え一七七、〇〇〇キロメートルまで		二・五〇
一七七、〇〇〇キロメートルを超え一七八、〇〇〇キロメートルまで		二・四〇
一七八、〇〇〇キロメートルを超え一七九、〇〇〇キロメートルまで		二・三〇
一七九、〇〇〇キロメートルを超え一八〇、〇〇〇キロメートルまで		二・二〇
一八〇、〇〇〇キロメートルを超え一八一、〇〇〇キロメートルまで		二・一〇
一八一、〇〇〇キロメートルを超え一八二、〇〇〇キロメートルまで		二・〇〇
一八二、〇〇〇キロメートルを超え一八三、〇〇〇キロメートルまで		一・九〇
一八三、〇〇〇キロメートルを超え一八四、〇〇〇キロメートルまで		一・八〇
一八四、〇〇〇キロメートルを超え一八五、〇〇〇キロメートルまで		一・七〇
一八五、〇〇〇キロメートルを超え一八六、〇〇〇キロメートルまで		一・六〇
一八六、〇〇〇キロメートルを超え一八七、〇〇〇キロメートルまで		一・五〇
一八七、〇〇〇キロメートルを超え一八八、〇〇〇キロメートルまで		一・四〇
一八八、〇〇〇キロメートルを超え一八九、〇〇〇キロメートルまで		一・三〇
一八九、〇〇〇キロメートルを超え一九〇、〇〇〇キロメートルまで		一・二〇
一九〇、〇〇〇キロメートルを超え一九一、〇〇〇キロメートルまで		一・一〇
一九一、〇〇〇キロメートルを超え一九二、〇〇〇キロメートルまで		一・〇〇
一九二、〇〇〇キロメートルを超え一九三、〇〇〇キロメートルまで		〇・九〇
一九三、〇〇〇キロメートルを超え一九四、〇〇〇キロメートルまで		〇・八〇
一九四、〇〇〇キロメートルを超え一九五、〇〇〇キロメートルまで		〇・七〇
一九五、〇〇〇キロメートルを超え一九六、〇〇〇キロメートルまで		〇・六〇
一九六、〇〇〇キロメートルを超え一九七、〇〇〇キロメートルまで		〇・五〇
一九七、〇〇〇キロメートルを超え一九八、〇〇〇キロメートルまで		〇・四〇
一九八、〇〇〇キロメートルを超え一九九、〇〇〇キロメートルまで		〇・三〇
一九九、〇〇〇キロメートルを超え二〇〇、〇〇〇キロメートルまで		〇・二〇
二〇〇、〇〇〇キロメートルを超え二〇一、〇〇〇キロメートルまで		〇・一〇
二〇一、〇〇〇キロメートルを超え二〇二、〇〇〇キロメートルまで		〇・〇〇

三〇〇海里を超え六〇〇海里まで	五五六キロメートルを超え一、一一一キロメートルまで	一・五四
六〇〇海里を超え一、〇〇〇海里まで	一、一一一キロメートルを超え一、八五二キロメートルまで	一・六六
一、〇〇〇海里を超え一、一五〇海里まで	一、八五二キロメートルを超え二、七七八キロメートルまで	一・七七
一、一五〇海里を超え一、二〇〇海里まで	二、七七八キロメートルを超え二、七四四キロメートルまで	一・八七
一、二〇〇海里を超え二、二五〇海里まで	二、七四四キロメートルを超え六、三三〇キロメートルまで	一・九五
二、二五〇海里を超え二、五〇〇海里まで	六、三三〇キロメートルを超え五、五六六キロメートルまで	一・〇三
二、五〇〇海里を超え三、〇〇〇海里まで	五、五六六キロメートルを超え五、四八二キロメートルまで	一・一〇
三、〇〇〇海里を超え三、五〇〇海里まで	五、四八二キロメートルを超え六、四八二キロメートルまで	一・一七
三、五〇〇海里を超え四、〇〇〇海里まで	六、四八二キロメートルを超え七、四〇八キロメートルまで	一・二五
四、〇〇〇海里を超え五、〇〇〇海里まで	七、四〇八キロメートルを超え九、二六〇キロメートルまで	一・三六
五、〇〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルを超え一一、一二二キロメートルまで	一・四六
六、〇〇〇海里を超え七、〇〇〇海里まで	一一、一二二キロメートルを超え一二、九六四キロメートルまで	一・五五
七、〇〇〇海里を超え八、〇〇〇海里まで	一二、九六四キロメートルを超え一四、八一六キロメートルまで	一・〇七
八、〇〇〇海里を超え八、〇〇〇海里を超え	一四、八一六キロメートルを超え追加の一、八五二キロメートルにと	

7 統計が適用される三年の期間に二の郵政庁の
間において交換が開始される新規の閉袋に対し
ては、最初の閉袋を差し立てた日以後について
のみ繰越料を課する。統計をとる前に交換が開
始された新規の閉袋については、繰越国は、計
算書の作成に当たり、三年の期間の開始の日か
ら最初の閉袋の差立ての日までの期間を除外す
る。統計をとった後に交換が開始された新規の
閉袋については、三年の期間の終わる日までにつ
き支払う繰越料は、郵政庁間の合意により、実
際の重量を基礎として又は次回の統計の結果を
基礎として計算する。差立郵政庁は、繰越郵政
庁に対し、新規の閉袋の交換の開始の日を通報
する。

第六十二条 到着料

1 次条の規定が適用される場合を除くほか、他のいづれかの郵政庁との航空路及び平路面路による交換において自己の發送した通常郵便物の量を超過する量の通常郵便物を受領した各郵政庁は、差立郵政庁から、超過して受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を取り立てる権利を有する。

2 1に規定する補償金の額は、超過して受領した国際郵便物の重量一キログラムにつき、次のとおりとする。

(a) LC郵便物及びAO郵便物（第十九条8の

規定により特別の郵袋に納めて発送する印刷物を除く。)については、五フラン五十サン

チーム

(b) 第十九条8の規定により特別の郵袋(M郵袋)で納めて発送する印刷物については、一

フラン五十サンチム

3 郵政庁は、1に規定する補償金の全部又は一

部を放棄することができる。

第六十三條 前條の規定に
至着料及び到着料の免除

郵便料金の免除を受ける第十五条から第十七条

までの規定に該当する郵便物及び空郵袋の閉袋に

ついては、陸路又は海路の継越料及び平面路通常郵便物の到着料を免除する。空郵袋の閉袋については、航空通常郵便物の到着料をも免除する。

第六十四条 特殊業務

第六十一条に定める継続料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送については、適用しない。この種の運送の条件は、関係郵政庁の間の合意によつて定める。

第六十五条 継越料及び到着料の差引計

1 繼續料及び平面路通常郵便物（航空路によつて運送される平面路通常郵便物を含む）の到着料の総差引計算は、十四日の期間について三年に一回作成する統計資料に基づき毎年行ふ。一週五回未満差し立てられ又は同一仲介国の業務を経由して一週五回未満送付される開袋についての統計資料を作成する期間は、二十八日とする。統計をとる時期及び統計が適用される期間は、この条約の施行規則により定める。

2 郵政庁は、航空路によつて運送される平面路

通常郵便物については、これを1の統計に含め

す、実際の重量を基礎として又は他の方法によ

る。郵政庁は、平面路通常郵便物の継越料及び

到着料についても、実際の重量を基礎として又

は他の方法により差引計算をすることを合意するべきである。

3 航空通常郵便物及び、郵政庁間で合意する場合

合には、航空路によつて運送される平面路通常

郵便物の到着料は、実際の重量を基礎として計

算する。もつとも、郵政庁は、到着料を決定する
ために簡易な統計の方法を相互に適用すること

とを取り決めることができる。

4 二の郵政庁の間の年次差引計算における継越

料の残高が二十五フランを超えない場合には、昔方郎奴子と、支仏とを免れさる。平而路及び

航空路のそれぞれにつき、發送した通常郵便物
借方郵便片は、支払を免除される。平面郵便に

[illegible]

1. *Introduction*
 2. *Methodology*
 3. *Results*
 4. *Discussion*
 5. *Conclusion*
 6. *References*
 7. *Appendix*
 8. *Index*
 9. *Table of Contents*
 10. *Figure 1*
 11. *Figure 2*
 12. *Figure 3*
 13. *Figure 4*
 14. *Figure 5*
 15. *Figure 6*
 16. *Figure 7*
 17. *Figure 8*
 18. *Figure 9*
 19. *Figure 10*
 20. *Figure 11*
 21. *Figure 12*
 22. *Figure 13*
 23. *Figure 14*
 24. *Figure 15*
 25. *Figure 16*
 26. *Figure 17*
 27. *Figure 18*
 28. *Figure 19*
 29. *Figure 20*
 30. *Figure 21*
 31. *Figure 22*
 32. *Figure 23*
 33. *Figure 24*
 34. *Figure 25*
 35. *Figure 26*
 36. *Figure 27*
 37. *Figure 28*
 38. *Figure 29*
 39. *Figure 30*
 40. *Figure 31*
 41. *Figure 32*
 42. *Figure 33*
 43. *Figure 34*
 44. *Figure 35*
 45. *Figure 36*
 46. *Figure 37*
 47. *Figure 38*
 48. *Figure 39*
 49. *Figure 40*
 50. *Figure 41*
 51. *Figure 42*
 52. *Figure 43*
 53. *Figure 44*
 54. *Figure 45*
 55. *Figure 46*
 56. *Figure 47*
 57. *Figure 48*
 58. *Figure 49*
 59. *Figure 50*
 60. *Figure 51*
 61. *Figure 52*
 62. *Figure 53*
 63. *Figure 54*
 64. *Figure 55*
 65. *Figure 56*
 66. *Figure 57*
 67. *Figure 58*
 68. *Figure 59*
 69. *Figure 60*
 70. *Figure 61*
 71. *Figure 62*
 72. *Figure 63*
 73. *Figure 64*
 74. *Figure 65*
 75. *Figure 66*
 76. *Figure 67*
 77. *Figure 68*
 78. *Figure 69*
 79. *Figure 70*
 80. *Figure 71*
 81. *Figure 72*
 82. *Figure 73*
 83. *Figure 74*
 84. *Figure 75*
 85. *Figure 76*
 86. *Figure 77*
 87. *Figure 78*
 88. *Figure 79*
 89. *Figure 80*
 90. *Figure 81*
 91. *Figure 82*
 92. *Figure 83*
 93. *Figure 84*
 94. *Figure 85*
 95. *Figure 86*
 96. *Figure 87*
 97. *Figure 88*
 98. *Figure 89*
 99. *Figure 90*
 100. *Figure 91*
 101. *Figure 92*
 102. *Figure 93*
 103. *Figure 94*
 104. *Figure 95*
 105. *Figure 96*
 106. *Figure 97*
 107. *Figure 98*
 108. *Figure 99*
 109. *Figure 100*
 110. *Figure 101*
 111. *Figure 102*
 112. *Figure 103*
 113. *Figure 104*
 114. *Figure 105*
 115. *Figure 106*
 116. *Figure 107*
 117. *Figure 108*
 118. *Figure 109*
 119. *Figure 110*
 120. *Figure 111*
 121. *Figure 112*
 122. *Figure 113*
 123. *Figure 114*
 124. *Figure 115*
 125. *Figure 116*
 126. *Figure 117*
 127. *Figure 118*
 128. *Figure 119*
 129. *Figure 120*
 130. *Figure 121*
 131. *Figure 122*
 132. *Figure 123*
 133. *Figure 124*
 134. *Figure 125*
 135. *Figure 126*
 136. *Figure 127*
 137. *Figure 128*
 138. *Figure 129*
 139. *Figure 130*
 140. *Figure 131*
 141. *Figure 132*
 142. *Figure 133*
 143. *Figure 134*
 144. *Figure 135*
 145. *Figure 136*
 146. *Figure 137*
 147. *Figure 138*
 148. *Figure 139*
 149. *Figure 140*
 150. *Figure 141*
 151. *Figure 142*
 152. *Figure 143*
 153. *Figure 144*
 154. *Figure 145*
 155. *Figure 146*
 156. *Figure 147*
 157. *Figure 148*
 158. *Figure 149*
 159. *Figure 150*
 160. *Figure 151*
 161. *Figure 152*
 162. *Figure 153*
 163. *Figure 154*
 164. *Figure 155*
 165. *Figure 156*
 166. *Figure 157*
 167. *Figure 158*
 168. *Figure 159*
 169. *Figure 160*
 170. *Figure 161*
 171. *Figure 162*
 172. *Figure 163*
 173. *Figure 164*
 174. *Figure 165*
 175. *Figure 166*
 176. *Figure 167*
 177. *Figure 168*
 178. *Figure 169*
 179. *Figure 170*
 180. *Figure 171*
 181. *Figure 172*
 182. *Figure 173*
 183. *Figure 174*
 184. *Figure 175*
 185. *Figure 176*
 186. *Figure 177*
 187. *Figure 178*
 188. *Figure 179*
 189. *Figure 180*
 190. *Figure 181*
 191. *Figure 182*
 192. *Figure 183*
 193. *Figure 184*
 194. *Figure 185*
 195. *Figure 186*
 196. *Figure 187*
 197. *Figure 188*
 198. *Figure 189*
 199. *Figure 190*
 200. *Figure 191*
 201. *Figure 192*
 202. *Figure 193*
 203. *Figure 194*
 204. *Figure 195*
 205. *Figure 196*
 206. *Figure 197*
 207. *Figure 198*
 208. *Figure 199*
 209. *Figure 200*
 210. *Figure 201*
 211. *Figure 202*
 212. *Figure 203*
 213. *Figure 204*
 214. *Figure 205*
 215. *Figure 206*
 216. *Figure 207*
 217. *Figure 208*

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 万国郵便条約

11711711

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便条約

の重量と受領した通常郵便物の重量との差が一年に百キログラムを超えない場合には、借方郵政庁は、到着料の支払を免除される。

5 その差立が例外的である開袋は、関係郵政庁間の合意により、通常の統計の作成に当たつて除外することができる。当該開袋に係る差引計算は、当該開袋が統計をとつた期間に差し立てられたか差し立てられなかったかを問わず、実際の重量を基礎として行うことができる。

6 郵政庁は、実情と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委員会の評価に付することができ。仲裁は、万国郵便連合一般規則第二百二十七条の規定に従つて行われる。

7 仲裁者は、支払われなければならない燃料又は到着料の金額を裁定する権利を有する。

第六十六条 国際連合の用に供される軍隊及び軍艦又は軍用機との開袋の交換

1 開袋は、加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間で、及び国際連合の用に供される軍隊の指揮官と国際連合の用に供される他の軍隊の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

2 開袋の交換は、また、加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、及び国外にある加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官と当該加盟国の他の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて行うことができる。

3 1及び2の開袋に納める通常郵便物は、開袋があてられ若しくは開袋を差し立てる軍隊の構成員又は開袋があてられ若しくは開袋を差し立てる軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限定。当該通常郵便物に適用する料金率及び送達の方法は、軍隊を提供した

国又は軍艦若しくは軍用機の所屬している国の郵政庁が自己の規則に従つて定める。

4 軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所屬している国の郵政庁は、特別の合意がない限り、仲介郵政庁に対し、第六十一条の規定に従つて算出される開袋の燃料及び第七十九条の規定に従つて算出される航空運送料を支払う義務を負う。

第三部 通常郵便物の航空運送

第一章 総則

第六十七条 航空通常郵便物

航空路によつて運送される通常郵便物は、「航空通常郵便物」という。

第六十八条 航空書簡

1 各郵政庁は、航空書簡の差出しを認める権能を有する。航空書簡は、航空書状とする。

2 航空書簡は、適宜に折りたたみかつ四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成るものとし、その大きさは、折りたたみかつ四辺を閉じた形態において次のとおりとする。ただし、長さは、幅に二の平方根(近似値1.4)を乗じたもの以上でなければならない。

(a) 最小限度

書状について規定する大きさ

(b) 最大限度

長さ二二〇ミリメートル、幅一一〇ミリメートル

3 航空書簡の表面は、あて名、料金納付並びに業務上の記載及び票符のために充てる。航空書簡の表面には、必ず「Aérogramme」の印刷した表示(これに相当する差出国の言語による表示が併記されてよい)を付さなければならない。航空書簡は、いかなる物品も包有してはならない。航空書簡は、法令が認める場合には、書留として送達することができる。

4 各郵政庁は、2の規定の範囲内において、航空書簡の発行、製造及び売りさばきの条件を定める。

5 航空書簡として差し出された航空通常郵便物であつてこの条に定める条件を満たしていないものは、第七十三条の規定に従つて取り扱う。もつとも、郵政庁は、いかなる場合にも、これを平路面路によつて送達する権能を有する。

第六十九条 航空増料金のある航空通常郵便物及び航空増料金のない航空通常郵便物の区分

1 航空通常郵便物は、料金との関係上、航空増料金のある航空通常郵便物と航空増料金のない航空通常郵便物とに分けられる。

2 航空通常郵便物については、原則として、この条約及び約定によつて認められる料金のほか、航空運送についての増料金を徴収する。第十六条及び第十七条の規定に該当する通常郵便物に対しても、航空運送についての増料金を課する。これらの通常郵便物は、航空増料金のある航空通常郵便物と称する。

3 郵政庁は、名あて国の郵政庁に通報することと条件として、航空増料金を徴収しない権能を有する。航空増料金を徴収されことなく差出しを認められる通常郵便物は、航空増料金のない航空通常郵便物と称する。この名称は、航空路によつて運送される平路面路通常郵便物には用いない。航空路によつて運送される平路面路通常郵便物の取扱については、これらを空港において受領した後平路面路通常郵便物として取り扱う郵政庁と特別の合意を行う。

4 第十五条に規定する郵便業務の事務用通常郵便物(万国郵便連合の機関及び限定連合が差し出すものを除く)については、航空増料金を支払わない。

5 前条の航空書簡については、国際業務における第一重量段階の航空増料金のない書状について差出国において適用される料金の額を下らない額の料金を徴収する。

第七十条 航空増料金

1 郵政庁は、送達について徴収する航空増料金を定めるものとし、航空増料金の決定に当たり、第十九条に定める重量段階よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係するものでなければならない。航空増料金の合計額は、原則として、航空運送について支払う費用の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

4 郵政庁は、名あて国の集団ごとの平均航空増料金を定める権能を有する。

5 航空増料金は、差出しの際に納付する。

6 各郵政庁は、航空通常郵便物に適用する航空増料金の計算に当たり、添付される公衆用の用紙の重量を算入することができる。受取通知の重量は、常に算入する。

第七十一条 併合料金

1 郵政庁は、前条の規定にかかわらず、航空通常郵便物につき納付される料金として、次の費用を考慮に入れて併合料金を定めることができる。

(a) 自己の郵便業務の費用

(b) 航空運送について支払う費用

郵政庁は、(a)の費用として、第十九条の規定に従つて定める基本料金を採用する権能を有する。併合料金を定めるに当たつて採用する重量段階は同条に定める重量段階よりも細分される場合には、基本料金は、その細分の割合と同一の割合で低減することができる。

2 航空増料金に関する規定(第七十三条及び第七十六条の規定を除く)は、併合料金について準用する。

第七十二条 料金納付の方法

航空増料金のある航空通常郵便物の料金の納付は、第二十八条に定める方法によるほか、料金の全額が納付されていることを示す表示、例えば「Take perçue」の表示により行うことができる。

る。当該表示は、名あて面の右上の部分に行われなければならない。差出局の日付印の印影をもつて正当なものとして証明されなければならない。

第七十三条 航空増料金のある航空通常郵便物であつて料金未納又は不足であるものは、次のとおり取り扱う。

1 航空増料金のある航空通常郵便物であつて、料金が未納又は不足であり、かつ、差出人による補正が不可能であるものは、次のとおり取り扱う。

(a) 料金未納の場合には、第二十七条及び第三十条の規定に従つて取り扱う。差出しの際に料金を納付することが義務的でない郵便物は、平路面路通常郵便物について通常利用される運送方法によつて送達する。

(b) 料金不足の場合において、納付された料金の額が航空増料金の額以上であるときは、航空路によつて送達する。差出郵便物は、納付された料金の額が航空増料金の額の七十五パーセント又は併合料金の額の五十パーセントに相当する額未満であるときは、第二十七条の規定に従つて取り扱うものとし、その他の場合には、第三十条の規定を適用する。

2 徴収される料金の額の計算に必要な事項を差出郵便物が指示しなかつた場合には、当該航空通常郵便物は、正当に料金が納付されたものとみなして取り扱う。

第七十四条 航空通常郵便物及び航空増料金のある航空通常郵便物の送達

1 郵便物は、自国内で差し出される航空通常郵便物の運送に利用する航空運送機関により、他の郵便物から到着する航空通常郵便物を送達する。

2 郵便物は、航空業務を利用することができない場合には、郵便に利用される最も速達路線によつて航空通常郵便物を送達する。平路面路による送達が何らかの理由により航空路線の利用による送達に比べて有利である場合にも、同様とする。

3 航空閉袋は、差立国の郵便物の請求する航空便によつて送達する。ただし、差立国の郵便物が当該航空便を自己の閉袋の運送に利用している場合に限り、差立国郵便物がその請求に応ずることができない場合又は積換の時間が十分でない場合には、その旨を差立国の郵便物に通知する。

4 差立国の郵便物が希望する場合には、当該郵便物の閉袋は、航空運送企業において二の異なる航空運送企業の間で直接積み換えられる。ただし、関係航空運送企業が積み換えを行うことに同意し、かつ、差立国の郵便物があらかじめ当該積み換えについて通報されることを条件とする。

第七十五条 航空通常郵便物の優先的な取扱

郵便物は、次の目的のために必要な措置をとる。

(a) 自国の空港における航空閉袋の受領及び送が最良の状態で行われること。

(b) 自国あての航空通常郵便物の税関検査に関する作業が迅速に行われること。

(c) 自国内で差し出された航空通常郵便物を名あて国に送達するために必要な時間及び外国から到着した航空通常郵便物を受取人に配達するために必要な時間をできる限り短縮すること。

第七十六条 航空通常郵便物の転送

1 受取人がその住所を変更した場合に、航空通常郵便物は、原則として、平路面路通常郵便物について通常利用される運送方法によつて新たな名あて地に転送する。航空通常郵便物の転送については、第三十四条1から3までの規定を適用する。

準用する。

2 受取人の明示的な請求がある場合において、受取人が新たな航空運送路に係る航空増料金若しくは併合料金を納付することを約束し又は第三者が当該航空増料金若しくは併合料金を航空運送局に納付するときは、当該郵便物は、航空路によつて転送することができる。航空増料金又は併合料金は、受取人が納付することを約束したときは、原則として当該郵便物の配達の際に徴収され、配達郵便物が取得する。

3 併合料金を適用する郵便物は、2に定める条件に基づき航空路による転送につき、併合料金の額を超えない額の特別の料金を定めることができる。

4 最初の運送において平路面路により送達された通常郵便物は、2に定める条件により、航空路によつて国外に転送することができる。名あて国内における航空路による転送は、名あて国の法令の定めるところにより行う。

5 郵便物の一括転送に使用する特別封筒C6及び郵便物は、航空増料金、併合料金又は3に規定する特別の料金があらかじめ転送局に納付される場合及び受取人が2の規定により新たな航空運送路に係る料金を負担する場合を除くほか、平路面路通常郵便物について通常利用される運送方法によつて新たな名あて地に送達する。

第七十七条 航空通常郵便物の差出元への返送

1 配達不能の航空通常郵便物は、平路面路通常郵便物について通常利用される運送方法によつて差出元に返送する。

2 前条2から5までの規定は、差出人の請求に基づき航空通常郵便物の差出元への航空路による返送について準用する。

第二章 航空運送料

第七十八条 一般原則

1 全航空運送路に係る運送料は、(a) 閉袋については、差立国の郵便物が負担する。

る。

(b) 開袋航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これを他の郵便物に引き渡す郵便物が負担する。

2 1の規定は、差立国を免除される航空閉袋及び開袋航空通常郵便物についても適用する。

3 運送料は、同一の運送路に関しては、当該運送路を利用するすべての郵便物について均一とする。

4 名あて国内の航空運送料は、当該航空運送料の免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての航空閉袋につき、当該航空閉袋に包有される郵便物が航空路によつて送達されるか送達されないかを問わず、均一とする。

5 第六十一条の規定は、関係郵便物の間に特別の取決めがある場合を除くほか、航空通常郵便物につき利用される陸路又は海路の運送についても適用する。ただし、次の運送については、差立国を課さない。

(a) 同一都市の二の空港の間における航空閉袋の積換運送

(b) 航空閉袋の積換のためのいずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における当該航空閉袋の往路及び復路の運送

第七十九条 開袋の航空運送料の基本料金率及び計算

1 航空運送に関する勘定の郵便物間の決済について適用する基本料金率は、総重量一キログラム距離一キロメートルごとに最高限千分の一・七四フランとする。キログラムの端数については、基本料金を比例的に適用する。

2 航空閉袋の航空運送料は、1に定める基本料金率の最高限度を超えない実際の基本料金率、航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該航空閉袋の総重量により計算する。ただし、合装郵便物を使用する場合には、合装郵便物の重量により計算する。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 万国郵便条約

袋の重量は、総重量に算入しない。

3 名あて国内の航空運送について支払う費用は、単一料金として定める。当該単一料金は、開袋の到着空港のいかなる間を問はず名あて国内における航空運送のためのあらゆる費用を含む。当該単一料金は、名あて国内における通常郵便物の航空運送のための実際の支払料金(1)に定める基本料金の最高限度を超えるものであつてはならない。及び国内線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。当該加重平均距離は、名あて国に到着するすべての航空閉袋(名あて国内で航空路によつて送達されない郵便物を含む)の総重量に従つて決定する。

4 越境航空閉袋の同一国の二の空港の間における航空運送について支払う費用も、単一料金として定めることができる。当該単一料金は、越境国内における通常郵便物の航空運送のための実際の支払料金(1)に定める基本料金の最高限度を超えるものであつてはならない。及び越境国内の国内航空線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。当該加重平均距離は、越境国によつて送達されるすべての航空閉袋の総重量に従つて決定する。

5 3及び4の費用のそれぞれの合計額は、当該運送について実際に支払う費用の額を超えてはならない。

6 2から4までの費用の計算に用いるため実際の基本料金率に距離を乗じて算出する国際航空運送料金及び国際航空運送料金については、百分の一のフランの位及び千分の一のフランの位の数字で構成する数が五十を超えるか超えないかにより、十分の一のフラン未満の端数を切り上げ又は切り捨てる。

第八十条 開袋越境航空通常郵便物の航空運送料の計算及び差引計算

則として、前条2に定めるところに準じて計算する。この場合において、使用する重量は、当該郵便物の純重量とし、当該航空運送料は、その数が十を超える平均料金率により定めるものとし、各平均料金率は、それぞれ、名あて国の集団ごとに、当該集団内の各名あて国において取り出す郵便物の重量に従つて定める。当該航空運送料には、その五パーセントに相当する額を加える。当該航空運送料(その五パーセントに相当する額を加えていないもの)の合計額は、航空運送について支払う費用の額を超えてはならない。

2 開袋越境航空通常郵便物の航空運送料の差引計算は、原則として、十四日の期間について毎年一回作成する統計資料に基づいて行う。

3 差引計算は、誤送された通常郵便物、船舶内で差し出された通常郵便物及び送付回数が不規則であり又は数量の変動が激しい通常郵便物については、実際の重量を基礎として行う。もつとも、当該差引計算は、仲介郵政庁が当該郵便物の運送について報酬を受けることを請求しない限り、行わない。

第八十一条 名あて国内の航空運送料金率及び開袋越境航空通常郵便物の航空運送料金率の変更

第七十九条3及び前条の規定による航空運送料金率の変更は、次の要件に適合して行われなければならない。

(a) 一月一日に効力を生ずること。
(b) 三箇月前までに国際事務局に通告されるところ。国際事務局は、(a)に定める日の二箇月前までに変更につきすべての郵政庁に通知する。

第八十二条 航空運送料の支払
1 航空閉袋の航空運送料は、2の規定により支払う場合を除くほか、利用された航空業務の属する国の郵政庁に支払う。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 運送料は、当該航空閉袋が航空運送企業によつて引き継がれた空港の所在する国の郵政庁に支払うことができる。ただし、当該空港の所在する国の郵政庁と関係航空業務の属する国の郵政庁との間で取決めを行うことを条件とする。

(b) 航空運送企業に航空閉袋を引き渡す郵政庁は、利用された航空業務の属する国の郵政庁の同意を得た上で、運送路の一部又は全部に係る運送料につき直接航空運送企業と決済することができる。

3 開袋越境航空通常郵便物の航空運送料は、当該郵便物の運送を行う郵政庁に支払う。

第八十三条 所定の線路からそれた又は誤送された閉袋又は郵便物の航空運送料

1 運送の途中で所定の線路からそれた閉袋の差立郵政庁は、当初の引渡明細表A.V.7に記載された取卸空港までの当該閉袋の運送料を支払う。

2 1の差立郵政庁は、所定の線路からそれた閉袋が名あて地に到着するように実際に利用される運送路に係る運送の費用を支払う。

3 所定の線路からそれた閉袋の運送に利用される運送路に係る追加の費用は、次の郵政庁が償還する。

(a) 送達を遅延させた業務の属する郵政庁
(b) 引渡明細表A.V.7に記載された地点以外の地点において取卸しをした航空運送企業に支払われる運送料を取り立てた郵政庁

4 1から3までの規定は、開袋の一部が引渡明細表A.V.7に記載された取卸空港と異なる空港において取卸された場合について準用する。

5 郵便票を誤つて付したことに伴ひ誤送された閉袋又は郵便物の差立郵政庁は、第七十八条1(a)の規定により全航空運送路に係る運送料を支払う。

第八十四条 亡失又は損傷した郵便物の航空運送料

郵便物が航空機の事故その他航空運送企業が責任を負うこととなる事由によつて亡失又は損傷した場合に、差出郵政庁は、利用した線路の行程のいずれの部分についても、当該郵便物の航空運送料の支払を免除される。

第四部 最終規定

第八十五条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席した投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国の半数以上が出席していなければならない。

2 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) 第一条から第十七条まで(第一部)、第十八条から第二十三条まで、第二十四条1の表(h)及び(p)から(s)まで、第二十七条、第三十条、第三十六條2、3及び5、第四十三條から第四十八條まで並びに第五十條から第六十六條まで(第二部)、この条及び次条(第四部)並びにこの条約の最終議定書のすべての条並びにこの条約の施行規則第二百二條から第二百四條まで、第二百五條1、第二百六條、第二百五條、第二百五十一條1及び3、第二百七條、第二百八十二條から第二百八十四條まで並びに第二百二十條の規定の改正に関する議案については、投票の総数

(b) (a)に規定する規定以外の規定の実質的な改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(c) 次の議案については、投票の過半数

一 この条約及びこの条約の施行規則の規定 (a)に規定する規定を除く。の編集上の改正に関する議案

二 この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈 (憲章第三十二条に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案

第八十六条 この条約の効力発生及び有効期間

この条約は、千九百八十一年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属

1 条約第五條の規定は、オーストラリア、パルバドス、アラブ共和国、フィジー、ガンビア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア共和国、クウェイト、レソト王国、マレーシア、マラウイ、マルタ、モリシアス、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラルドル、ウガンダ、パプア・ニューギニア、カタル国、セイシェル共和国、シエラ・レオネ共和国、

シンガポール、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ共和国、イエメン・アラブ共和国及びザンビア共和国については、適用しない。

2 条約第五條の規定は、受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めていたデンマーク王国についても、適用しない。

第二条 点字郵便物の郵便料金の免除に對する例外

1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土であるセント・ヴァンセント、フィリピン、ポルトガル及びトルコの郵政庁は、内国業務において点字郵便物につき郵便料金の免除を認めていないので、条約第十七條の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別料金を徴収する権能を有する。ただし、当該普通料金及び特別料金の額は、自国の内国業務における料金の額を超えることができない。

2 ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び日本国の郵政庁は、条約第十七條の規定にかかわらず、自国の内国業務において点字郵便物につき適用している特別料金 (条約第二十四條の表に掲げるものに相当するもの) 及び代金引換料を徴収する権能を有する。

第三条 相当額及び最高限度額

加盟国は、自国の料金をその業務の運用の費用に関連させるために必要である場合には、例外的に、条約第十九條に定める最高限度額を超える料金を適用することができる。この条の規定の適用を希望する加盟国は、できる限り速やかにその旨を国際事務局に通報しなければならない。

第四条 常衡オンス及び常衡ポンド

内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない加盟国は、条約第十九條の表にかかわらず、同表の重量段階に代えて、これに相当

する次の重量段階を採用する権能を有する。

- 二〇グラムまで 一オンス
- 五〇グラムまで 二オンス
- 一〇〇グラムまで 四オンス
- 二五〇グラムまで 八オンス
- 五〇〇グラムまで 一ポンド
- 一、〇〇〇グラムまで 二ポンド
- 追加の一、〇〇〇グラムごとに 二ポンド

第五条 封筒に入れた郵便物の大きさに對する例外

カナダ、アメリカ合衆国、ケニア、ウガンダ及びタンザニアの郵政庁は、勸奨される大きさを超える型の封筒が自国において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

第六条 小形包装物

重量五百グラムを超える小形包装物の交換に参加する義務は、その交換を行うことのできないオーストラリア、ブータン、ビルマ、ボリヴィア、カナダ、コロンビア、キューバ及びパプア・ニューギニアの郵政庁については、適用しない。

第七条 外国における通常郵便物の差出し

英国の郵政庁は、自己が差し立てなかつた郵便物を条約第二十三條の規定により自己に返送する郵政庁から、関連する作業に係る費用に相当する金額を取り立てる権利を留保する。

第八条 千九百七十五年一月一日前に発行された国際返信切手券

千九百七十五年一月一日前に発行された国際返信切手券については、特別の合意がない限り、千九百七十九年一月一日以後は、郵政庁の間における決済を行わない。

第九条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

条約第三十三條の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めているオーストラリア、パルバドス、アラブ共和国、フィジー、ガンビア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土の一部、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア共和国、クウェイト、レソト王国、マレーシア、マラウイ、マルタ、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジブラルドル、ウガンダ、パプア・ニューギニア、カタル国、セイシェル共和国、シエラ・レオネ共和国、シンガポール、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ共和国及びザンビア共和国については、適用しない。

第十条 特別料金

加盟国は、価格表記書状につき、条約第四十七條1(b)に規定する書留料に代えて、自国の内国業務における対応する料金又は例外的に十フランを最高限度額とする料金を適用する権能を有する。

第十一条 関税を課せられる物品

1 パングラデシュ人民共和国、中華人民共和国及びエル・サルヴァドル共和国の郵政庁は、条約第三十六條の規定に関連して、関税を課せられる物品を包有する価格表記書状を認めない。

2 アフガニスタン民主共和国、アルバニア人民共和国、ソビエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、中央アフリカ、チリ、コロンビア共和国、エル・サルヴァドル共和国、エチオピア、イタリア、民主カンボディア、ネパール、パナマ共和国、ペルー共和国、ドイツ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア社会主義共和国、サン・マリノ共和国、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国、ソビエト社会主義共和国連邦及びヴェネズエラ共和国の郵政庁は、条約第三十六條の規定に関連して、関税を課せられる物品を包有する普通書状及び書留書状を認めない。

3 ベナン人民共和国、象牙海岸共和国、上ヴォルタ共和国、マリ共和国、ニジェール共和国、

オマーン国、セネガル共和国及びイエメン・アラブ共和国の郵政庁は、条約第三十六条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を認めない。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急な必要性がありかつ入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

1 バンククラデシヨ、ベルギー、ペナン、象牙海岸、岸か利国、上ヴォルタ、インド、マダガスカル、マリ、モリタニア、メキシコ、ニジェール、セネガル、トーゴ及びトルコの郵政庁は、条約第五十条2の規定を適用しないことを認められる。

2 ブラジルの郵政庁は、損傷の場合の責任に關しては条約第五十条の規定を適用しないことを認められる。

第五十七條4の規定に關し、五箇月以内に問題を最終的に解決すること及び、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁に対し、郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によつて保留され、没収され若しくは棄却され又は名あて國の法令に基づいて差し押さえられた旨を通知することについては、遵守の義務を負わない。

湖経由の特別の繰越料

1 ソヴェエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道によつて繰越運送される通常郵便物に対しては、条約第六十一条の表一の繰越料に加えて一キログラムごとに五十サンチムの特別の繰越料を課することができる。

2 エジプト・アラブ共和国及びスーダン民主共和国の郵政庁は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)との間でナセル湖を經由して縦越運送される通常郵便物の郵袋に対

しては、条約第六十一条の表の継越料に加えて一個ごとに五十サンチームの特別の継越料を課することができる。

パナマ共和国の郵政庁は、太平洋側のバルボア港と大西洋側のクリストバル港との間でパナマ地峡を経由して継続運送される通常郵便物の郵袋に對しては、条約第六十一条上の表の継続料に加えて一個ごとに二フランの特別の継続料を課することができ。

第十六条 アフガニスタンに関する継越

アフガニスタンの郵政庁は、条約第六十一条の規定にかかわらず、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、暫定的に、閉袋及び開袋通常郵便物の自国を経由する継越しを関係郵政庁との間で特別に取り決める条件に従つて行うことができる。

パナマ共和国の郵政庁は、バルボア港又はクリストバル港において倉庫に入れられ又は積み換えられるすべての開袋に対して、陸路又は海路の継越料を受領していない限り、例外的に、郵袋一個ごとに一フランの特別保管料を課することができ

ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、自國の特殊な地理的位置にかんがみ、世界のいづれの國についても、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の航空増料金を適用する權利を留保する。当該航空増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる實際の費用の額を超えないものとする。

特別の継越料の課される特殊業務は、シリア・イラク自動車業務のみとする。

送達の強制

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマニア社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵便票札AV8及び引渡票明細表AV7に記載する線路に関する指示に従つて行われた運送の費用のみを認める。

ギリシャ、イタリア及びセネガルの郵政庁は、前条の規定に関連して、条約第七十四条3に定める条件によつてのみ航空閉袋の送達を行う。

第二十二條 總差引計算のための新たな

貨幣單位の適用開始の日
 條約第八十六條の規定にかかわらず、條約第八
 條に規定する貨幣單位(特別引出権)は、千九百八
 十一年一月一日から、継続料及び到着料の年次総
 差引計算書の作成(條約の施行規則第百八十一條)
 並びに國際返信切手券の二年ごとの差引計算書の
 作成(條約の施行規則第百九十一條)のために使用
 する。

第二十三条 継越料及び到着料の料金率

の適用
 条約第八十六條の規定にかかわらず、継続料及び到着料に関する料金は、千九百八十一年一月一日から適用する。

アメリカ合衆国、フランス、英国及びユーゴスラヴィアの郵政庁は、条約第六十一条及び第六十二条に規定する繊維材料及び到着料が条約第八十六条に定める条約の効力発生の日前に適用される場合には、同条の規定にかかわらず、条約第十九条の料金に関する規定を繊維材料及び到着料の適用開始の日から適用する権利を留保する。

第二十五条 閉袋の航空運送料の基本料

金率の適用

アメリカ合衆国の郵政庁は、条約第六十一条及び第六十二条に規定する継越料及び到着料が条約

第八十六条に定める条約の効力発生の日前に適用される場合には、同条の規定にかかわらず、条約第七十九条の閉袋の航空運送料の基本料金率に関する規定を継越料及び到着料の適用開始の日から適用する権利を留保する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、その規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャ
ネイロで作成した。

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條aの規定の適用があることを条件として、次の約定を締結した。

この約定は、締約国の間における小包郵便物の交換を規律する。

1 一つの重量が二十キログラムを超えない「小包郵便物」と称する郵便物は、直接又は一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができぬ。

2 一つの重量が十キログラムを超える小包郵便物の交換を行うか行わないかは、任意とする。ただし、一つの重量の最大限度を二十キログラ

ム未満と定める国は、郵袋又は閉鎖した他の納器に納められて縦ぎ越される小包郵便物については、一個の重量が二十キログラムまでのものを認める。

3 第十六条に規定する郵便業務の事務用小包郵便物については、1及び2の規定にかかわらず、一個の重量の最大限度を三十キログラムとする。

4 この約定並びにこの約定の最終議定書及び施行規則においては、すべての小包郵便物について、「小包」という略称を用いる。

第三条 運送企業による業務の運営

1 この約定の締結国であつてその郵政庁が小包業務を行っていないものは、運送企業にこの約定の規定を実施させる権能を有する。これらの締結国は、運送企業によつて連絡が行われる地方から発し又は当該地方にあつた小包について小包業務のみを当該運送企業に行わせることができる。

2 1の郵政庁は、運送企業によるこの約定のすべての規定の完全な実施、特に交換業務の実施を確保するため、運送企業と取決めを行う。当該郵政庁は、運送企業とこの約定の他の締結国の郵政庁及び国際事務局との間のすべての関係につき、仲介者となる。

第四条 小包の種類

1 「普通小包」とは、2及び3に定義する種類の小包について定める特別の手續に付されない小包をいう。

2 次の小包は、それぞれ次に定義するものをいう。

(a) 「価格表記小包」とは、価格の表記を有する小包をいう。

(b) 「課金別納小包」とは、差出人からその配達の際に課される料金及び課金の全額を負担する旨の申出があつた小包をいう。申出は、差出しの際に行うことができるものとし、また、差出しの後においても、差出しの後に行われる申出を受理することのできない国における場合を除くほか、受取人への配達の時までに行うことができる。

(c) 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要する小包であつて代金引換郵便物に関する約定に定めるものをいう。

(d) 「弱い弱な小包」とは、壊れやすく、かつ、取扱いに特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

(e) 「取扱に困難な小包」とは、次のものをいう。

一 その大きさが第二十条1の制限又は郵政庁が相互間で定める制限を超える小包

二 その形状又は構造のために他の小包とともに荷積みすることが容易でない小包及び特別の注意を必要とする小包

三 第二十条4に規定する小包。もつとも、この小包を取扱い困難な小包とするかしないかは、任意とする。

(f) 「業務小包」とは、郵便業務の事務用小包であつて第十六条に定めるところにより交換するものをいう。

(g) 「捕虜・被抑留者小包」とは、条約第十六条に規定する捕虜又は機関が発受する小包をいう。

3 次の小包は、送達又は配達の方法に従い、それぞれ次に定義するものをいう。

(a) 「航空小包」とは、二国間において航空運送をするために引き受けられる小包をいう。

(b) 「別配達小包」とは、名あて局に到着した後速やかに特別の配達人が住所に配達する小包及び、郵政庁が住所への配達を行っていない国においては、特別の配達人が到着通知書を配達する小包をいう。もつとも、受取人の住所が到着局の配達区域外にある場合には、特別の配達人による配達は、義務的ではない。

4 価格表記小包、課金別納小包、代金引換小包、弱い弱な小包、取扱に困難な小包、航空小包及び別配達小包の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取決めを必要とする。

5 価格表記小包であつて開袋繰越しされるもの、弱い弱な小包及び取扱に困難な小包の交換における繰越送達については、仲介郵政庁の同意を必要とする。

1 前条に定義する小包については、次の重量級を適用する。

一 キログラムまで

一 キログラムを超え三キログラムまで

一 キログラムを超え五キログラムまで

一 キログラムを超え一〇キログラムまで

一 キログラムを超え一五キログラムまで

一 キログラムを超え二〇キログラムまで

2 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ポンドによるもの)を採用する権能を有する。

一 キログラムまで 二ポンドまで

一 キログラムを超え二ポンドまで

一 キログラムを超え三キログラムまで

一 キログラムを超え五キログラムまで

一 キログラムを超え七ポンドまで

一 キログラムを超え一〇キログラムまで

一 キログラムを超え一五キログラムまで

一 キログラムを超え二〇キログラムまで

1 郵政庁は、航空路による小包の送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、航空増料金の決定に当たり、第一重量級よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係有するものとし、航空増料金の合計額は、原則として、当該費用の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

第二章 追加料金及び課金

第一節 特定の種類の小包の料金

第九条 別配達小包

1 別配達小包に対しては、「別配達料」と称する追加料金を課する。その金額は、最高限五フランとし、差出しの際に完全に前納する。小包に代えて到着通知書のみを別配達により配達する場合も、同様とする。

2 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との関係上名あて郵政庁に対して特別の負担を与える場合には、小包の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種小包に関する規定により規律する。当該補充料金は、小包が転送され又は差出元に返送される場合にも、請求することができる。

1 郵政庁が小包郵便物の差出人又は受取人から徴収することのできる料金及び課金は、次条に規定する主要料金並びに場合ににより次の料金及び課金から成る。

(a) 第八条の航空増料金

(b) 第九条から第十四条までの追加料金

(c) 第二十九条及び第三十一条の料金及び課金

(d) 第十五条の課金

1 1の料金は、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、これを徴収した郵政庁が取得する。

第二章 主要料金及び航空増料金

第七条 主要料金

1 郵政庁は、差出人から徴収する主要料金を定める。

2 主要料金は、割当料金と密接な関係を有するものとし、主要料金の合計額は、原則として、郵政庁が請求することのできる第四十六条から第五十一条まで及び第五十四条に規定する割当料金の合計額を超えてはならない。

1 郵政庁は、航空路による小包の送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、航空増料金の決定に当たり、第一重量級よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係有するものとし、航空増料金の合計額は、原則として、当該費用の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

第二章 追加料金及び課金

第一節 特定の種類の小包の料金

第九条 別配達小包

1 別配達小包に対しては、「別配達料」と称する追加料金を課する。その金額は、最高限五フランとし、差出しの際に完全に前納する。小包に代えて到着通知書のみを別配達により配達する場合も、同様とする。

2 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との関係上名あて郵政庁に対して特別の負担を与える場合には、小包の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種小包に関する規定により規律する。当該補充料金は、小包が転送され又は差出元に返送される場合にも、請求することができる。

1 郵政庁は、航空路による小包の送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、航空増料金の決定に当たり、第一重量級よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係有するものとし、航空増料金の合計額は、原則として、当該費用の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

第二章 追加料金及び課金

第一節 特定の種類の小包の料金

第九条 別配達小包

1 別配達小包に対しては、「別配達料」と称する追加料金を課する。その金額は、最高限五フランとし、差出しの際に完全に前納する。小包に代えて到着通知書のみを別配達により配達する場合も、同様とする。

2 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との関係上名あて郵政庁に対して特別の負担を与える場合には、小包の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種小包に関する規定により規律する。当該補充料金は、小包が転送され又は差出元に返送される場合にも、請求することができる。

1 郵政庁は、航空路による小包の送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、航空増料金の決定に当たり、第一重量級よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係有するものとし、航空増料金の合計額は、原則として、当該費用の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

3 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、1の規定にかかわらず、自己あての小包を到着の後直ちに別配達によつて配達することを配達局に請求することができる。この場合において、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。

第十條 課金別納小包

1 課金別納小包に対しては、「課金別納料」と称する料金を課する。その金額は、小包一個につき最高限三フランとする。この料金は、差出郵政庁が徴収し、自国内で提供する業務の報酬として取得する。

2 課金別納の請求が小包の差出しの後に行われる場合には、当該請求の際に、差出人から、課金別納請求に対する追加料金を徴収する。この追加料金は、最高限四フランとし、差出郵政庁が徴収する。請求が電信によつて送達される場合には、差出人は、更に、電報料を納付する。

3 名あて郵政庁は、小包一個につき、最高限三フランの手数料を課することができる。この手数料は、第十四条の表(b)の通関料とは別個のものとし、名あて郵政庁のために差出人から徴収する。

第十一條 価格表記小包

1 価格表記小包については、差出人からあらかじめ次の料金を徴収する。

(a) この編において認める料金

(b) 条約第二十四条1の表(p)の書留料の額を超えない額の発送料、内国業務において対応する料金の額が当該書留料の額を超える場合には当該内国業務において対応する料金又は例外的に十フランを最高限度額とする料金。もつとも、その徴収は、任意とする。

(c) 表記金額二百フランごと及びその端数につき最高限一フラン又は表記金額の各段階ごとに各段階の金額の二分の一パーセントに相当する額の価格表記料

2 不可抗力による危険を負担することを受諾す

る郵政庁は、1の料金のほかに、不可抗力危険負担料を徴収することができる。不可抗力危険負担料は、価格表記料との合計額が1(c)の規定による最高限度額を超えないように定める。

3 郵政庁は、また、価格表記小包のためにつた特別の安全措置につき、自国の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第十二條 弱い弱な小包及び取扱困難な小包

弱い弱な小包及び取扱困難な小包に対しては、主要料金の五十パーセントに相当する額の追加料金を課するものとし、弱い弱かつ取扱困難な小包についても、同様とする。ただし、これらの小包に係る航空増料金については、その引上げを認めない。

第二節 金

第十三條 追加料金

郵政庁は、次の追加料金を徴収することができる。

(a) 差出郵政庁が徴収する通関料。その徴収は、原則として小包の差出しの際に行う。

(b) 名あて郵政庁が徴収する通関料。この料金は、小包の税関への交付及び通関について又は単に税関への交付について徴収する。その徴収は、特別の合意がない限り、受取人への小包の配達の際に行う。ただし、課金別納小包に関しては、当該通関料は、差出郵政庁が名あて郵政庁のために徴収する。

(c) 差出人の住所からの取集めの料金。この料金は、差出郵政庁が差出人の住所から取り集める小包について徴収することができる。

(d) 配達料。この料金は、名あて郵政庁が小包の住所への配達を試みた回数に応じて徴収することができる。ただし、別配達小包については、住所への第二回以後の配達を試みについてのみ徴収することができる。

(e) 配達不能通知書に対する返信の料金。この料金は、第二十八条2の規定に従つて徴収する。

(f) 到着通知料。この料金は、名あて郵政庁が自国の法令によりその徴収を義務付けられており、かつ、住所への配達を実施していない場合において、受取人の住所に配達する最初の通知書(別配達小包の最初の通知書を除く。及び場合によりその後の通知書について徴収する。

(g) 再装料。この料金は、内容品を保護するため自国の領域において小包を再装しなければならなかった最初の国の郵政庁に支払われる。この料金は、受取人又は場合により差出人から徴収する。

(h) 留め置き料。この料金は、名あて郵政庁が留め置き小包についてその交付の際に徴収する。

(i) 保管料。この料金は、所定の期間内に引き

三四〇

取られなかった小包(留め置きとされているか住所にあてられているかを問わない)につき、配達を行う郵政庁が、当該期間を超えて当該小包を保管した郵政庁のために徴収する。

(j) 受取通知料。この料金は、差出人が第二十七条の規定に基づいて受取通知の請求を行った場合に徴収する。

(k) 船積通知料。この料金は、郵政庁が船積通知の業務を行うことを受諾した国の間で、差出人が自己に船積通知書を送付することを請求した場合に徴収する。

(l) 第三十八条3の取調料

(m) 取戻料又はあて名変更料

(n) 不可抗力危険負担料。この料金は、不可抗力による危険を負担することを受諾する郵政庁が徴収する。

第十四條 追加料金の金額

前条に規定する追加料金の金額は、次の表に従つて定める。

料金の名称		金額	備考
(a) 差出郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限一〇フラン		
(b) 名あて郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限一〇フラン		
(c) 差出人の住所からの取集めの料金	内国制度における料金と同額		
(d) 配達料	内国制度における料金と同額		
(e) 配達不能通知書に対する返信の料金	最高限二フラン		
(f) 到着通知料	内国制度における普通書状の第一重量段階の料金に等しい額を最高限度とする額		

(g) 再装料 (h) 留め置き料 (i) 保管料 小包一個につき最高限一フラン 内国制度における料金と同額 内国制度における料金と同額 この料金は、全運送路を通じて一回に限り適用する。 最高限二〇フランとし、又は、国内法令により定める最高限度額が二〇フランを超える場合には、当該最高限度額とする。ただし、差出元への返送又は転送の場合（第二十九条（b）及び第三十一条（c））には、徴収額は、二〇フランを超えることができない。	(j) 受取通知料 (k) 船積通知料 (l) 取調料 (m) 取戻料又はあて名変更料 (n) 不可抗力危険負担料 最高限三フラン 小包一個につき最高限一フラン 最高限二フラン 最高限四フラン (a) 価格表記小包 (b) 価格表記としない小包 請求を電信によつて送達することを差出人が希望する場合には、この料金を電報料を加える。 請求が電信によつて送達される場合には、この料金を電報料を加える。	第十五条 課金 1 名あて郵便物は、自国において郵便物に課される課金、特に関税を受取人から徴収することができる。 2 郵政庁は、次の小包につき課金（関税を含む）の徴収が免除されるように自国の権限のある当局と交渉することを約束する。 (a) 差出元に返送する小包 (b) 第三国に転送する小包 (c) 差出人が放棄した小包 (d) 自己の業務において亡失し、又は内容品の全面的損傷を理由として棄却した小包 (e) 自己の業務においてその内容品が盗取され又は損傷した小包。この場合には、課金の徴収の免除は、不足する内容品の価格又は内容品の価格の低落についてのみ請求する。
収の免除は、不足する内容品の価格又は内容品の価格の低落についてのみ請求する。 第三章 郵便料金の免除 第十六条 業務小包 1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包については、郵便料金を免除する。 (a) 郵政庁の間 (b) 郵政庁と国際事務局との間 (c) 加盟国の郵便局の間 (d) 郵便局と郵政庁との間 2 郵便業務の事務用航空小包（国際事務局が差し出すものを除く。）については、航空増料金を支払わない。 第十七条 捕虜・被拘留者小包 捕虜・被拘留者小包については、条約第十六条の規定に基づき郵便料金を免除する。もつとも、航空小包については、航空増料金を徴収する。 第二編 業務の実施 第一章 引受条件 第十八条 引受条件 小包は、送達を認められるためには、内容品が次条の禁制及び運送に参加する郵政庁の属する国の領域において適用される禁制又は制限に抵触するものであつてはならず、また、次の条件を満たすものでなければならない。 (a) 第四条に規定する小包の種類のいずれかに属すること。 (b) 内容品の性質及び運送の条件に適應する包装を有すること。 (c) 受取人及び差出人の住所氏名が記載されていること。 (d) 第二条及び第二十条に定める重量及び大きさの条件を満たしていること。 (e) 郵便切手により又はその他の差出郵政庁の規則の認める方法により、差出局の要求するすべての料金が前納されていること。	第十九条 禁制 次の物品は、小包に入れたてはならない。 (a) すべての種類の小包について、 一 その性質上又はその包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品 二 麻薬及び向精神剤。ただし、この禁制は、これらの物品が医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国にあてて行われる送付については、適用しない。 三 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類並びに差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換される通常郵便物以外の各種類の通常郵便物。ただし、次に掲げるものを除く。 専ら輸送商品に関係のある書類、すなわち、送り状、明細表、発送通知書又は荷渡指圖書のうちのいずれかであつて、不可欠な事項のみを記載し、かつ、開封としたもの 録音した若しくは録音していない又は録画した若しくは録画していないレコード、テープ及びワイヤー、情報処理装置用のカード、磁気テープその他これらに類する物品並びにQSLカードであつて、差出郵政庁が現実的かつ対人的な通信の性質を有しないと認め、かつ、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの 関係郵政庁の規則が認める場合には、更に、現実的かつ対人的な通信の性質を有する各種類の通常郵便物及び書類であつて、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの 四 生きた動物。ただし、郵便によるその運送が関係国の郵便規則によつて認められる場合は、この限りでない。	昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号（その二） 小包郵便物に関する約定 三四一

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

三四二

- 五 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質
 - 六 放射性物質。ただし、郵政庁は、放射性物質を包有する小包を相互に又は一方的に受領することについて取決めを行うことができる。この場合において、放射性物質は、この約定の施行規則の規定に従つて包装し、かつ、最も速達路線(通常の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路)によつて送達するものとし、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。
 - 七 わいせつな又は不道徳な物品
 - 八 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品
- (b) 価格表記小包業務を行う二国の間で交換される小包であつて価格表記とされないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品。この(b)の規定は、価格表記小包業務を行う二の郵政庁の間の小包の交換が価格表記小包業務を行わない郵政庁の開封後による仲介によらなければ行ふことができない場合には、適用しない。各郵政庁は、価格表記とされた又は価格表記とされない小包であつて自国の領域から発送され若しくは自国の領域に到着するもの又は自国の領域を経由して開封後送達されるものに金の地金を入れることを禁止し、又は当該小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。
- 第二十條 大きさの制限
- 1 平面路又は航空路によつて運送される小包は、第四條2(ロ)の規定により取扱い困難な小包とされるものを除くほか、長さについては一・五メートル、長さとし長さの方向以外の方向に計つた最大の横周との合計については三メートルを超えるものであつてはならない。
 - 2 すべての小包につき又は単に航空小包につき1に定める大きさを認めることのできない郵政庁は、これに代えて、長さについては一・〇五メートル、長さとし長さの方向以外の方向に計つた最大の横周との合計については二メートルの大きさの制限を採用することができる。
 - 3 小包の大きさは、送達方法のいかんを問はず、条約第十九條1の表に定める書状の大きさの最小限度に達していなければならない。
 - 4 1に定める大きさを認める郵政庁は、大きさが2に定める大きさを超える小包であつて重量が十キログラムを下回るものにつき、第十二條の追加の料金と同額の追加の料金を徴収する権能を有する。
- 第二十一條 誤つて引き受けられた小包の取扱
- 1 第十九條(a)に掲げる物品を包有する小包は、誤つて引き受けられた場合には、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。ただし、同条(a)二及び五から七までに掲げる物品を包有する小包は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。
 - 2 小包に第十九條(a)三の規定によりその包有を許されない通常郵便物が単に通入れられている場合には、当該通常郵便物は、条約第三十條の規定に従つて取り扱うものとし、当該小包は、当該通常郵便物を包有することを理由として差出元に返送することができない。
 - 3 価格表記小包業務を行う二国の間で交換される価格表記とされない小包であつて第十九條(a)に掲げる物品を包有するものが名あて郵政庁に到着した場合には、名あて郵政庁は、自己の規則により定める条件に従い、受取人に当該小包を配達することができない。自己の規則が配達を認めない場合には、当該小包は、第三十三條の規定により差出元に返送する。
- 4 3の規定は、重量又は大きさが許容限度を著しく超える小包についても適用する。もつとも、これらの小包は、課される料金を受取人が納付した場合には、受取人に配達することができ。
 - 5 誤つて引き受けられた小包が受取人に配達されずかつ差出元に返送されない場合には、差出郵政庁は、当該小包について適用された取扱に關し、詳細な通報を受ける。
- 第二十二條 差出しの際の差出人の指示
- 1 差出人は、小包の差出しの際に、当該小包の配達不能の場合における取扱いを指示しなければならない。
 - 2 差出人は、次の事項のうちいずれか一のみを指示することができる。
 - (a) 差出人に配達不能通知書を送付すること。
 - (b) 名あて国に居住する第三者に配達不能通知書を送付すること。
 - (c) 平面路又は航空路により直ちに差出人に小包を返送すること。
 - (d) 一定の期間が満了した後に平面路又は航空路により差出人に小包を返送すること。ただし、この期間は、名あて郵政庁の規則により定める保管期間を超えることができない。
 - (e) 必要があるときは平面路又は航空路によつて小包を転送した後に、場合により第二十八條1(c)の特別の指示に従つて他の受取人に小包を配達すること。
 - (f) 当初の受取人に配達するため平面路又は航空路によつて小包を転送すること。
 - (g) 差出人が小包を放棄すること。
 - 3 差出人が何らの指示も行わなかつた場合又はその指示が矛盾している場合には、返送についての通知を行うことなく小包を返送することができる。
- 郵政庁は、自国の法令が認めない場合には、2(a)及び(b)の指示を認めない権能を有する。
- 第二節 引受けの特別条件
- 第二十三條 価格表記小包
- 1 価格表記小包の価格の表記は、次に定めるところにより行う。
 - (a) 郵政庁は、
 - 一 価格表記金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、五千フラン又は、内国業務において採用されている限度額が五千フラン未満である場合には、当該限度額を下ることができない。
 - 二 郵政庁が異なる限度額を採用する国の間において、最も低い限度額を相互に遵守する義務を負う。
 - (b) 差出人は、
 - 一 小包の内容品の実価を超える価格の表記をしてはならない。
 - 二 小包の内容品の実価の一部分のみの表記をすることができない。
 - 2 小包の内容品の実価を超えてされる価格の詐欺表記は、差出国の法令により定める司法上の訴追の対象となる。
 - 3 価格表記小包の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付する。
- 第二十四條 課金別納小包
- 1 課金別納小包は、名あて局が受取人に請求する権利を有するすべての金額及び第十條の手数料を納付することを差出人が約束する場合に限り、引き受けることができる。
 - 2 差出局は、十分な額の保証金の払込みを要求することができる。
- 第二章 配達及び転送の条件
- 第二十五條 配達についての一般的規則及び保管期間
- 1 小包は、原則として、できる限り速やかに、かつ、名あて国の法令の定めるところにより受取人に配達する。小包が住所に配達されない場合には、受取人に対し、不可能でない限り、遅

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

2 滞なく小包の到着を通知しなければならない。 3 小包の到着を受取人に通知することができない場合は、保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日から起算して二箇月を超えないこととできない。差出人が名あて国において通用する言語によつて請求した場合に、小包の差出人への返送は、一層短い期間内に行う。 4 2及び3の保管期間は、転送の場合には、新たな名あて局が配達する小包について適用する。	2 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 特別の配達人による別配達小包又は到着通知書の配達は、一回に限り試みる。 2 1の試みが目的を達しなかつた場合には、当該小包は、その後、別配達小包として取り扱わない。 26 別配達小包の配達 1 特別の配達人による別配達小包又は到着通知書の配達は、一回に限り試みる。 2 1の試みが目的を達しなかつた場合には、当該小包は、その後、別配達小包として取り扱わない。	(d) 課金別納として当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。 2 1の指示の送付については、差出人又は第三者から第十三条(四)の料金を徴収することができ、同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する配達不能通知書については、一個分のみの料金を徴収する。指示が電信によつて送達される場合には、この料金を電報料を加える。 3 名あて郵政庁は、差出人又は第三者から指示を受領してはいない限り、小包を、当初に指定された受取人若しくは場合に、又は新たな指定された受取人に配達し、又は新たな名あてに転送することができる。新たな指示を受領した後は、当該新たな指示のみが効力を有し、かつ、実施される。 29 配達不能の小包の差出人への返送 1 配達することのできなかつた小包は、(a) 次の場合には、直ちに差出人に返送する。 一 差出人が第二十二條(二)の規定に基づき返送の請求を行つた場合 二 差出人又は第二十二條(二)に規定する第三者がこの約定により認められていない請求を行つた場合 三 差出人又は第三者が前条2に定める料金の納付を拒絶した場合	27 小包の差出人は、条約第四十八條に定める条件に従つて受取通知の請求を行うことができる。もつとも、郵政庁は、内国制度において定められている場合には、受取通知の業務を価格表記小包についてのみ行うことができる。 28 配達不能 1 第二十二條(四)及び(五)の配達不能通知書を受領した後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとし、当該指示は、同条2(四)から(六)までの指示及び次の指示のうちいずれか一に限る。 (a) 再度受取人に通知すること。 (b) あて名を訂正し又は補正すること。 (c) 代金引換小包に關しては、一 指示した金額と引換えに受取人以外の者に当該小包を配達すること。 二 代金引換とすることなく又は当初の金額よりも低い金額と引換えに、当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。	4 差出人又は第三者の指示(差出しの際に行われた配達不能通知書の受領の後に行われたかを問わない)がその所期の結果をもたらさなかつた場合 (b) 次の場合には、それぞれ次の期間が満了した後直ちに差出人に返送する。 一 差出人が第二十二條(二)の規定に基づき期間を定めた場合には、当該期間 二 差出人が第二十二條の規定を遵守しなかつた場合には、第二十五條に定める保管期間。もつとも、差出人に対して指示を請求することができる。 3 配達不能通知書を作成した郵便局が差出人若しくは第三者から十分な指示を受領しなかつた場合は、これらの指示が当該郵便局に到着しなかつた場合には、当該配達不能通知書の発送の日から起算して二箇月の期間 2 小包は、できる限り往路と同一の線路によつて返送する。小包は、差出人が航空増料金の納付を保証してはいない限り、航空路によつて返送することができない。 3 この条の規定により差出人に返送される小包に対しては、次のものを課する。 (a) 差出人までの新たな運送に要する割当料金 (b) 徴収が免除されない料金及び課金であつて名あて郵政庁が差出人への返送の時までに徴収することのできなかつたもの。ただし、保管料については、第十四條の表(i)の備考欄ただし書の規定を適用する。 4 3に規定する割当料金、料金及び課金は、差出人から徴収する。 30 配達不能の小包の差出人による放棄 受取人に配達することのできなかつた小包は、差出人が放棄した場合に、名あて郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。	27 小包の差出人は、条約第四十八條に定める条件に従つて受取通知の請求を行うことができる。もつとも、郵政庁は、内国制度において定められている場合には、受取通知の業務を価格表記小包についてのみ行うことができる。 28 配達不能 1 第二十二條(四)及び(五)の配達不能通知書を受領した後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとし、当該指示は、同条2(四)から(六)までの指示及び次の指示のうちいずれか一に限る。 (a) 再度受取人に通知すること。 (b) あて名を訂正し又は補正すること。 (c) 代金引換小包に關しては、一 指示した金額と引換えに受取人以外の者に当該小包を配達すること。 二 代金引換とすることなく又は当初の金額よりも低い金額と引換えに、当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。
2 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	2 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。	1 受取人の住所変更又はあて名変更による転送 31 受取人の住所変更又はあて名変更による転送は、名あて国内において、また、名あて国外へ行うことができる。 32 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には受取人の請求若しくは職権により行うことができる。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

第三十四条 業務の停止による差出元への返送

誤により誤送されて到着した小包は、当該小包を受領した郵政庁の利用する最も迂回の少ない線路により正しい名あて地に転送する。
2 誤送されて到着した航空小包は、必ず航空路によつて転送する。
3 この条の規定に基づいて転送する小包に対しては、正しい名あて地への運送に要する割当料金並びに前条6(c)に規定する料金及び課金を課する。

第三十五条 与えられた指示の郵政庁による不遵守

1 名あて郵政庁又は仲介郵政庁は、差出しの際又はその後と与えられた指示を遵守しなかつた場合には、運送(往路及び復路)の費用並びに徴収を免除されなかつた他の料金及び課金を負担する。もつとも、差出人が、差出しの際又はその後、配達不能の場合には小包を放棄する旨を申し出た場合には、往路について支払われた費用は、差出人が負担する。
2 差出郵政庁は、関係郵政庁が与えられた指示を遵守せず、かつ、正規に照会を受けた日から起算して五箇月を経過する時までに次のいずれのことも行わなかつた場合には、当然のこととして、1に規定する運送の費用並びに他の料金及び課金を当該郵政庁に対する勘定に含めることができる。

問題最終的に解決すること。
差出郵政庁に対し、指示を遵守しなかつたことが不可抗力によるものであると思われ、旨又は小包が名あて国の法令に基づいて保留され、差し押さえられ若しくは没収された旨を通知すること。
第三十六条 損壊又は腐敗の差し迫つたおそれのある物品を含有する小包

1 誤つて引き受けられ、差出元に返送される小包に対しては、第二十九条3に規定する割当料金、料金及び課金を課する。
2 1に規定する割当料金、料金及び課金は、次の者が負担する。
(a) 差出人の過誤により誤つて引き受けられた小包又は第十九条の禁制に抵触する小包については、差出人
(b) 郵便業務の責めに帰せられる過誤により誤つて引き受けられた小包については、当該過誤について責任を有する郵政庁。この場合において、差出人は、納付した料金の還付を請求する権利を有する。

小包の内容品は、損壊又は腐敗の差し迫つたおそれがある場合には、往路又は復路の途中においても、予告なしにかつ司法上の手続を経ることなく権利者のために直ちに売却することができ、売却が何らかの理由により不可能である場合には、損壊又は腐敗した物品は、棄却する。
第三十七条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 小包の差出人は、第二十九条3又は第三十一条6の規定により新たな運送について必要とされる金額の納付を保証する場合には、条約第三十三条に定める条件に従い、差出元への小包の返送又は小包のあて名の変更を請求することができる。
2 もつとも、郵政庁は、内国制度において1の請求を認めていない場合には、1の請求を認めない権能を有する。
第三十八条 取調請求

1 各郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された小包に関する取調請求を受理する。
2 利用者は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り取調請求を行うことができる。
3 取調請求については、差出人が第十三条(j)の受取通知料を完全に納付した場合を除くほか、第十四条の表(i)の規定による取調料を徴収する。
4 普通小包と価格表記小包とは、別個の取調請求の対象とする。同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路によつて送達された二個以上の同種類の小包に関する取調請求については、一個分のみの料金を徴収する。

4 小包を返送する郵政庁に割り当てられていた割当料金の額が1に規定する割当料金、料金及び課金の額を超える場合には、小包を返送する郵政庁は、超過額を、差出人への還付のため差出郵政庁に返還する。

5 取調請求が業務上の過失を起因とするものであつた場合には、取調料は、還付する。
第三編 責任
第三十九条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、小包に関しては、次条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合において、小包が開封によつて運送されたか開封によつて運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険の負担をする場合には、郵政庁は、自国内で差し出された小包の差出人に対し、当該小包のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取及び損傷について責任を負う。
3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の金額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、次の金額を超えることができない。
(a) 価格表記小包については、価格表記金額の金フランによる額。価格表記航空小包が平面上により転送され又は差出元に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平面上によつて送達される小包について適用される責任に限定される。
(b) その他の小包については、一個ごとに次の金額
五キログラムまでの小包 六〇フラン
五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 九〇フラン
一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一二〇フラン
一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 一五〇フラン
二〇キログラムを超え二五キログラムまでの小包 一八〇フラン
二五キログラムを超え三〇キログラムまでの小包 二一〇フラン
三〇キログラムを超え三五キログラムまでの小包 二四〇フラン
三五キログラムを超え四〇キログラムまでの小包 二七〇フラン
四〇キログラムを超え四五キログラムまでの小包 三〇〇フラン
四五キログラムを超え五〇キログラムまでの小包 三三〇フラン
五〇キログラムを超え五五キログラムまでの小包 三六〇フラン
五五キログラムを超え六〇キログラムまでの小包 三九〇フラン
六〇キログラムを超え六五キログラムまでの小包 四二〇フラン
六五キログラムを超え七〇キログラムまでの小包 四五〇フラン
七〇キログラムを超え七五キログラムまでの小包 四八〇フラン
七五キログラムを超え八〇キログラムまでの小包 五一〇フラン
八〇キログラムを超え八五キログラムまでの小包 五四〇フラン
八五キログラムを超え九〇キログラムまでの小包 五七〇フラン
九〇キログラムを超え九五キログラムまでの小包 六〇〇フラン
九五キログラムを超え一〇〇キログラムまでの小包 六三〇フラン
一〇〇キログラムを超える小包 六六〇フラン

4 郵政庁は、3(b)の規定にかかわらず、小包の重量のいかなる問わず小包一個ごとに百五十フランの最高限度額を相互に適用することを取り決めることができる。
5 賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における当該小包の内容品と同種の物品の金フランに換算した時価を基礎として算出する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期における当該内容品と同種の物品の普通価格を基礎として算出する。
6 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若し

は、損壊又は腐敗した物品は、棄却する。
第三十七条 取戻し及びあて名の変更又は訂正
1 小包の差出人は、第二十九条3又は第三十一条6の規定により新たな運送について必要とされる金額の納付を保証する場合には、条約第三十三条に定める条件に従い、差出元への小包の返送又は小包のあて名の変更を請求することができる。
2 もつとも、郵政庁は、内国制度において1の請求を認めていない場合には、1の請求を認めない権能を有する。
第三十八条 取調請求
1 各郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された小包に関する取調請求を受理する。
2 利用者は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り取調請求を行うことができる。
3 取調請求については、差出人が第十三条(j)の受取通知料を完全に納付した場合を除くほか、第十四条の表(i)の規定による取調料を徴収する。
4 普通小包と価格表記小包とは、別個の取調請求の対象とする。同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路によつて送達された二個以上の同種類の小包に関する取調請求については、一個分のみの料金を徴収する。

1 郵政庁は、小包に関しては、次条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合において、小包が開封によつて運送されたか開封によつて運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険の負担をする場合には、郵政庁は、自国内で差し出された小包の差出人に対し、当該小包のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取及び損傷について責任を負う。
3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の金額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、次の金額を超えることができない。
(a) 価格表記小包については、価格表記金額の金フランによる額。価格表記航空小包が平面上により転送され又は差出元に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平面上によつて送達される小包について適用される責任に限定される。
(b) その他の小包については、一個ごとに次の金額
五キログラムまでの小包 六〇フラン
五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 九〇フラン
一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一二〇フラン
一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 一五〇フラン
二〇キログラムを超え二五キログラムまでの小包 一八〇フラン
二五キログラムを超え三〇キログラムまでの小包 二一〇フラン
三〇キログラムを超え三五キログラムまでの小包 二四〇フラン
三五キログラムを超え四〇キログラムまでの小包 二七〇フラン
四〇キログラムを超え四五キログラムまでの小包 三〇〇フラン
四五キログラムを超え五〇キログラムまでの小包 三三〇フラン
五〇キログラムを超え五五キログラムまでの小包 三六〇フラン
五五キログラムを超え六〇キログラムまでの小包 三九〇フラン
六〇キログラムを超え六五キログラムまでの小包 四二〇フラン
六五キログラムを超え七〇キログラムまでの小包 四五〇フラン
七〇キログラムを超え七五キログラムまでの小包 四八〇フラン
七五キログラムを超え八〇キログラムまでの小包 五一〇フラン
八〇キログラムを超え八五キログラムまでの小包 五四〇フラン
八五キログラムを超え九〇キログラムまでの小包 五七〇フラン
九〇キログラムを超え九五キログラムまでの小包 六〇〇フラン
九五キログラムを超え一〇〇キログラムまでの小包 六三〇フラン
一〇〇キログラムを超える小包 六六〇フラン

くは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人(8の規定が適用される場合には、受取人)は、納付した料金価格表記料を除く。の還付を請求する権利を有する。受取人がその不良状態を理由として受取りを拒絶した小包に關しても、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

7 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、陸路及び海路の割当料金並びに航空増料金のうち当該小包が実際に運送されなかつた運送路に係る部分について並びにあらじめ納付した料金(種類のいかんを問わない。)のうち実際に付された業務に係る部分について、還付を請求する権利を有する。

8 次条1(a)及び(b)の場合には、内容品が盗取され又は損傷した小包が配達された後は、3の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

9 差出人は受取人のために8に規定する権利を放棄することができるとし、受取人は差出人のために8に規定する権利を放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取りを認めることができる。

10 差出郵政庁は、価格表記とされない小包につき、自国の差出人に対し、これと同種の郵便物について自国の法令により定める賠償金を、その額が3(b)に定める賠償金の額を下らないことを条件として、支払う権能を有する。もつとも、次の場合には、3(b)に定める金額とする。

一 責任郵政庁に対する求償の場合
二 差出人が受取人のために自己の権利を放棄した場合

第四十条 郵政庁の免責

1 郵政庁は、小包であつて、これと同種の郵便物

について自己の規則により定める条件又は条約第十一條3に定める条件に従つて配達したものである場合には、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任は、存続する。

(a) 内容品の盗取若しくは損傷が当該小包の配達の前若しくは配達の際に確認された場合又は、当該郵政庁の規則が認める場合において、受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が、内容品が盗取され若しくは損傷した小包の配達を受ける際に留保を付したとき。

(b) 受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が、当該小包を正規に受領した場合においても、当該小包を配達した郵政庁に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。

2 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。
一 小包が亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合であつて、

(a) 亡失、盗取又は損傷が不可抗力によること、自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、当該亡失、盗取又は損傷が不可抗力に該当する事情によるものであるかないかを決定するものと、差出人の郵政庁が請求するときは、当該差出人の郵政庁に対して当該事情を通知する。ただし、不可抗力による危険を負担することを受諾した差出人の郵政庁に關しては、責任は、存続する(前条2)。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該小包について調査することができないとき。

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は当該小包の内容品の性質から生じたものであるとき。

(d) 当該小包につき、内容品の実価を超える価格の詐欺表記がなされているとき。
(e) 差出人が、第三十八條2に定める期間内に取調請求を行わなかつたとき。

(f) 当該小包が捕虜・被拘留者小包であると認められるとき。

二 小包が名あての法令に基づいて差し押さえられた場合
三 小包が第十九條(a)二及び四から八まで並びに同条(b)の禁制に抵触する内容品を包有しているために権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合

四 海路又は航空路による運送に關し、郵政庁が、その利用する船舶内又は航空機内にある価格表記小包についての責任を認めない旨を通知した場合。ただし、当該郵政庁は、価格表記小包の閉鎖継続しについては、価格表記とされない小包であつて当該価格表記小包の重量と同一の重量のものについて定められていた責任を負う。

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない。)について及び税関検査に付される小包の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

第四十一条 差出人の責任

1 小包の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより又は小包の引受けがされるための条件を遵守しなかつたことにより他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政庁又は運送事業者が過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。

2 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた小包を引き受けたことによつて自己の責任を負ふことはしない。

3 損害が差出人の過失によることを確認した郵政庁は、その旨を差出郵政庁に通報するものと、差出郵政庁は、必要があるときは、差出人

に対して訴えを提起する。

第四十二条 郵政庁の間における責任の決定

1 小包を異議なく受け取り、かつ、取調べに役立つすべての所定の資料を受領した郵政庁は、当該小包を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。

2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合には、4の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで責任を負わない。

(a) 閉鎖及び小包の点検並びに事故の確認に關する規定を遵守した場合
(b) 当該小包に關する業務書類が正規の保存期間の満了によつて棄却された後に取調請求を受領したことを立証することができるとき。この(b)の規定は、請求者の権利を害するものではない。

3 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務において生じた場合には、条約第八十二條1の規定に基づいて運送料を受領する郵政庁は、差出人に支払われた賠償金の額を差出郵政庁に償還し、責任のある航空運送企業から当該賠償金の額を取り立てる。この場合において、条約第一

條6及びこの條の7の規定が適用される。差出郵政庁は、条約第八十二條2の規定に基づいて航空運送企業と運送料の決済を直接行う場合には、当該航空運送企業に対して賠償金の額の償還を請求する。

4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。もつとも、普通小包の場合において賠償金の額が六十フランを超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政庁を除き、差出郵政庁及び名あて郵政庁が平等に分担する。盗取又は損傷の生じていたことが名あて国(差出人への返送の場合には、差出人)に

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

三四六

において確認された場合には、名あて国(又は差出国)の郵政庁が次のことを証明するものとし、その証明がされたときは、他のいずれの關係郵政庁も、異議の申立てを受けることなく小包をその次の郵政庁に引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

(a) 小包の包装及び封かんに盗取又は損傷の明らかなる形跡がなかったこと。

(b) 価格表記小包については、差出しの際に確認された重量が変化していなかったこと。

(c) 開鎖した納箱により運送した小包については、納箱及びその封かんに異状がなかったこと。

第五十五条及び第三の規定により一括記入方式で運送される小包については、いずれの關係郵政庁も、責任の分担を拒む目的をもつて、開封に納められていた小包の個数が当該小包目録に記載された個数と相違していることを主張することができない。

5の一括記入方式による運送の場合には、關係郵政庁は、合意によつて定める特定の種類の小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について責任を分担することを取り決めることができる。

7 価格表記小包に関しては、郵政庁は、いかなる場合にも、自己の採用する価格表記の最高限度額を超えて他の郵政庁に対し責任を負うことはない。

8 郵政庁は、小包が不可抗力によつて亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その亡失、盗取又は損傷が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出郵政庁の双方が負担している場合に限り、差出郵政庁に対して責任を負う。

9 価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が、価格表記小包業務を行わない仲介郵政庁若しくは損害額よりも低い額の価格表

記の最高限度額を採用している仲介郵政庁の属する国の領域において又は当該仲介郵政庁の業務において生じた場合には、差出郵政庁は、条約第一条6及びこの条の7の規定により当該仲介郵政庁が負担をしない損害を負担する。

10 9の規定は、価格表記小包について定める責任を認めない締約国の郵政庁(第四十条2四)の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた場合にも、海路又は航空路による運送について適用する。

11 徴収が免除されなかった関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政庁が負担する。

12 賠償金を支払った郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権を有する場合には、当該賠償金の額を限度として、賠償金を受け取った者に代位する。

第四十三条 賠償金の支払

1 賠償金の支払及び料金の還付の義務は、差出郵政庁(第三十九条8の規定が適用される場合には、名あて郵政庁)が負う。もつとも、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。

2 賠償金の支払は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

3 賠償金の支払の義務を負う郵政庁が不可抗力による危険を負担することを承諾していない場合において、小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであるかないかが2に定める期間の満了の時に決定されないときは、当該支払の義務を負う郵政庁は、例外的に、2に定める賠償金の支払期限を六箇月延期することができる。

4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時まで次のいずれのことも行わなかった場合には、権利者に対し、当該運送に参加した郵政庁に代わつて賠償を行うこと

ができる。

問題を最終的に解決すること。

差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁に対し、亡失、盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであると思われる旨又は当該小包がその内容品の性質のために権限のある当局によつて保留され、没収され若しくは棄却され若しくは名あて国の法令に基づいて差し押さえられた旨を通知すること。

第四十四条 支払を行つた郵政庁に対する賠償金の償還

1 責任郵政庁又は第四十二条の規定により自己に代わつて支払がされたこととなる郵政庁は、前条の規定により支払を行つた郵政庁(この条において「支払郵政庁」という。)に対し、第三十九条3及び6に定める賠償金の額を限度として、権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の発送の日から起算して四箇月以内に行う。

2 二以上の郵政庁が第四十二条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る小包を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することのできない最初の郵政庁が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政庁に払い込む。当該最初の郵政庁は、他の各責任郵政庁から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。

3 貸方郵政庁に対する償還は、条約第十二条の支払に関する規則の定めるところにより行う。

4 差出郵政庁及び名あて郵政庁は、普通小包について生じた損害につき、権利者に支払を行わなければならない郵政庁が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。

5 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金は、当然のこととして、差引計算により、直接又は最初の継越郵政庁を通じて、責任郵政庁から取り立てることができる。最初

の継越郵政庁は、その次の郵政庁に対して貸方となり、このような手続は、支払われた金額が責任郵政庁の借方に記入されるまで順次繰り返される。この場合において、必要があるときは、計算書の作成に関するこの約定の施行規則の規定を適用する。

6 支払郵政庁は、賠償金の支払を行つた後直ちに責任郵政庁に対しその支払の日及び金額を通知する。支払郵政庁は、支払を行つた旨の通知の発送の日又は場合により前条4に定める期間が満了した日から起算して一年以内に限り、当該賠償金の償還を請求することができる。

7 責任のあることが正当に立証された郵政庁であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付随的な費用を負担する。

第四十五条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと先に認められた小包又は小包の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人(場合により受取人)に対し、支払われた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当該小包を受け取ることができない旨を通知する。三箇月以内に差出人(又は受取人)が小包を請求しない場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。

2 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに小包又は小包の一部分を受け取つた場合には、賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した郵政庁に返還する。

3 差出人及び受取人が小包を受け取ることを放棄した場合に限り、小包は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

4 第四十三条4に定める五箇月の期間の後に配達の実績が立証された場合において、支払つた賠償金を何らかの理由により差出人から回収することができないときは、賠償金は、仲介郵政庁又は名あて郵政庁が負担する。

5 価格表記小包が賠償金の支払の後に発見さ

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

れ、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人(第三十九条の八の規定が適用される場合には、受取人)は、当該価格表記小包の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付しなければならない。この場合において、第二十三条の規定による価格の詐欺表記に対する措置を適用することを妨げない。

第四編 郵政庁に帰属する割当料金及びその割当

第一章 割当料金

第四十六条 発送及び到着の陸路割当料金は、その国のため、一個ごとに、次の表に定める発送及び到着の陸路割当料金を課する。

重 量	級	発送及び到着の陸路割当料金(フラン)
一キログラムまで		四・〇〇
一キログラムを超え三キログラムまで		五・〇〇
三キログラムを超え五キログラムまで		六・〇〇
五キログラムを超え一〇キログラムまで		七・五〇
一〇キログラムを超え一五キログラムまで		九・〇〇
一五キログラムを超え二〇キログラムまで		一〇・〇〇

距離 段階	一キログラムまで	一キログラムを超え三キログラムまで	三キログラムを超え五キログラムまで	五キログラムを超え一〇キログラムまで	一〇キログラムを超え一五キログラムまで	一五キログラムを超え二〇キログラムまで
六〇〇キロメートルまで	〇・三〇	〇・八〇	一・四〇	二・六〇	四・二〇	五・八〇
六〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまで	〇・五〇	一・三〇	二・四〇	四・二〇	六・九〇	九・五〇
一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで	〇・八〇	二・〇〇	三・六〇	六・三〇	一〇・三〇	一四・二〇
二、〇〇〇キロメートルを超え三、〇〇〇キロメートルまで	〇・三〇	〇・七〇	一・三〇	二・三〇	三・八〇	五・二〇

もつとも、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、最後の二の重量級については、自己に帰属する発送及び到着の陸路割当料金を任意に定める権能を有する。

2 1の表に定める陸路割当料金は、差出国の郵政庁が負担する。ただし、この約定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

3 発送及び到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

第四十七条 陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

1 二の郵政庁の間又は同一国の二の郵便局の間で他の郵政庁の陸路業務によつて交換される小包に對しては、陸路運送に参加する業務の属する各国のため、次の表に定める陸路割当料金を課する。

陸路割当料金(フラン)

距離 段階	重 量	級
(a) 海里に よる表示	(b) キロメ ー表示(一海 里を一・八 キロメ ーと する換算に よる。)	
五〇〇海里 まで	九二六キロ メートルまで	(フラン) 〇・三〇
五〇〇海里 を超え一、〇〇 海里まで	九二六キロ メートルを超 え一、八五二 キロメー ー	(フラン) 〇・八〇
一、〇〇海里 を超え一、八五 二海里まで	一、八五二 キロメー ー	(フラン) 一・五〇
一、八五二海 里まで	一、八五二 キロメー ー	(フラン) 二・七〇
一、八五二海 里を超え二、七 〇海里まで	二、七〇海 里まで	(フラン) 四・三〇
二、七〇海里 を超え三、五 七〇海里まで	三、五七〇 海里まで	(フラン) 六・〇〇
三、五七〇海 里を超え四、四 〇海里まで	四、四〇海 里まで	(フラン) 八・四〇

2 1に規定する各国は、各小包につき、陸路し
を行う小包の運送路の加重平均距離に對する
距離段階の陸路割当料金を請求するこ
とができる。加重平均距離は、国際事務局が算
出する。

3 いずれかの港に到着しかつ当該いずれかの港
から発送される閉鎖及び開封小包に關し場合に
より倉庫に保管した後に仲介国の業務の行う陸
送(陸路区間のない陸路)については、1及び
2の規定を適用する。

4 航空小包については、陸路の仲介運送が行わ
れる場合にのみ仲介郵政庁の陸路割当料金を適
用する。

5 いずれかの国が、条約第三條の規定により、
自国の業務の関与なしに他国の運送業務に對し
自国の領域を通過することを認める場合には、
このようにして送達される小包については、当
該通過国の郵政庁に對し、陸路割当料金を割
金を割り当てない。

6 1の表に定める陸路割当料金は、差出国の郵
政庁が負担する。ただし、この約定がこの原則
に對する例外を定めている場合は、この限りで
ない。

第四十八条 発送及び到着の陸路割当料
金の引上げ又は引下げ

1 郵政庁は、第四十六条の規定にかかわら
ず、次のことを行う権能を有する。

2 海路割当料金は、利用される各海運業務につ
き、次の表に従つて算出する。

(a) 発送の陸路割当料金を、自己の業務の費用
と關係を有するように、任意に引き上げるこ
と及び、到着の陸路割当料金を下らないこと
を条件として、発送の陸路割当料金を任意に
引き下げる。

(b) 到着の陸路割当料金を引き上げ又は引き下
げること。引上げ率は、十キログラムまでの
各重量級については、第四十六条の表に定
める到着の陸路割当料金の四分の三を超える
ものであつてはならない。引下げ率は、当該
郵政庁が任意に決定することができる。

2 到着の陸路割当料金の1の規定による変更
は、一月一日に効力を生ずるものとし、同日の
三箇月前までに国際事務局に通告されなければ
ならず、通知がこの期限までにされなかつた場
合には、次の年の一月一日に効力を生ずる。当
該変更は、適用されるためには、効力発生の日
の二箇月前までに同事務局が關係郵政庁に通知
しなければならない。

第四十九条 海路割当料金

1 自国の業務が小包の海路運送に参加する各国
は、2の表に定める海路割当料金を請求するこ
とができる。これらの海路割当料金は、この約
定に別段の定めがある場合を除くほか、差出国
の郵政庁が負担する。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

三四八

一、〇〇 海里を 超え三、 七〇 キロメ ートル まで	二、〇〇 海里を 超え五、 五〇 キロメ ートル まで	三、〇〇 海里を 超え七、 四〇 キロメ ートル まで	四、〇〇 海里を 超え九、 二〇 キロメ ートル まで	五、〇〇 海里を 超え一、 一〇 キロメ ートル まで	六、〇〇 海里を 超え一、 九六 キロメ ートル まで	七、〇〇 海里を 超え二、 七〇 キロメ ートル まで	八、〇〇 海里を 超え三、 五〇 キロメ ートル まで	九、〇〇 海里を 超え四、 三〇 キロメ ートル まで	一〇、〇〇 海里を 超え五、 一〇 キロメ ートル まで
〇・六〇	〇・七〇	〇・八〇	〇・九〇	一・〇〇	一・一〇	一・二〇	一・三〇	一・四〇	一・五〇
一・五〇	一・八〇	二・一〇	二・三〇	二・五〇	二・七〇	二・八〇	三・〇〇	三・二〇	三・四〇
二・七〇	三・三〇	三・七〇	四・一〇	四・五〇	四・八〇	五・一〇	五・四〇	五・七〇	六・〇〇
四・八〇	五・八〇	六・六〇	七・四〇	八・〇〇	八・五〇	九・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一〇・五〇
七・八〇	九・四〇	一〇・八〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一三・九〇	一四・七〇	一五・五〇	一六・三〇	一七・一〇
一〇・八〇	一二・三〇	一四・九〇	一六・六〇	一八・〇〇	一九・二〇	二〇・三〇	二一・四〇	二二・五〇	二三・六〇

3 二国間で適用される海路割当料金の額を決定するために使用する距離段階は、必要があるときは、両国の港の間で運送される閉袋の重量に従って決定される加重平均距離を基礎として算出する。

4 同一国の二の港の間の海路運送については、当該同一国の郵政庁が当該小包につき既に陸路運送に対する報酬を受領している場合には、2の表に定める海路割当料金を課することができない。

5 航空小包については、海路の仲介運送が行われる場合にのみ仲介郵政庁又は仲介業務の海路割当料金を適用する。この5の規定の適用上、差出国又は名あて国の行う海運業務は、仲介業務とみなす。

第五十条 海路割当料金の引上げ又は引下げ

1 郵政庁は、前条2の表に定める海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権能を有する。郵政庁は、任意に、海路割当料金を引き下げることができる。

2 1に規定する引上げ及び引下げは、第四十八条2に定める要件に従って行う。

3 1に規定する引上げは、海路運送を行う業務の属する国から発する小包についても適用する。この義務は、いづれかの国と当該いづれかの国が国際関係処理する地域との間又はこれらの地域の間においては、適用しない。

第五十一条 送達線路の予測不能の変更に伴う新たな割当料金の適用

郵政庁は、不可抗力又は他の予測不能の事情により、陸路又は海路による運送に係る追加の費用を生じさせる新たな送達線路を自国内で差し出される小包の運送に利用しなければならぬ場合には、自国経由の継続しにより小包閉袋又は開袋小包を運送する他のすべての郵政庁に対し、その旨を直ちに電信によつて通知する。仲介を行う当該郵政庁は、その通知の発送の日後五日目の日から、新たな運送路に係る陸路及び海路の割当料金を差出郵政庁に対する勘定に含めることができる。

第五十二条 航空運送料の基本料金率及び計算

1 航空運送に関する勘定の郵政庁間の決済について適用する基本料金率は、総重量一キログラム

ム距離一キロメートルごとに最高限千分の一・七四フランとする。キログラムの端数については、基本料金率を比例的に適用する。

2 航空小包閉袋の航空運送料は、1に定める基本料金率、条約の施行規則第二百九条1(b)の航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量により計算する。

3 開袋継続航空小包の航空運送について仲介郵政庁に支払う運送料は、原則として1に定めるところに準じて計算する。この場合において、使用する重量の単位は、各名あて国につき二分の一キログラムとし、当該小包の名あて国の領域が二以上の寄港地を有する線路によつて連絡されているときは、運送料は、各寄港地において取り卸す開袋継続航空小包の重量に従って決定される加重平均料金率を基礎として計算する。支払われる運送料は、小包一個ごとに計算するものとし、各小包の重量については、二分の一キログラムごとに端数を切り上げる。

4 自国内で航空小包の航空運送を行う名あて郵政庁は、当該航空運送に係る運送料の償還を請求する権利を有する。当該運送料は、外国から到着するすべての航空閉袋につき、当該航空閉袋に包有されていた小包が航空路によつて運送されるか継続されないかを問わず、均一とする。

5 4の運送料は、一国にあてたすべての航空小包につき、当該名あて国における航空小包の航空運送のための実際の支払料金率(1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない。)及び内国航空線路網において国際業務の航空小包に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する単一料金として定める。当該加重平均距離は、名あて国に到着するすべての航空小包閉袋(名あて国内で航空路によつて運送されない航空小包を含む。)の総重量

に従つて決定する。

6 第四十八條2の規定は、4の運送料の償還を請求する権利を行使する場合においても適用があるものとする。

7 二以上の異なる航空業務によつて引き続き運送される航空小包の同一空港における積換えは、無報酬で行う。

8 次の運送については、繰越しの陸路割当料金を課さない。

(a) 同一都市の二の空港の間における航空開袋の積換運送

(b) 航空開袋の運送のためのいずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における当該航空開袋の往路及び復路の運送

第五十三條 亡失し又は損傷した航空小包の航空運送料

航空小包が航空機の事故その他航空運送企業が責任を負ふこととなる事由によつて亡失し又は損傷した場合には、差出郵政庁は、利用した線路の行程のいずれの部分についても、当該航空小包の航空運送料の支払を免除される。

第五十四條 到着の例外的割当料金

郵政庁は、第四十八條2の規定に従ふことを条件として、自国の郵便局に到着する小包一個につき最高限一フランの到着の例外的割当料金を適用する権能を有する。

第二章 割当料金の割当て

第五十五條 一般原則

1 割当料金は、原則として小包一個ごとに關係郵政庁に割り当てる。

2 もつとも、差出郵政庁は、開袋運送の場合には、重量級ごとに一括して割当料金を割り当て

ることにつき、名あて郵政庁と取決めを行うことができる。

3 差出郵政庁は、また、開袋運送の場合には、陸路及び海路の割当料金に基づき小包の個数又は開袋のキログラムによる総重量に従つて算出する金額を名あて郵政庁及び場合により仲介郵政庁に割り当てることにつき、これらの郵政庁と取決めを行うことができる。

第五十六條 業務小包及び捕虜・被抑留者小包

業務小包及び捕虜・被抑留者小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

第五編 雜則

第五十七條 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのない事項について適用し又は準用する。

第五十八條 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認

1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならない。

2 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) 規定の追加又はこの約定及びこの約定の最

終議定書の諸条若しくはこの約定の施行規則第五十一條の規定の実質的な改正に関する議案については、投票の総数

(b) この約定の施行規則の規定(第百五十一條の規定を除く。)の実質的な改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(c) 次の議案については、投票の過半数

一 この約定並びにこの約定の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第三十二條に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案

二 一に規定する文書の規定の編集上の改正に関する議案

3 連合加盟国が大会議から大会議までの間にこの約定への加入の希望を表明し、第五十四條の規定により認められるよりも高い到着の例外的割当料金を適用する権能を請求する場合には、国際事務局は、この約定の署名国であるすべての加盟国にその請求を通知する。これらの加盟国のうちその三分の一を超えものが六箇月以内に当該請求に対して反対を表明しない場合には、当該請求は、認められたものとされる。

第五十九條 締約国でない国から発し又はこれらの国に於てた小包

1 締約国の郵政庁であつて締約国でない国の郵政庁と小包の交換を行うものは、当該締約国でない国の郵政庁の反対がない限り、すべての締約国の郵便局を利用することを認める。

2 締約国でない国から発し又はこれらの国に於てた小包は、締約国の陸運業務、海運業務又は航空業務による繰越しについては、陸路及び海路の割当料金並びに航空運送料に関する限り、

締約国間で交換される小包とみなす。損害が締約国の業務において生じたことが立証され、かつ、賠償金が締約国内で差出人(第三十九條8の規定が適用される場合には、受取人)に支払われる場合の責任に関しても、同様とする。

第六編 最終規定

第六十條 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百八十一年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

小包郵便物に関する約定の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された小包郵便物に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 例外的陸路割当料金

次の第一表及び第二表に掲げる郵政庁は、暫定的に次の料金を課することができる。

(a) 第一表に規定する到着の例外的割当料金。この割当料金は、約定第五十四條に規定する到着の例外的割当料金に代わる。

(b) 第二表に規定する繰越しの例外的陸路割当料金。この割当料金は、約定第四十七條1の表の繰越しの陸路割当料金に加算する。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

第一表 到着の例外的割当料金

番号	課する郵政庁	小包一個ごとの 最高限度額(フラン)	備	考
1	アフガニスタン	備考欄(1)に定 める。	(1) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 三・五〇 四・〇〇 四・七五 七・〇〇
2	アルバニア	一・〇〇	(2) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 二・〇〇 三・五〇 四・五〇 六・〇〇
3	アルジェリア	備考欄(2)に定 める。	一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包	八・〇〇 一〇・〇〇
4	ドイツ連邦共和 国	五・〇〇	(3) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 三・五〇 四・〇〇 四・五〇 五・五〇
5	アンゴラ	備考欄(3)に定 める。	次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 一・〇〇 一・五〇 二・〇〇 二・五〇
6	アルゼンティン	五・〇〇	(4) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包	フラン 一・〇〇 一・二五
7	オーストラリア	備考欄(4)に定 める。	一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包	一・二五
8	パハマ	備考欄(5)に定 める。	(5) 次の額を最高限度額とすることが できる。 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	二・五〇 五・〇〇 フラン 二・五〇 三・〇〇 三・五〇 四・五〇
9	バハレーン	備考欄(6)に定 める。	(6) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 一・五〇 三・〇〇 五・〇〇 六・〇〇
10	バングラデシュ	備考欄(7)に定 める。	(7) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 二・〇〇 六・〇〇 九・〇〇
11	バルバドス	備考欄(8)に定 める。	(8) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	フラン 三・〇〇 三・五〇 五・〇〇 三・五〇
12	ベルギー	五・〇〇	(9) 次の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包	フラン 一・五〇 二・〇〇
13	ベナン	備考欄(9)に定 める。	一キログラムを超え五キロ グラムまでの小包	二・〇〇

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

20 19	18	17 16	15 14
ブラジル ブルガリア	ボツワナ	ビルマ ポリヴィア	ブータン 白ロシア
一五・〇〇 五・〇〇	備考欄(四)に定 める。	〇・七五 備考欄(四)に定 める。	四・〇〇 備考欄(四)に定 める。
(12) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 四・五〇 六・〇〇 八・二五 九・七五 一二・五〇 一五・〇〇	(11) 次の額を最高限度額とすることができる。 五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 二・〇〇 三・五〇 五・〇〇	(10) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 一・二〇 一五・〇〇 一八・〇〇 二二・〇〇 二八・〇〇 三五・〇〇	(10) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 一・二〇 五・〇〇 三・〇〇 四・〇〇 五・〇〇
24	23	22	21
中華人民共和国	チリ	中央アフリカ	カメルーン
備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。
(10) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 フラン 三・〇〇 五・二五 六・五〇 八・九〇	(10) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 六・〇〇 八・〇〇 一〇・〇〇 一二・〇〇 一五・〇〇 二〇・〇〇	(14) 次の額を最高限度額とすることができる。 三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 二・二五 四・五〇 六・〇〇 九・七五 一三・五〇	(10) 次の額を最高限度額とすることができる。 三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 フラン 一・五〇 二・〇〇 二・五〇 五・〇〇 六・五〇

[illegible]

昭和五十六年四月十七日

参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

42 41	40	39 38	37
フィンランド フランス	フィジー	スペイン エチオピア	エクアドル
五・〇〇 備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	五・〇〇 備考欄に定 める。	備考欄に定 める。
例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 五・〇〇 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 四・〇〇	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 四・〇〇	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・六〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 八・四〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一二・四五 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一六・九五	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 五・〇〇 一キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 七・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 九・〇〇
46	45	44	43
英国及びその海 外領土	ガーナ	ガンビア	ガボン
備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。
例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 六・五〇	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 六・五〇	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・三五 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・一五 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 二・二五	例 次の額を最高限度額とすることができ る。 一キログラムまでの小包 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・一〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・六〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 四・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 五・五〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 八・〇〇

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

56 55 54 53				52 51		50 49		48 47	
和 国 ホンデラス共 インド インドネシア イラン				ハイティ 上ヴォルタ		グアテマラ ガイアナ		ギリシャ グレナダ	
五・〇〇 六・〇〇 五・〇〇 備考欄に定 める。				〇・五〇 備考欄に定 める。		〇・七五 備考欄に定 める。		五・〇〇 備考欄に定 める。	
⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン				⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 一・七五 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 四・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 八・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一二・七五 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一六・五〇		⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 一・八〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・七〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 三・一〇		⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 五・八〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 七・二〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 九・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇・五五	
62 61				60 59 58		57			
イタリ ア ジャマイ カ				アイルラ ンド アイスラ ンド イスラエ ル		イラク			
五・〇〇 備考欄に定 める。				五・〇〇 五・〇〇 備考欄に定 める。		備考欄に定 める。			
⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇				⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 四・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 六・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 九・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一二・七五 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一六・五〇		⑧ 次 次 の額を最高限度額とすることが できる。 一キログラムまでの小包 一・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 六・五〇			

二五五

[illegible]

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

73	74	75	76
モーリシアス	モリタニア	モナコ	モザンビーク
備考欄に定める。	備考欄に定める。	備考欄に定める。	備考欄に定める。
④ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 五・〇〇 一キログラムまでの小包 四・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 六・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 九・〇〇 次の額を最高限度額とすることができる。	④ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 二・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 三・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 八・〇〇 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一二・〇〇 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 一六・〇〇 次の額を最高限度額とすることができる。	④ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 五・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 六・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 八・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一〇・〇〇 次の額を最高限度額とすることができる。	⑤ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 四・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 七・〇〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 八・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一〇・〇〇 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一二・〇〇
77	78 79	80	81 82
ネパール	ニカラグア ニジエール	ナイジェリア	ノールウェー ニュー・ジール ンド
備考欄に定める。	六・〇〇 備考欄に定める。	備考欄に定める。	一〇・〇〇 備考欄に定める。
⑤ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 一・五〇 一キログラムまでの小包 二・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 四・〇〇	⑤ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 一・七五 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 四・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 八・〇〇 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一二・七五 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 一六・五〇 次の額を最高限度額とすることができる。	⑤ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 一・二五 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 一・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 一・七五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一・一〇	⑤ 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 次の額を最高限度額とすることができる。 フラン 二・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 二・五五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 三・六〇

三五六

[illegible]

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

三五八

105	104	103	102	101	100	99	98
タンザニア連合 共和国	シリア・アラブ 共和国	スリ・ランカ スウェーデン スワジランド			ソマリア スーダン		シンガポール
備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。
64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 二・五〇 フラン	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 二・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 六・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 八・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 七・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 九・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一・八〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・七〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 三・一〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一・八〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・七〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 三・一〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 七・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 九・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 四・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 六・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 八・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 四・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 六・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 八・〇〇
111	110	109	108	107	106		
トルコ	トリニダード・ トバゴ	トーゴ	ヴァチカン タイ	コスロ	チャード		
備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。	備考欄に定 める。		
64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 六・五〇 フラン	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 六・五〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 六・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 七・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 六・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 七・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 六・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 七・〇〇	64 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 三・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 五・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 八・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一四・五〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一八・〇〇		

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

117 116 115			114	113	112
ヴェネズエラ ヴァイエトナム イエメン・アラ ブ共和国			ウルグアイ	ソヴィエト社会 主義共和国連邦	ウクライナ
五・〇〇 五・〇〇 備考欄(四)に定 める。			備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。
(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包			(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包	(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包	(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包
一キログラムまでの小包 五・〇〇 フラン			一・五〇 フラン	二・〇〇 フラン	二・〇〇 フラン
121			120 119	118	
ザンビア			ヴァイ ボー スラ ザイル	イエメン民主 共和国	
備考欄(四)に定 める。			備考欄(四)に定 める。	備考欄(四)に定 める。	
(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包			(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	(四) 次の額を最高限度額とすることができる。 一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	
一・〇〇 フラン			四・〇〇 フラン	三・五〇 フラン	七・〇〇
五・〇〇			五・五〇	六・五〇	八・〇〇
一・〇〇			一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
八・〇〇			五・〇〇	六・〇〇	九・〇〇
七・〇〇			五・〇〇	五・〇〇	一三・〇〇
五・〇〇			一六・〇〇	一〇・〇〇	一六・〇〇
三・五〇			一〇・〇〇	五・〇〇	一〇・〇〇
二・五〇			五・〇〇	四・〇〇	五・〇〇
二・〇〇			四・〇〇	三・五〇	四・〇〇
一・五〇			三・五〇	三・〇〇	三・五〇
一・〇〇			三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
五・〇〇			二・五〇	二・〇〇	二・五〇
六・五〇			二・〇〇	一・五〇	二・〇〇
三・五〇			一・五〇	一・〇〇	一・五〇
二・五〇			一・〇〇	〇・五〇	一・〇〇
二・〇〇			〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
一・五〇			〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
一・〇〇			〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定

第二表 経越しの例外的陸路割当料金

番 号	課する郵政庁	次の重量級の小包についての陸路割当料金(フラン)
1	アフガニスタン	一・五〇
2	アルゼンティン	二・〇〇
3	オーストラリア	一・二〇
4	バハマ	二・二五
5	バレーン	一・八〇
6	バングラデシュ	二・五〇
7	バルバドス(注1)	二・七五
8	ベルギー(注1)	二・四〇
9	ベナン	一・五〇
10	ビルマ	一・六〇
11	ボリヴィア	一・二〇
12	ボツワナ(注1)	一・四〇
13	ブラジル	二・〇〇
14	中央アフリカ	二・六〇
15	チリ(注2)	二・〇〇
16	中華人民共和国	四・〇〇
17	サイプレス	二・五〇
18	コンゴ人民共和国	三・五〇
19	象牙海岸共和国	二・五〇
20	エジプト	二・〇〇
21	エル・サルヴァドル	二・〇〇
22	アラブ首長国連邦	一・七〇
23	エクアドル	三・〇〇
24	フランス	一・〇〇
25	ガンビア	一・七〇
26	英国及びその海外領土(注1)	九・二〇
27	グレナダ(注1)	一・五〇
28	ガイアナ(注1)	一・〇〇
29	インド	一・八〇
30	イラン	一・八〇
31	イラク	一・二〇
32	ジャマイカ	二・〇〇
33	ケニア(注1)	三・五〇
34	マダガスカル	三・五〇
35	マレーシア	一・〇〇
36	マラウイ(注1)	一・〇〇
37	マルタ(注1)	一・〇〇
38	モリシヤス	一・七〇
39	ネパール	一・五〇
40	ナイジェリア	一・五〇
41	オマーン	三・五〇
42	ウガンダ(注1)	三・五〇
43	パキスタン	二・〇〇
44	パナマ共和国	一・五〇
45	パプア・ニューギニア(注1)	〇・四五
46	ペルー	一・〇〇
47	カタール	一・二〇
48	セイシェル(注1)	一・五〇
49	シエラ・レオネ	一・四〇
50	シンガポール	一・〇〇
51	スーダン	一・〇〇
52	スリ・ランカ	三・五〇
53	タンザニア連合共和国(注1)	三・五〇
54	タイ	二・五〇
55	トリニダード・トバゴ	二・五〇
56	トルコ	二・五〇
57	ヴェネズエラ	一・五〇
58	イエメン民主人民共和国(注1)	一・四〇
59	ザンビア(注1)	一・八〇
60	アンデス横断鉄道によつて運送される小包に限る。	一・八〇
61	青海・チベット間の自動車業務によつて運送される小包に限る。	一・八〇

注1 表に掲げる額は、最高限度額とする。
注2 アンデス横断鉄道によつて運送される小包に限る。
注3 青海・チベット間の自動車業務によつて運送される小包に限る。

第二条 継続小包の運送路の加重平均距離

約定第四十七条2後段の規定は、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、キューバ共和国、ハンガリー人民共和国、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア社会主義共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦については、これらの国が請求する場合に限り、適用する。

第三条 海路割当料金

オーストラリア、バハマ国、バレーン国、バルバドス、コモロ連邦回教共和国、ジブティ共和国、アラブ首長国連邦、フランス、ガンビア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、イタリア、ジャマイカ、日本国、ケニア共和国、マレーシア、マダガスカル民主共和国、マルタ、モリシヤス、ナイジェリア連邦共和国、オマーン国、ウガンダ、パキスタン、パプア・ニューギニア、カタール国、セイシェル共和国、シエラ・レオネ共和国、シンガポール、タンザニア連合共和国、タイ、トリニダード・トバゴ共和国、イエメン民主人民共和国及びザンビア共和国は、約定第四十九条及び第

五十条の規定による海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。

第四条 追加割当料金

1 コルシカ、フランスの海外県及び海外領土並びにマイヨットにあつた小包であつて平面路又は航空路によつて送達されるものに対しては、フランスの到着の陸路割当料金に等しい額を最高限度とする到着の陸路割当料金を課する。これらの小包がフランス本土を経由して送達される場合には、更に次の追加の割当料金及び運送料を課する。

(a) 平面路小包

一 フランスの継続しの陸路割当料金
二 フランス本土とコルシカ、海外県、海外領土及びマイヨットとの間の海路の距離段階に対応するフランスの海路割当料金
(b) 航空小包
フランス本土とコルシカ、海外県、海外領土及びマイヨットとの間の航空郵便距離に対応する航空運送料

2 ポルトガルの郵政庁は、ポルトガル本土とマデイラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個ごとに最高限三フラン五十サンチムの追加割当料金を課する権能を有する。
3 イラク・シリア砂漠横断自動車業務によつて運送される小包に対しては、次の表に定める特別追加割当料金を課する。

重 量	級	追加割当料金 (フラン)
一キログラムまで		〇・五〇
一キログラムを超え三キログラムまで		一・五〇
三キログラムを超え五キログラムまで		二・五〇
五キログラムを超え一〇キログラムまで		五・〇〇
一〇キログラムを超え一五キログラムまで		七・五〇
一五キログラムを超え二〇キログラムまで		一〇・〇〇

4 エジプト・アラブ共和国及びスーダン民主共和国の郵政庁は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)との間でナセル湖を経由して継続運送される小包に対しては、約定第四十七条1の表に定める継続しの陸路割当料金に加えて一個ごとに二十サンチムの追加割当料金を課することができる。

5 デンマークを経由してフェロー諸島に送達される小包に対しては、次の追加割当料金を課する。
(a) 平面路小包
一 デンマークの継続しの陸路割当料金
二 デンマークとフェロー諸島との間の距離段階に対応するデンマークの海路割当料金
(b) 航空小包
デンマークとフェロー諸島との間の航空郵便距離に対応する航空運送料

6 チリの郵政庁は、イースター島にあつた小包に対しては、一キログラムごとに最高限八フラン

ンの追加割当料金を課することができる。

第五条 特別料金率

1 バングラデシュ人民共和国、パキスタン及びヴェネズエラ共和国の郵政庁は、一キログラムを超え三キログラムまでの小包につき、三キログラムを超え五キログラムまでの小包について適用する料金を徴収することができる。

2 ベルギー及びフランスの郵政庁は、航空小包に対し、約定第四十六条から第四十八条まで並びにこの最終議定書の第一条第一表12(ベルギー)及び42(フランス)に規定する陸路割当料金(引上げ額を含む。)の二倍の額の割当料金を課する権能を有する。

第六条 追加料金

その郵政庁が内国制度において約定に定める額を超える追加料金を徴収している署名国は、当該追加料金の全額を取得する限り、国際業務において内国制度における料金を適用することができる。

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 小包郵便物に関する約定 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

三六二

第七条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

エル・サルヴァドル共和国、エクアドル共和国、パナマ共和国及びヴェネズエラ共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、約定第三十七条の規定にかかわらず、その返送をしないことを認められる。

第八条 責任の原則に対する例外

イラク共和国、スーダン民主共和国、イエメン民主人民共和国及びザイル共和国は、自国においてたいていどの国から発せられた小包であつて液体、液化しやすい物並びにガラス製品及びこれと同様の弱い弱な物品を包有するものの損傷については、約定第三十九条の規定にかかわらず、賠償金を支払わないことを認められる。

第九条 損害賠償

1 バハマ国、バルバドス、ボリヴィア共和国、ボツワナ共和国、フィジー、ガンビア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係処理する海外領土であつてその法令が約定第三十九条の規定に合致しないもの、グレナダ、ガイアナ、ケニア共和国、レソト王国、マラウイ、マルタ、モリリシア、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、オマーン国、ウガンダ、バプア・ニューギニア、ルーマニア社会主義共和国、セイシユル共和国、シエラ・レオーネ共和国、スワジランド

王国、トリニダード・トバゴ共和国及びザンビア共和国は、自国の業務において亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した価格表記とされない小包については、同条の規定にかかわらず、損害に係る賠償金を支払わない権能を有する。

2 ブラジル連邦共和国の郵政庁は、損傷の場合の責任(約定第四十条に規定する責任を含む。)については、約定第三十九条の規定を適用しないことを認められる。

第十条 郵政庁の免責

ネパールの郵政庁は、約定第四十条1(b)の規定を適用しないことを認められる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、その規定が約定中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定 万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3の

規定の適用があることを条件として、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 この約定の目的

この約定は、締約国が相互間で実施することを合意する郵便為替(以下「為替」という。)の交換及び郵便旅行小為替の業務を規律する。

第二編 為替

第一章 総則

第二条 交換方式

1 為替は、郵便によつて、又は為替電報が関係国の間で取り扱われている場合には電信によつて交換することができる。

2 郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録によつて行うことができる。為替は、カードによる場合には「カード式為替」といい、目録による場合には「目録式為替」という。為替は、磁気テープその他の媒体であつて郵政庁間で合意するものによつても名あて国に送付することができる。名あて郵政庁は、振り出された為替を表示するため内国業務の用紙を使用することができる。磁気テープその他の媒体による交換の条件は、関係郵政庁の間の特別の取決めにより定める。

3 電信による交換は、カード式電信為替又は目録式電信為替によつて行うことができるものとす。これらの為替は、「電信為替」という。

第二章 為替の振出し

第三条 通貨及び換算

1 為替の金額は、特別の合意がない限り、払渡国の通貨をもつて表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第四条 振出しの最高限度額

1 為替一口の金額は、五千フランに相当する額を超えることができない。もつとも、各郵政庁は、この額よりも低い最高限度額を定める権能を有する。

2 第七条の為替については、例外的に、最高限度額を定めない。

第五条 為替金の払込み及び受領証

1 各郵政庁は、為替の差出人が為替金を払い込む方法を定める。

2 受領証は、これに為替の番号を記載して、為替金の払込みの際に無料で差出人に交付する。

第六条 料金

1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を自由に定める。この料金の額は、三十フランを超えない。

2 振出郵政庁は、特別の取扱(払渡通知、別配達による払渡し等)の請求が行われた場合には、当該取扱に係る料金を1の規定による主要な料金に加える。

3 締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換する為替に対しては、仲介を行う

国の郵政庁は、為替の金額の四分の一パーセントに相当する額の比例的な料金（ただし、最低限一フラン五十サンチームとし、最高限三フランとする。）を追加して課することができるとし、当該料金は、為替の金額から控除する。もつとも、当該料金は、関係郵政庁が合意する場合においては、差出人から徴収して当該仲介を行う国の郵政庁に支払うことができる。

第七条 料金の免除

条約第十五条に定める条件を満たす郵便業務の事務用為替については、料金を免除する。

第八条 電信為替の振出しに関する特別規定

1 国際電気通信条約に附属する電信規則は、電信為替について適用する。

2 電信為替の差出人は、郵便料金のほかに、電話料（受取人にあてた通信文の電報料を含む。）を納付する。

第三章 公衆に認められる権利に関する事項

項

第九条 払渡済通知、別配達、本人払及び受取人にあてた通信文

1 為替の差出人は、払渡済通知を受けることを請求することができる。条約第四十八条1の規定は、払渡済通知について準用する。

2 差出人は、最初の払渡済通知が通常の期間内に自己に到着しなかつた場合には、所定の料金を納付して再び払渡済通知を受けることを請求することができる。払渡済通知の二度目の請求が行われたが当該請求前に為替金が払渡済みとなつていたときは、徴収した料金は、差出人に還付する。

3 第十六条の規定が適用されることを条件として、為替の差出人は、為替金が為替の到着の後直ちに別配達により住所において払い渡されることを請求することができる。この場合には、条約第三十二条の規定を準用する。

第十条 取戻し及びあて名変更

4 本人払を認める国との間では、為替の差出人は、払渡しを受取人本人に対して直接かつ受取人本人の受領証と引換えにのみ行われることを、用紙に記載して請求することができる。この場合には、差出人は、条約第二十四条1の表(b)の料金と同額の特別料金を納付する。

5 差出人は、通知票の裏面に為替の受取人にあてた通信文を記載することができる。目録式為替については、参照事項に限って認められる。

第十一条 転送

為替の差出人は、為替証書又は為替金が受取人に交付されていらない限り、条約第三十三条に定める条件に従い、為替を取り戻し、又はそのあて名を変更することができる。

第十二条 裏書

1 為替は、受取人の住所変更の場合には、転送国と新たな名あて国との間における為替業務の取扱範囲内で、差出人又は受取人の請求に応じ郵便又は電信によつて転送することができる。

この場合には、条約第三十四条1から3までの規定を準用する。

2 カード式為替（カード式電信為替を含む。）の郵便による転送は、新たな名あて国が振出国との間でこの約定に基づくカード式為替の交換を行つて行っている場合には、料金の徴収及び新たな為替証書の発行をすることなく行ふ。

3 2の場合以外の場合には、転送は、新たな為替によつて行ふものとし、その料金（電報料を含む。）は、転送が請求された為替の金額から控除する。

4 転送の場合における留め置き料及び別配達の補充料金については、条約第三十四条6の規定を準用する。

第十三条 有効期間及び日付認証

1 為替証書の有効期間は、次のとおりとする。
(a) 原則として、振出しの月の翌月の末日までの期間
(b) 関係郵政庁の間の合意がある場合には、振出しの月の後三箇月目の月の末日までの期間

第十四条 為替金の払渡し

2 カード式為替証書については、1に定める有効期間の満了後は、振出郵政庁の指定する部局が払渡局の請求に応じて与える日付認証がない限り、為替金を払い渡さない。目録式為替証書については、日付認証を与えない。

3 日付認証を受けたカード式為替証書は、日付認証を受けた日から新たな効力を付与されるものとし、その有効期間は、当該日付認証を受けた日に発行される為替証書の有効期間と同一とする。

4 有効期間の満了前に払渡しをしなかつたことが業務上の過失によるものでない場合には、条約第二十四条1の表(b)の料金と同額の「日付認証料」と称する料金を徴収することができる。

第十五条 為替金の払渡しの一般的規則
1 為替金の払渡しは、払渡国の規則の定めるところにより行ふ。

2 為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。もつとも、為替金は、相手国の郵政庁との間の特別の取決めに従い、他の通貨で払い渡

1 同一差出人が同一受取人にあてて同一日に二口以上の為替を振り出した場合において、その金額の合計額が払渡郵政庁の採用する最高限度額を超えるときは、払渡郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額が当該最高限度額を超えないように、為替金の分割払をすることができる。

第十六条 為替金の払渡し

1 為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。もつとも、為替金は、相手国の郵政庁との間の特別の取決めに従い、他の通貨で払い渡

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

すこともできる。

3 払渡しは、払渡郵政庁の規則の定めるところにより、郵便振替口座への払込みによつて有効に行うことができる。

4 払渡郵政庁は、自国の法令により必要とされる場合には、関係郵政庁に通知した上で、為替金につき、貨幣単位の端数を切り捨て、又は貨幣単位若しくは十分の一貨幣単位の端数を特定の方法により切り上げ若しくは切り捨ててる権能を有する。

第十六条 別配達

差出人が別配達による払渡しを請求した場合に、払渡郵政庁は、自己の規則に定めがある限り、為替金、為替証書又は為替の到着通知書を別配達によつて交付する権能を有する。

第十七条 受取人から徴収する料金

次の料金は、受取人から徴収することができる。

(a) 住所において払渡しをする場合には、居室払料

(b) 第二十条の払渡承認料

(c) 第十三条の目付認証料

(d) 為替証書が留め置きとされている場合には、条約第二十四条の表(e)の料金

第十八条 電信為替の為替金の払渡しに

関する特別規定

1 電信為替の交付は、第十六条の別配達の方法によつて行う。

2 払渡郵政庁は、別配達により住所において為替金を払い渡す場合には、特別の料金を徴収することができる。

3 到着通知書又は為替証書は、無料で受取人に交付する。もつとも、受取人の住所が払渡局の配達区域外にある場合には、受取人から別配達による交付の料金を徴収することができる。

第五章 払渡不能の為替金及び払渡しの承認

第十九条 払渡不能の為替金

1 受取りを拒絶された為替、受取人が不明の為替又は受取人が名あて地を示さないで出発し、若しくは転送することのできない国に向かつて出発した場合における当該受取人に係る為替は、直ちに振出郵政庁に返送する。

2 有効期間内に払渡しの請求がされなかつた為替は、有効期間の満了後直ちに、又は為替証書が受取人に交付されていた場合には当該為替証書が払渡局に提出された後直ちに、返送する。

3 何らかの理由により払渡不能となつた為替金は、差出人に払い戻す。

4 条約第三十四条の規定は、留め置き料及び別配達の補充料金について準用する。

第二十条 払渡しの承認

1 カード式為替証書が為替金の払渡しの前に亡失し又は損傷した場合には、差出人又は受取人の請求に応じ、振出郵政庁の交付する払渡承認書をもつてこれに代えることができる。

2 差出人が為替金の払戻しを請求し、かつ、受取人がその払渡しを請求した場合には、次の者のために払渡承認書を作成する。

(a) 請求が為替証書又は到着通知書を受取人に交付する前に行われた場合にあっては、差出人

(b) 請求が為替証書又は到着通知書を交付した後に行われた場合にあっては、受取人

3 払渡承認書は、振出局の責めに帰せられる換算の誤りのために受取人に対する追加の払渡しが必要となつた場合にも、交付する。

4 払渡承認書の有効期間は、払渡承認書と同じ日に発行される為替証書の有効期間と同一とする。

5 業務上の過失がなかつた場合には、差出人又は受取人から条約第二十四条の表(e)の料金と同額の「払渡承認料」と称する料金を徴収することができる。ただし、取調請求又は払渡済通知につき既に料金を徴収している場合は、この限りでない。

第二十一条 時効にかかつた為替

時効期間の満了前に請求されなかつた為替金は、最終的に振出国の郵政庁に帰属する。時効期間は、振出国の法令により定める。

第六章 責任

第二十二条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで、払い込まれた金額について責任を負う。

2 1の責任には、換算の誤り及び電信による送達の際についての責任を含む。

3 郵政庁は、為替の送達及び為替金の払渡しにおいて生ずる遅延については、責任を負わない。

第二十三条 責任の原則に対する例外

郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。

(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が為替金の払渡しについて調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

(b) 第二十一条に規定する時効期間が満了した場合

(c) 為替金が正規に払い渡されていない旨の異議の申立てが条約第四十二条に規定する期間の満了後に行われた場合

第二十四条 責任の決定

1 2から5までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、振出郵政庁が負う。

2 払渡郵政庁が自己の規則により定める条件に従つて払い渡したことを立証することができない場合には、払渡郵政庁が責任を負う。

3 次の場合には、誤りの生じた国の郵政庁が責任を負う。

(a) 業務上の誤り(換算の誤りを含む。)があつた場合

(b) 振出国又は払渡国において電信による送達

の誤りがあつた場合

4 次の場合には、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に責任を負う。

(a) 誤りが双方の郵政庁の責めに帰せられる場合及び誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合

(b) 電信による送達の際に中継国において生じた場合

(c) 電信による送達の際に誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合

5 次の場合には、それぞれ次の郵政庁が責任を負う。ただし、2の規定が適用されるときは、この限りでない。

(a) 虚偽の為替について為替金が払い渡された場合には、当該為替が業務に受け入れられた領域の属する国の郵政庁

(b) 金額を偽つて高額に改変した為替について為替金が払い渡された場合には、改変が行われた国の郵政庁。もつとも、改変が行われた国の約定に基づく為替業務に参加していない中継国において行われ、かつ、被書額を回収することができないときは、損害は、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に分担する。

1 請求人に為替金債務を弁済する義務は、受取人に為替金を払い渡す場合には払渡郵政庁が負い、差出人に為替金を払い戻す場合には振出郵政庁が負う。

第二十五条 為替金債務の弁済及び求償

政庁が負う。

2 弁済される金額は、理由のいかんを問わず、払い込まれた金額を超えることができない。

3 請求人に為替金債務を弁済した郵政庁は、正規でない払渡しについて責任を負う郵政庁に対し求償権を有する。

4 最後に為替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、差出人、受取人又は第三者に対し求償権を有する。

第二十六条 弁済期限

1 請求人に対する為替金債務の弁済は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

2 前条1の規定に基づき請求人に為替金債務を弁済する義務を負う郵政庁は、事案の積極的な調査にもかかわらず1に規定する期間が責任を決定するために十分でなかつた場合には、例外的に当該期間を超えて弁済を延期することができ。

3 請求を受けた郵政庁は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時まで請求について最終的に解決しなかつた場合には、責任郵政庁に代わつて請求人に為替金債務を弁済することができる。

第二十七条 為替金債務を弁済した郵政庁に対する償還

1 郵政庁は、請求人に対する為替金債務の弁済が自己に代わつて行われた場合には、弁済を行

つた郵政庁に対し、弁済が行われた旨の通告が発送された日から起算して四箇月以内に弁済金の額を償還する。

2 1の償還は、次のいずれかの方法により、貸方郵政庁に費用を負担させることなく行う。

(a) 条約の施行規則第百三条6に規定するいずれかの支払方法

(b) 合意がある場合には、為替計算書において当該貸方郵政庁の貸方に行う記入

3 1に規定する四箇月の期間が満了するとき、貸方郵政庁に償還される金額は、当該期間の満了の日から年六パーセントの割合で利子を生ずる。

第七章 計算

第二十八条 払渡郵政庁に対する補償

1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、月次計算書に集記された払渡済みのカード式為替のそれぞれにつき、当該払渡済みのカード式為替の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額二〇〇フランまで

一フラン八〇サンチーム

平均額二〇〇フランを超え四〇〇フランまで

二フラン二〇サンチーム

平均額四〇〇フランを超え六〇〇フランまで

二フラン七〇サンチーム

平均額六〇〇フランを超え八〇〇フランまで

三フラン三〇サンチーム

平均額八〇〇フランを超え一、〇〇〇フランまで

四フラン

2 月次計算書について払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額は、次のとおり算出する。

(a) 払渡済みの為替一口について適用する特別引出権による払渡手数料の率は、条約の施行規則第百四条にいう特別引出権に対する払渡国の通貨の平均値を基礎として、為替の金額の平均額を特別引出権の額に換算して決定する。

(b) 月次計算書について払渡手数料として算出する特別引出権の合計額は、当該月次計算書の対象となる月の末日における特別引出権の取引価値を基礎として払渡国の通貨の額に換算する。

3 もつとも、関係郵政庁は、振出しの際に徴収する料金が十五フランを超える場合には、払渡郵政庁の請求により、払渡手数料について、1の規定による払渡手数料よりも高い額のものとするを取り決めることができる。

4 払込為替及び無料で振り出された為替については、補償を行わない。

5 目録式為替については、1の規定による払渡手数料のほか、五十サンチームの追加払渡手数料を払渡郵政庁に支払う。3の規定は、目録式為替についても適用する。

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

6 振出郵政庁は、払渡済みの本人払の為替一口につき、四十サンチームの追加払渡手数料を払渡郵政庁に支払う。

7 転送の場合には、新たな名あて国の郵政庁は、最初の名あて国の郵政庁であつたとしたならば受領したであろう払渡手数料を受領する。

第二十九条 計算書の作成

1 各払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、カード式為替については払い渡した金額の月次計算書を、目録式為替については当該月中に受領した為替目録の金額の月次計算書を作成する。月次計算書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取りまとめる。

2 為替金の払渡しは異なる二以上の通貨で行われた場合には、総計算書の対象となる期間における借方郵政庁の属する国の公定為替相場場の平均値を基礎として、少額の貸高を多額の貸高の通貨に換算する。当該平均値は、いずれも小数第四位まで計算する。

3 勘定の決済は、相殺によることなく月次計算書に基づいても行うことができる。

第三十条 勘定の決済

1 総計算書の残高又は月次計算書の金額の支払は、特別の合意がない限り、貸方郵政庁が為替金の払渡しに使用する通貨で行う。

2 郵政庁は、相手国の郵政庁に、債務額を控除するための資金を保有することができる。

3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める限度

額を超える債権を他の郵政庁に対して有する場合には、内払金の払込みを請求する権利を有する。

4 決済される金額は、この約定の施行規則に定める期間内に弁済されない場合には、当該期間の満了の日から弁済の日まで年六パーセントの割合で利子を生ずる。

5 計算書の作成及び決済に関するこの約定及びこの約定の施行規則の規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によつて効力を失ふことはない。

第八章 雑則

第三十一条 為替取扱局

郵政庁は、できる限り自国のすべての地方において為替金の払渡しを行うことができるように、必要なすべての措置をとる。

第三十二条 郵政機関以外の機関の参加

1 郵政機関以外の機関が為替業務を行う国は、この約定によつて規律される為替の交換に参加することができる。

2 1の機関は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するため自国の郵政庁と取決めを行う。当該郵政庁は、1の機関と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間の関係につき、中介者となる。

第三十三条 租税等の禁止

為替証書及びこれに記載する受領証に対しては、この約定によつて認められる料金を除くは

か、いかなる料金及び課金も課することができない。

第三編 払込為替

第三十四条 払込為替の性格

為替の差出人は、名あて国の規則が認める場合には、現金による払渡しに代えて、受取人の郵便振替口座への為替金の受入登記を請求することができる。

第三十五条 一般的規定

1 払込為替については、次条から第三十九条までに規定する場合を除くほか、この約定の為替に関する規定を準用する。

2 郵便小切手業務を実施していない郵政庁も、払込為替の振出しに参加することができる。

第三十六条 振出しの最高限度額

払込為替の金額は、無制限とする。ただし、各郵政庁は、差出人が一日に又は一定の期間内に振り出すことのできる払込為替の金額を制限する権能を有する。

第三十七条 料金

1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を自由に定める。この料金は、振出郵政庁がその全額を取得するものとし、同一の金額の為替についての料金よりも低い額のものでなければならぬ。

2 振出郵政庁は、特別の取扱い(受取人の郵便振替口座に受入登記をした旨の通知等)の請求が行われた場合には、当該取扱いに係る料金を

1の規定による主要な料金に加える。

第三十八条 登記済通知

差出人は、郵政庁が相互に合意した国の間では、受取人の郵便振替口座に受入登記をした旨の通知を受けることを請求することができる。当該通知については、条約第四十八条の規定を準用する。

第三十九条 禁止

1 払込為替を名あて国以外の国に転送することは、認めない。

2 第十二条の規定にかかわらず、払込為替については、裏書は、認めない。

第四編 郵便旅行小為替

第一章 総則及び振出し

第四十条 定義及び小為替帳

1 郵便旅行小為替は、締約国の郵政庁がこの約定の原則に基づいて振り出し及び払い渡すことができる。

2 郵便旅行小為替証書は、つづり合わせて小為替帳とする。

第四十一条 通貨、最高限度額及び換算

1 各郵便旅行小為替証書は、関係郵政庁の間で合意する約五十フラン、約百フラン、約二百フラン又は約五百フランに相当する定額の金額につき払渡国の通貨をもつて表示する。

2 郵便旅行小為替証書は、特別の場合には、払渡国の通貨以外の通貨をもつて表示し、又は1の規定による定額の金額のいずれとも相当に異

なる金額について作成することができる。

3 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

4 小為替帳一冊に包有される郵便旅行小為替証書の数は、最高限十枚とする。各小為替帳は、異なる二以上の額の郵便旅行小為替証書を包有することができる。

第四十二条 料金

振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を自由に定める。

第四十三条 売渡価格

振出郵政庁は、郵便旅行小為替証書の額面金額及び料金のほかに、郵便旅行小為替証書及びその表紙の費用並びに小為替帳の作成に必要な各種の役務の費用に相当する金額を徴収する権能を有する。

第二章 為替金の払渡し

第四十四条 郵便旅行小為替証書の効力及び為替金の払渡し

1 郵便旅行小為替証書は、振出しの日から十二箇月の効力を有する。この十二箇月の期間は、各月の構成日数のいかんを問わず、振出しの日から応当日までとして計算する。

2 払渡業務は、十分な資金の準備がない場合には、払渡しの資金を得る時まで為替金の払渡しを延期することができる。

3 郵便旅行小為替証書及び小為替帳に係る権利は、裏書又は引渡しのいずれによっても移転する。

ることができない。郵便旅行小為替証書及び小為替帳は、担保とすることができない。

第四十五条 払渡しの停止

郵政庁は、自国の法令の定めるところによりする場合を除くほか、正規に振り出された郵便旅行小為替の為替金の払渡しの停止の請求に応ずることができない。

第三章 取調請求、責任及び計算

第四十六条 取調請求及び責任

1 振出郵政庁に対する取調請求は、小為替帳を提示しない限り、行うことができない。

2 請求人は、小為替帳を亡失した場合（当該小為替帳に包有される郵便旅行小為替証書を亡失した場合を含む。）に為替金の払戻しを受けるためには、当該小為替帳の交付を請求したこと及び当該小為替帳に係る全額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。

3 振出郵政庁は、有効期間の満了後六箇月を超えない期間内は、亡失の届出があつた郵便旅行小為替証書が未払であることを確かめた上で払戻しを行うことができる。

4 郵政庁は、郵便旅行小為替証書又は小為替帳の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずる結果については、責任を負わない。

第四十七条 払渡郵政庁に対する補償及び計算書の作成

1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、払渡済み郵便旅行小為替証書一枚につき一フランの均

一の払渡手数料を支払う。

2 郵便旅行小為替について払い渡した金額の計算書は、為替について払い渡した金額の計算書と同時に毎月作成する。

第五編 最終規定

第四十八条 郵便旅行小為替についてのこの約定の適用

第二編の規定は、前編に明文の定めのない郵便旅行小為替に関する事項について準用する。

第四十九条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのない事項について適用し又は準用する。

第五十条 憲章の適用の例外

憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

第五十一条 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならない。

2 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) 規定の追加に関する議案又は第一条から第十條まで、第十一條、第十二條から第十四條まで、第十五條1、2及び4、第十六條から第十八條まで、第十九條4、第二十條5、第二十二條から第三十條まで、第三十三條並びに第四十八條から第五十二條までの規定並びにこの約定の施行規則第二百二條から第二百六條まで、第二百九條、第二百十六條、第二百十九條から第二百一十一條まで、第二百二十四條、第二百二十九條から第二百三十三條まで、第二百三十七條1及び第二百三十八條の規定の改正に関する議案については、投票の総数

(b) この約定の規定(a)及び(c)に規定する規定を除く。並びにこの約定の施行規則第二百七條、第二百八條、第二百十條、第二百十二條、第二百十五條、第二百十七條、第二百十八條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十七條、第二百三十四條及び第二百三十八條から第二百四十五條までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(c) 第二十條3の規定及びこの約定の施行規則の規定(a)及び(b)に規定する規定を除く。の改正に関する議案又はこの約定及びこの約定の施行規則の規定の解釈（憲章第三十二條に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。）に関する議案については、投票の過半数

昭和五十六年四月十七日 参議院會議録第十三号(その二) 郵便小切手業務に関する約定

第五十二条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百八十二年七月一日に効力を生じ、次の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

郵便小切手業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3の規定の適用があることを条件として、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 この約定の目的

この約定は、郵便小切手業務において郵便振替口座の利用者に提供される業務であつて、締約国が相互間で実施することを合意するものを規律する。

第二条 参加郵政庁の間の決済方法

1 郵政庁は、郵便小切手制度を有する場合に、自己の名称で、相手国の郵政庁に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便小切手業務としてされる交換により生じた相互の借高及び貸高並びに、郵政庁間に取決めがある場合には、他の業務から生じた借高及び貸高を決済する。

2 払渡郵政庁が郵便小切手制度を有しない場合には、払出小切手の振出郵政庁は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十九條及び第三十條の定めるところにより、払渡郵政庁との間で決済を行う。

第三条 決済用口座への資金補てん及び延滞利子

1 各郵政庁は、相手国の郵政庁に、相手国の通貨で、債務額を控除するための資金を保有する。資金を設定し又は補てんするために送金された金額については、場合により、振あて郵政庁によつて開設された払出郵政庁名義の決済用口座に受入登記をする。

2 1の資金は、いかなる場合にも、資金を設定した郵政庁の同意がない限り、他の用途に充てることができない。

3 振替、払込み及び払渡しの請求については、1の資金の額がこれらの請求に応ずるために十分でない場合にも、処理される。この場合において、5及び6の規定の適用を妨げない。

4 貸方郵政庁は、その債権につきいつでも支払

を請求することができる。貸方郵政庁は、支払を請求する場合には、送金に要する日数を考慮して支払期日を定める。

5 資金の不足額が十万フランを超える場合には、決済される金額は、資金が不足する旨を電信によつて通告した日から起算して十五日の期間が満了した後は、利子を生ずる。その率は、年六パーセントを超えるものであつてはならない。

6 5の規定が適用された後において、借方郵政庁が5に規定する期間の満了後十五日以内に支払を行わない場合には、貸方郵政庁は、電信によつて予告した日の後八日目の日に当該決済用口座に係る業務を停止することができる。

7 この条の規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第四条 交換局

振替目録、払込目録又は払出小切手目録の交換その他必要な調整は、各締約国の郵政庁の指定する小切手局(交換局)という)を通じてのみ行う。

第五条 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及び同約定の施行規則

則の適用

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及び同約定の施行規則の規定は、この約定に明文の定めがある場合を除くほか、払込み及び払出しの交換について準用する。

第二編 振替

第一章 振替請求の受理及び処理の条件

第六条 交換方式

振替は、郵便によつても、また、電信振替が関係国の間で取り扱われている場合にはいかなる電信通信の方式によつても、交換することができる。

第七条 通貨及び換算

1 振替の金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨をもつて表示する。

2 もつとも、各郵政庁は、払出口座の加入者が払出国の通貨をもつて振替の金額を指示することを認めることができる。

3 払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第八条 最高限度額

各郵政庁は、口座の加入者が一日に又は一定の期間内に振替請求をすることのできる金額を制限する権能を有する。

第九条 料金

1 払出郵政庁は、振替の払出人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。

2 口座への振替金の受入登記については、内国業務において同一の取扱いにつき徴収する料金の額を超える料金を課することができない。

第十条 料金の免除

条約第十五条に定める条件を満たす郵便業務の事務用振替については、料金を免除する。

第十一條 振替通知書

1 郵便による振替については、払出人又は払出人の口座を所管する郵便小切手局が振替通知書を作成する。

2 振替通知書の裏面又はその表面の指定された箇所には、振あて人にあてた簡略な通信文を記載することができる。

3 振替通知書は、振あて人に対し、その口座への振替金の受入登記の後、無料で送付する。

第十二條 電信振替に関する特別規定

1 国際電気通信条約に附属する電信規則は、電信振替について適用する。

2 電信振替の払出人は、第九条の料金のほか、に、電気通信による送信について定められている料金（振あて人にあてた通信文の料金を含む。）を納付する。

3 振あて郵便小切手局は、各電信振替につき到着通知書又は内国業務若しくは国際業務の振替通知書を作成し、無料で振あて人に送付する。

第十三條 振あて人の口座への受入登記及び登記済通知

1 振あて郵政庁は、振あて人の口座に受入登記をするに当たり、自国の法令により必要とされる場合には、関係郵政庁に通知した上で、振替金につき、貨幣単位の端数を切り捨て、又は貨幣単位若しくは十分の一貨幣単位の端数を特定の方法により切り上げ若しくは切り捨てる権能を有する。

2 払出人は、郵政庁が相互に合意した国の間では、振あて人の口座に受入登記をした旨の通知を受けることを請求することができる。当該通知については、条約第四十八條の規定を準用する。

3 2の規定により徴収する料金は、払出人の口座から引き落とす。

第十四條 振替の通知

1 振替は、払出郵政庁が目録によつて振あて郵政庁に通知する。

2 振替の金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨をもつて目録に表示する。

第二章 取消し及び取調請求

第十五條 振替の取消し

振替の払出人は、振あて人の口座に受入登記がされていない限り、条約第三十三條に定める条件に従つて振替を取り消すことができる。取消しの請求は、書面により、払出人が振替請求を行つた郵政庁にあって行ふ。

第十六條 取調請求

1 振替の処理に関する取調請求は、払出人が、振替請求を行つた郵政庁にあって行ふ。ただし、払出人が、振あて人に対し、振あて人の口座を所管する郵政庁と交渉することを認めた場合は、この限りでない。

2 条約第四十二條の規定は、取調請求について準用する。

第十七條 振あて人の口座への受入登記が不能となつた振替金

何らかの理由により振あて人の口座への受入登記が不能となつた振替金は、払出人の口座に戻し入れる。

第三章 責任

第十八條 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、振替が正規に処理される時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負ふ。

2 郵政庁は、振替目録及び電信振替に関し自己の業務において生じた誤記について責任を負ふ。責任は、換算の誤り及び送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずる遅延については、責任を負わない。

4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適合する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

第十九條 責任の原則に対する例外

郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。
(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。
(b) 払出人が条約第四十二條に規定する期間内に取調請求を行わなかつた場合

第二十條 責任の決定

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十四條2から5までの規定が準用される場合を除くほか、責任は、誤りの生じた国の郵政庁が負ふ。

第二十一條 振替金債務の弁済及び求償

1 請求人に振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負ふ。

2 振替の払出人に弁済される金額は、理由のいかんを問はず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。

4 最後に振替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、当該誤りによつて利益を受けた者に対し求償権を有する。

第二十二條 弁済期限

1 請求人に対する振替金債務の弁済は、業務上の責任が確定した後速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行ふ。

2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかつた場合には、責任があると推定される郵政庁に代わつて請求人に振替金債務を弁済することができ。

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 郵便小切手業務に関する約定

第二十三条 振替金債務を弁済した郵政

庁に対する償還

1 責任郵政庁は、請求人に振替金債務を弁済した郵政庁に対し、弁済が行われた旨の通告が發送された日から起算して四箇月以内に償還を行う。

2 1に規定する期間が満了した後は、請求人に弁済した郵政庁に償還される金額は、年六パーセントの割合で延滞利子を生ずる。

第三編 口座への払込み

第二十四条 一般的規定

1 払込みの業務を行う国に居住する者は、払込みの業務を行う他国において所管される口座への払込みを請求することができる。

2 8から5までの規定が適用される場合を除くほか、振替に関する明文の規定は、払込みについて準用する。

3 払込郵政庁は、払込人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。この料金の額は、郵便為替の振出しについて徴収する料金の額を超えることができない。

4 受領証は、払込金の払込みの際に無料で払込人に交付する。

5 払込みは、特別の合意がない限り、払込郵政庁が目録によつて振あて郵政庁に通知する。

第二十五条 払込みの交換方式

1 口座への払込みの交換は、第六条の交換方式によつて行うことができる。交換は、払込通知

書又は払込為替によつて行う。

2 郵政庁は、郵便による払込みの交換に関し、自己の業務に最も適合した用紙の使用及び規則の適用について取決めを行う。郵政庁は、特に、内国業務の払込通知書の用紙を相互間で使用することについて取決めを行うことができる。

3 電信為替に関する規定は、電気通信による払込みの交換について準用する。

第四編 払出小切手又は郵便為替による払渡

し

第一章 一般的規定

第二十六条 払渡しの方式

1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、払出小切手、カード式為替又は目録式為替によつて行うことができる。

2 郵政庁は、払渡しに関し、自己の業務に最も適合した規則の適用について取決めを行う。郵政庁は、送付された払出小切手に代えて内国業務の用紙を使用することができる。

3 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及び同様の施行規則の規定は、口座に払出登記をした金額につき振り出されるカード式為替及び目録式為替について準用する。

第二章 払出小切手の振出し

第二十七条 通貨及び換算

第七条の規定は、払出小切手について準用する。

第二十八条 払出しの最高限度額

振出郵政庁は、払出人が一日に又は一定の期間内に払出請求をすることのできる金額を制限する権能を有する。

第二十九条 払出人から徴収する料金

振出郵政庁は、払出小切手につき払出人から徴収する料金を定める。

第三十条 払出小切手の送達のための電気通信の利用

1 払出小切手は、郵政庁が電気通信を利用することを取り決める場合には、振出郵政庁の交換局と払渡郵政庁の交換局との間又は振出郵政庁の交換局と払渡局との間において電気通信により送達することができる。

2 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第四條及び第八條の規定は、電信払出小切手について準用する。

第三章 公衆に認められる権利に関する事項

第三十一条 払渡済通知、別配達、本人

払、受取人にあてた通信文、取戻し、あて名変更及び裏書

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第九條、第十條及び第十二條の規定は、払出小切手について準用する。

第三十二条 転送

1 払出小切手は、名あて国外に転送することができる

できない。

2 受取人が名あて国外に転居している場合には、払出小切手は、払渡不能のものとして取り扱う。差出国の規則が認める場合には、払出人は、受取人の新たなあて名について通知を受け得る。

第四章 払出小切手の払渡し

第三十三条 雑則

1 払渡郵政庁は、通常受取人の住所において払い渡されている郵便為替の金額を超える額の払出小切手については、受取人の住所において払い渡す義務を負わない。

2 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第十三條から第十八條までの規定は、払出小切手に係る有効期間、日付認証、払渡しの一般的規則、別配達及び受取人から徴収する料金並びに電信による払渡しに関する特例について準用する。ただし、内国業務の規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五章 払渡不能の払出小切手及び払渡しの承認

第三十四条 払渡不能の払出小切手

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第九條に規定するいずれかの理由によつて払渡不能となつた払出小切手の金額は、払出人の口座に戻し入れるため、払渡郵政庁の交換局を通じて振出郵政庁の郵便小切手業務の処分にゆだねる。

第三十五条 払渡しの承認

1 払出小切手がその払渡しの前に亡失し又は損傷した場合には、払出人又は受取人の請求に応じ、払渡郵政庁の交付する払渡承認書をもつてこれに代えることができる。

2 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十条から五までの規定は、払出小切手に代えて作成される払渡承認書について準用する。

第三十六条 時効にかかった払出小切手郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十一条の規定は、時効にかかった払出小切手について準用する。

第六章 責任

第三十七条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、払出小切手が正規に払い渡される時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

2 郵政庁は、払出小切手目録に関し及び電信払出小切手の送達のため電信業務にゆだねた書類に関し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。責任は、換算の誤り及び送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、払出小切手の送達及び払渡しにおいて生ずる遅延については、責任を負わない。

4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適合する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めることができる。

5 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十三条から第二十七条までの規定は、払出小切手について準用する。

第七章 払渡郵政庁に対する補償

第三十八条 払渡郵政庁に対する補償

1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、各月中に送付された送り状に集記された払出小切手の金それれにつき、当該集記された払出小切手の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額二〇〇フランまで

一フラン八〇サントーム

平均額二〇〇フランを超え四〇〇フランまで

二フラン二〇サントーム

平均額四〇〇フランを超え六〇〇フランまで

二フラン七〇サントーム

平均額六〇〇フランを超え八〇〇フランまで

三フラン三〇サントーム

平均額八〇〇フランを超え一、〇〇〇フランまで

四フラン

平均額一、〇〇〇フランを超えるとき

四フラン八〇サントーム

2 もつとも、郵政庁は、1の規定による払渡手数料に代えて、払出小切手の金額と関係のない均一の払渡手数料であつて特別引出権又は払渡国の通貨をもつて表示されるものの支払について取決めることができる。

3 払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額は、毎月、次のとおり算出する。

月、次のとおり算出する。

(a) 払出小切手一枚について適用する特別引出権による払渡手数料の率は、条約の施行規則第百四条にいう特別引出権に対する払渡国の通貨の平均値を基礎として、払出小切手の金額の平均額を特別引出権の額に換算して決定する。

(b) 各計算書について払渡手数料として算出する特別引出権の合計額は、当該計算書の対象となる月の末日における特別引出権の取引価値を基礎として払渡国の通貨の額に換算する。

(c) 2の均一の払渡手数料を特別引出権により定める場合には、その額の払渡国の通貨への換算は、(b)に定めるところにより行う。

第五編 口座に払出登記をした金額のその他の方法による払渡し

第三十九条 一般的规定

1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、磁気テープその他の媒体であつて郵政庁間で合意するものによつても行うことができる。

2 名あて郵政庁は、1の媒体によつて送付された支払指図を表示するため内国業務の用紙を使用することができる。交換の条件は、関係郵政庁の間の特別の取決めにより定める。

第六編 旅行者に対する支払手段の交付

第一章 郵便保証小切手

第四十条 郵便保証小切手の交付

1 各郵政庁は、口座の加入者に対し、締約国

(相互間で当該業務を実施することに同意する国に限る。)の郵便局の窓口において一覽払を受けることができる郵便保証小切手を交付することができる。郵便保証小切手は、関係郵政庁の間の取決めにより、第三者への支払に充てることができる。

2 郵便保証小切手の交付を受けた口座の加入者に対しては、払渡の際に提示する郵便保証小切手カードをも交付する。

第四十一条 通貨及び換算割合

1 保証される最高限度額は、郵便保証小切手の裏面又は補箋に各締約国の通貨をもつて表示する。

2 振出郵政庁は、払渡郵政庁との間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第四十二条 最高限度額

一枚の郵便保証小切手によつて払い渡すことのできる最高限度額は、締約国の間の合意によつて定める。

第四十三条 有効期間

1 郵便保証小切手の有効期間は、振出郵政庁が定める。

2 有効期間は、郵便保証小切手にその効力の終了の日を記載して表示する。

3 2の表示がない場合には、郵便保証小切手は、無期限に効力を有する。

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二) 郵便小切手業務に関する約定

第四十四条 払渡しの一般的規則

郵便保証小切手の金額は、郵便局の窓口において払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。

第四十五条 払渡郵政庁に対する補償

郵便保証小切手の業務への参加に同意する郵政庁は、合意により、払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額を定める。

第四十六条 責任

払渡郵政庁は、払渡しが正規に行われたことを立証することができる場合には、すべての責任を免れる。

第二章 郵便旅行小切手

第四十七条 郵便旅行小切手

1 郵便旅行小切手の交換につき同意する国において所管される口座の加入者は、請求を行うことにより、その交換に同意する他国において払渡しを受けることのできる郵便旅行小切手の交付を受けることができる。

2 郵便旅行小切手による支払の条件及び実施は、郵便旅行小切手の交換につき同意する国の定めるところによる。

第七編 郵便小切手局支払の有価証券の振替による決済

第四十八条 郵便小切手局支払の有価証券

1 外国の郵便小切手局支払の銀行小切手又は商業手形をその取立てのために受け付けた郵便小切手局は、支払国の郵政庁との間に合意がある

ことを条件として、支払郵便小切手局に対し当該銀行小切手又は商業手形を送付するものとし、支払郵便小切手局は、振替によつて決済を行う。

2 1の有価証券は、現金取立てが行われる有価証券について定める形式上の要件を満たすものでなければならぬ。

3 郵政庁は、合意により、拒絶証書の作成に必要な規則及び一部支払が認められるための条件を定める。

第四十九条 料金

郵便小切手局による取立てのために受け付けられる有価証券については、受付郵政庁の名において、最高限二十サンチムの料金を徴収することができる。

第五十条 責任

1 郵政庁は、口座に払出登記をした有価証券の金額について責任を負う。

2 郵政庁は、次の遅延については、責任を負わない。

(a) 有価証券の送付又は提示の遅延
(b) 第四十八条3の規定による拒絶証書の作成又は司法上の訴訟の提起の遅延

第八編 雑則

第五十一条 外国に口座を開設するための申込み

1 いずれかの者がその居住国との間で振替を交換している国に口座を開設するための申込みを

行つた場合には、居住国の郵政庁は、当該申込みの審査につき、口座を所管することとなる郵政庁に協力する。

2 郵政庁は、できる限り慎重かつ積極的に1の審査を行うことを約束する。もつとも、郵政庁は、審査のために責任を負うことはない。

3 加入者の居住国の郵政庁は、口座を所管する郵政庁の請求に応じ、加入者の法律上の能力の変更に関する審査についても、できる限り協力する。

第五十二条 郵便料金の免除

1 郵便小切手局から加入者にあつた口座の受払通知票を入れた封筒は、連合加盟国において、無料で、最も迅速の線路(航空路又は平路面路)により送付し及び交付する。

2 1の封筒は、連合加盟国において転送される限り、いかなる場合にも、料金免除の利益を失わない。

第五十三条 加入者名簿

1 加入者は、その口座を所管する郵政庁の仲介により、他の郵政庁の発行する加入者名簿を、当該他の郵政庁が内国業務において定める価格により購入することができる。

2 各郵政庁は、他の締約国の郵政庁に対し、業務の実施に必要な部数の加入者名簿を無料で提供する。

3 郵政庁は、加入者名簿の記載の誤りについては、責任を負わない。

第九編 最終規定

第五十四条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのない事項について適用し又は準用する。

第五十五条 憲章の適用の例外

憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

第五十六条 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならない。

2 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) この約定及びこの約定の施行規則の規定の追加又は改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(b) この約定及びこの約定の施行規則の規定の解釈(憲章第三十二条に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案に

つては、投票の過半数

第五十七条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百八十一年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証憑として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百七十九年十月二十六日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、

両国の間の郵便支払指図の交換に関する約定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換は、次条の規定に基づく取極がされたときは、この約定によつて規律される。

2 この約定は、振替及び払込みの業務については、適用しない。これらの業務は、万国郵便連合の郵便小切手業務に関する約定の関連規定によつて規律される。

第二条

1 郵便支払指図の交換方式その他この約定の実施に必要な事項は、日本国郵政省とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国郵政庁との両者（以下それぞれを「郵政庁」という。）の間の合意により定めることができる。

2 両郵政庁の間の合意により定める事項には、次の事項を含める。

(a) 郵便支払指図一口の金額の限度

(b) 郵便支払指図の払渡しをすることのできる期間

(c) (b)の期間内に払い渡されなかつた郵便支払指図の処理の手續

(d) 振出郵政庁が郵便支払指図の払渡しの停止を請求するための条件

(e) 決済用口座の運用の手續

(f) 各郵政庁が他方の郵政庁に提供する役務に對する手数料

第三条

郵便支払指図の金額は、両郵政庁の間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨をもつて表示する。

第四条

各郵政庁は、払渡国の通貨に對する自国の通貨

の換算割合を定める。

第五条

各郵政庁は、この約定によつて規律される業務につきその利用者から徴収する諸料金を定める権能を有する。

第六条

各郵政庁は、決済のため自己の名義で他方の郵政庁に決済用口座を開設する。

第七条

郵便支払指図の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の規則に、払渡しについては払渡国の規則に従う。

第八条

各郵政庁は、他方の郵政庁の同意を得て、かつ、両郵政庁の間の合意により定める条件で、他方の郵政庁にあてて振り出される郵便支払指図により、郵便支払指図の交換をいずれの国又は地域との間においても行うことができる。

第九条

いずれの郵政庁も、郵便支払指図の業務の全部又は一部を停止する必要がある場合には、直ちに他方の郵政庁にその旨を通知する。

第十条

この約定に基づき両郵政庁の間で合意により締結される取極の解釈又は適用についての意見の相違は、両郵政庁の間で解決する。

第十一条

1 この約定は、各締約国により、その憲法上の

手續に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において両締約国が合意する日に効力を生ずる。

2 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後十二箇月を経過する時まで、引き続き効力を有する。

以上の証憑として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの約定に署名した。

千九百八十一年二月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊東正義

山内一郎

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ヒュー・コータツツイ

昭和五十六年四月十七日 参議院会議録第十三号(その二)

三七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五六一四四一
〒105